

平成25年 6 月

# 指宿市議会会議録

第 2 回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成25年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月6日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第1号，報告第2号，議案第49号～議案第52号一括上程	5
提案理由説明	5
報告第1号及び報告第2号（質疑）	9
議案第49号～議案第51号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	9
議案第52号（質疑，委員会付託省略，表決）	10
議案第53号～議案第56号一括上程	10
提案理由説明	11
議案第53号～議案第56号（質疑，委員会付託）	16
新たに受理した請願1件上程（委員会付託）	16
散    会	16
6月20日	
議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定による出席者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開    議	19

会議録署名議員の指名	19
一般質問	19
前之園 正 和 議員	19
1. 政治姿勢について	
2. T P P 交渉参加問題について	
3. 風疹の予防について	
4. 国保税問題について	
5. 防災行政について	
田 中 健 一 議員	33
1. 運動施設整備について	
2. 車道・歩道の問題点について	
井 元 伸 明 議員	41
1. 農業振興策について	
2. 通学路の安全対策について	
3. 市内循環バスについて	
福 永 徳 郎 議員	52
1. なのはな館について	
2. 市営住宅の管理について	
3. 道路建設管理について	
浜 田 藤 幸 議員	64
1. ワクチン接種緊急促進事業について	
六反園 弘 議員	76
1. 山川高校の支援について	
2. 戦跡巡りの活用について	
延 会	87
 6月24日	
議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条の規定による出席者	88
職務のため出席した事務局職員	89
開 議	90

会議録署名議員の指名	90
一般質問	90
下柳田 賢 次 議員	90
1. 指宿ジオパーク構想について	
2. 障害児の学童保育について	
3. 中国 胶南市との友好都市盟約について	
4. なのはな館問題について	
高 田 ちよ子 議員	106
1. 安心・安全な生活のために	
前 原 六 則 議員	115
1. 開聞地域の振興について	
2. ヒヨドリ被害の対策について	
3. 時報サイレンについて	
木 原 繁 昭 議員	127
1. 国道226号沿いの歩道拡幅について	
2. 浸水対策事業について	
3. 健幸のまちづくりについて	
新川床 金 春 議員	139
1. ごみ行政について	
2. スマート・ウエルネス・シティ構想について	
3. 市長と語る会について	
議案第57号上程	152
提案理由説明	152
議案第57号（質疑，委員会付託）	153
散 会	153
6月27日	
議事日程	155
本日の会議に付した事件	155
出席議員	155
欠席議員	156
地方自治法第121条の規定による出席者	156
職務のため出席した事務局職員	156
開 議	157

会議録署名議員の指名	157
議案第53号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	157
議案第54号及び議案第55号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	158
議案第56号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	160
議案第57号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	166
審査を終了した請願1件 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	168
閉会中の継続審査について	169
議案第58号上程	169
提案理由説明	170
議案第58号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	170
意見書案第1号上程	173
意見書案第1号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	173
市長の発言取消申出の件	173
新川床議員の発言取消申出の件	174
議員派遣の件	174
閉議及び閉会	174

平成25年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 22日間（6月6日～6月27日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月6日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号，報告第2号及び議案第49号～議案第56号一括上程 (議案説明)</li> <li>・報告第1号及び報告第2号(質疑)</li> <li>・議案第49号～議案第51号(質疑，委員会付託省略，討論，表決)</li> <li>・議案第52号(質疑，委員会付託省略，表決)</li> <li>・議案第53号～議案第56号(質疑，委員会付託)</li> <li>・新たに受理した請願上程(委員会付託)</li> </ul>
7日	金	休 会	一般質問の通告限(12時)
8日	土	"	
9日	日	"	
10日	月	"	総務水道委員会(10時開会)
11日	火	"	文教厚生委員会(10時開会)
12日	水	"	産業建設委員会(10時開会)
13日	木	"	
14日	金	"	
15日	土	"	
16日	日	"	
17日	月	"	
18日	火	"	
19日	水	"	

20日	木	本会議	・一般質問
21日	金	休 会	
22日	土	”	
23日	日	”	
24日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・議案第57号上程（議案説明）</li> <li>・議案第57号（質疑，委員会付託）</li> <li>総務水道委員会（16時25分開会）</li> <li>産業建設委員会（16時35分開会）</li> </ul>
25日	火	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
26日	水	”	
27日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第53号～議案第57号（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・審査を終了した請願（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・閉会中の継続審査について（陳情第4号）</li> <li>・議案第58号上程（議案説明）</li> <li>・議案第58号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li> <li>・市長の発言取消申出の件</li> <li>・新川床議員の発言取消申出の件</li> <li>・議員派遣の件</li> </ul>

平成25年第2回指宿市議会定例会会議録

平成25年6月6日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成24年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第49号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第50号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第51号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第52号 固定資産評価員の選任について
- 日程第9 議案第53号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第10 議案第54号 指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 指宿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 新たに受理した請願上程（請願第1号）

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘



13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	野口義幸	産業振興部長	高野重夫
農政部長	池増広行	建設部長	三窪義孝
教育部長	濱田悟	山川支所長	森健一
開聞支所長	下吉耕一	建設部参与	上谷修
総務課長	廣森敏幸	財政課長	中村孝
税務課長	浜島勝義	健康増進課長	新留幸一
都市整備課長	小牟禮信一郎		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

開会及び開議

午前10時32分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成25年第2回指宿市議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下柳田賢次議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月27日までの22日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月27日までの22日間と決定いたしました。

#### 報告第1号、報告第2号、議案第49号～議案第52号一括上程

議長（森時徳） 次は、日程第3、報告第1号、平成24年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第8、議案第52号、固定資産評価員の選任について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第2回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、繰越明許費の報告に関する案件2件、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、条例の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件1件、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、条例に関する案件2件、補正予算に関する案件1件の計10件であります。

まず、報告第1号、平成24年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の2議案であります。

両案は、平成24年度指宿市一般会計補正予算において、また、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、議案第49号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第50号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

両案は、平成25年5月10日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとのものです。

次は、議案第51号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成25年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとのものです。

次は、議案第52号、固定資産評価員の選任について、であります。

本案は、本定例会において議会の同意を得て、固定資産評価員を選任する必要があることから、市民生活部税務課長、浜島勝義を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるとのものです。何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、報告第1号、平成24年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、議案第51号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、までの5議案の詳細については、関係各部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（遠見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第1号、平成24年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

2ページをお開きください。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、ご説明申し上げます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、新設改良事業につきましては、事業費が確定したことに伴う減額であります。

款7土木費、項3河川費、事業名、河川事業につきましては、事業費が確定したことに伴う

減額であります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名，十町土地区画整理事業につきましては，移転補償の時期が早まり，平成24年度の補償費が支出増になったこと等に伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額となったものであります。

款10災害復旧費，項2土木施設災害復旧費，事業名，現年補助災害復旧事業につきましては，事業費が確定したことに伴う減額であります。

次は，提出議案の6ページをお開きください。

議案第49号，平成25年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊平成25年度一般会計補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ6,453万3千円を追加して，歳入・歳出予算の総額を201億2,750万3千円にしたものであります。

それでは説明の都合上，歳出の方からご説明をいたしますので，10ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目6国民健康保険総務費，6,453万3千円の補正につきましては，平成24年度国民健康保険特別会計の決算におきまして，歳入が歳出に不足する見込みとなったことから，地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき，平成25年度予算を繰り上げて，平成24年度予算にこれを充てる繰上充用金を計上する必要が生じました。平成25年度の国民健康保険特別会計内では，この繰上充用金の財源を確保できなかったことから，一般会計から法定外の繰出金として，6,453万3千円を計上したものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，9ページをお開きください。

款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金，6,453万3千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源として，財政調整基金からの繰入金であります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（谷口強美） それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明を申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第51号，指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて，であります。

12ページをお開きください。

本案の主な改正内容につきまして，ご説明申し上げます。国民健康保険の被保険者が，国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行する場合について，国民健康保険税の軽減を判定する所得算定の5年間特例を恒久化するほか，特定世帯に係る世帯別平等割額を5年間2分の1

に減額する現行措置に加え、軽減期間終了後の激変を緩和する措置としまして、その後3年間は4分の1を減額する内容の改正であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（野口義幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

議案第50号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の11ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ6,453万2千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を76億8,123万1千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、20ページをお開きください。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金、6,453万2千円の補正につきましては、平成24年度国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に不足する見込みとなったため、平成25年度会計の歳入から、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、19ページをお開きください。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、6,453万3千円の増額補正につきましては、平成24年度歳入不足により繰上充用することから、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金1千円の減額補正につきましては、平成24年度歳入不足により繰上充用することから、前年度繰越金を減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

報告第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

5ページをお開きください。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点でご説明しておりますので、割愛させていただきます。繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が

減額となった事業について、ご説明申し上げます。

款2事業費，項2維持管理費，事業名，公共下水道事業整備事業（社会資本整備総合交付金）につきましては，事業執行による事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第1号及び報告第2号（質疑）

議長（森時徳） これより，質疑に入ります。

まず，報告第1号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にもありませんので，質疑を終結いたします。

以上で，報告第1号は終了いたしました。

次に，報告第2号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にもありませんので，質疑を終結いたします。

以上で，報告第2号は終了いたしました。

議案第49号～議案第51号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

議長（森時徳） 次に，議案第49号から議案第51号までの3議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にもありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案51号までの3議案は，委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第51号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号から議案第51号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第51号までの3議案は、承認することに決定いたしました。

#### 議案第52号(質疑、委員会付託省略、表決)

議長(森時徳) 次に、議案第52号について質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、同意することに決定いたしました。

#### 議案第53号～議案第56号上程

議長(森時徳) 次は、日程第9、議案第53号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、から、日程第12、議案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） それでは、ご説明を申し上げます。

まず、議案第53号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

指宿市過疎地域自立促進計画の事業内容に変更が生じたので、同計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第54号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、及び字句等の整理を行うことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第55号、指宿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、であります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、指宿市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、事案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ6,792万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を201億9,542万4千円にしようとするものであります。

なお、4議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第53号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

過疎計画につきましては、毎年見直しを行った上で、計画の変更については、県と協議を行い、そのたび毎に議会の議決を経て、国へ提出することになっております。変更の事業につきましては、平成24年度に実施、若しくは平成25年度の当初予算でご審議いただき、計上しているものがほとんどで、その内容につきましては、新規の追加分等が25件、平成24年度実績による事業量の増減が6件、名称の変更が7件であります。

次に、27ページをお開きください。

議案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。



別冊の平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ6,792万1千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を201億9,542万4千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表、地方債補正で示しのとおり、起債対象事業及び起債額の追加と変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12役務費から節18備品購入費までの補正につきましては、共生協働支援センターの市民活動スペースの利用効率化を図るための環境整備を行うことから、予算の組替えを行うものであります。

同じく、節19負担金補助及び交付金720万円の補正につきましては、田良自治公民館、仙田地区公民館、小牧自治公民館が申請していた空調設備の設置、郷土芸能用の衣装等に対する助成金について、コミュニティ助成事業助成金の決定通知があったことから、補助金を計上するものであります。

目10電算管理費、節13委託料400万円の補正につきましては、法務省が構築する戸籍副本データ管理システム導入に伴い、通信機器を更新する必要があることから委託料を計上するものであります。

款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節4共済費と節7賃金の合計245万2千円の補正につきましては、利永保育所の入所児童数増による保育士新規雇用に伴う賃金等を増額計上するものであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境衛生費、節4共済費から節18備品購入費までの合計503万1千円の補正につきましては、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金の内示があったことから、海岸漂着物回収に係る事業費を増額計上するものであります。また、当初予算で計上していた事業費の財源についても、一般財源から県支出金への財源の組替えを行うものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節4共済費から、次のページを開けていただき、節12役務費までの合計70万2千円の補正につきましては、青年就農給付金事業の事務費の内示があったことから、青年就農給付金事業に係る推進事務費を計上するものであります。

目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金260万7千円の補正につきましては、鳥獣被害防止対策協議会が鳥獣被害防止総合交付金を活用して行う、農作物の鳥獣被害対策のためのカラス罟、小動物罟、電気柵の購入費と罟免許の取得経費等に係る補助金等を計上するものであります。

目6農地費、節19負担金補助及び交付金400万円の補正につきましては、県営事業として実

施する小牧地区シラス対策事業を前倒しすることで、事業費が追加されたことから、市の負担金を増額計上するものであります。

項3水産業費、目2水産業振興費、節13委託料と節15工事請負費の合計1,600万円の補正につきましては、水産基盤整備事業費の内示があったことから、漁場の改善及び環境保全を目的に造成する藻場礁整備事業に係る設計委託料と工事請負費を計上するものであります。

同じく、節19負担金補助及び交付金1,576万8千円の補正につきましては、種子島周辺漁業対策事業を活用して、山川漁協が水産物加工処理施設の備品購入を、指宿漁協が水揚げ荷捌き施設の床改修工事を行うことから、備品購入及び工事に係る県補助金1,551万8千円と、かいらい漁協の保冷車導入に対する県南薩地域振興推進事業費の採択内示に伴う市補助金25万円を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節9旅費から節19負担金補助及び交付金までの合計50万1千円の補正につきましては、県地方消費者行政活性化補助金の内示があったことから、消費生活相談員の資質向上のための研修費等を計上するものであります。

目3観光費、節15工事請負費200万円の補正につきましては、指宿まるごと博物館看板設置事業に対する県南薩地域振興推進事業費の採択内示があったことから、観光看板設置工事費を計上するものであります。

目4温泉施設費、節11需用費102万2千円の補正につきましては、砂むし会館砂楽の温泉ろ過器内部に亀裂が生じ、早急に補修する必要があることから、補修に係る施設維持費を計上するものであります。

同じく、節15工事請負費65万4千円の補正につきましては、ヘルシーランド露天風呂敷地内にある高圧気中開閉器の老朽化が進んでおり、故障した場合は周辺一帯が停電する恐れがあることから、機器更新のための工事請負費を計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18備品購入費204万6千円の補正につきましては、2自主防災組織から要望のあった防災活動に必要な備品購入について、コミュニティ助成事業による助成金の申請を行っていたところ、決定通知があったことから備品購入費を計上するものであります。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節8報償費から、次のページの節11需用費までの合計11万3千円につきましては、県からスクールソーシャルワーカー活用事業費県委託金額と委託内容の決定通知があったことから、スクールソーシャルワーカー派遣回数増に伴う報償費等の増と、予算の組替えを行うものであります。

項2小学校費、目3学校教育振興費、節8報償費から節12役務費までの合計20万円の補正につきましては、柳田小学校が平成25年度人権教育研究指定校として内示があったことから、人権教育研究指定校に係る事業費を計上するものであります。

項4高等学校費、目1学校管理費、節9旅費28万4千円の補正につきましては、本年4月1日の

教職員人事異動に伴う赴任旅費に不足額が生じたことから、旅費を増額計上するものであります。

同じく、節11需用費50万円の補正につきましては、第2情報処理室にある40台のパソコンが故障がちであり、同機種パソコンの同一ソフトを使って授業を行うためには、修理して対応せざるを得ないことから、修繕料を増額計上するものであります。

項6社会教育費、目6文化財保護費、節12役務費10万5千円の補正につきましては、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡の史跡購入事業において、購入土地の不動産鑑定が必要となったことから、不動産鑑定に係る手数料を計上するものであります。

目7社会教育施設費、節11需用費184万6千円の補正につきましては、時遊館C O C C Oはしむれ及び市民会館の建物の老朽化に伴う補修が発生し、早急に対応する必要があることから、消耗品費及び施設維持費を増額計上するものであります。

目8社会教育振興費、節19負担金補助及び交付金38万5千円の補正につきましては、平成27年度に鹿児島県で開催される国民文化祭の事前準備のため、本年度山梨県で開催される国民文化祭の視察研修を行うことから、国民文化祭指宿市実行委員会に対する研修等に係る補助金を計上するものであります。

項7保健体育費、目3学校給食センター費、節11需用費50万5千円の補正につきましては、指宿学校給食センター調理室等の自動ドア3か所に不具合が発生しており、衛生面で支障が生じる恐れがあり、早急に補修する必要があるため、施設維持費を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金8万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金を計上するものであります。

款15県支出金4,805万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する県補助金と委託金を計上するものであります。

款18繰入金50万9千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金への繰り戻しを計上するものであります。

款20諸収入948万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、助成金と負担金等を計上するものであります。

款21市債1,080万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、市債の追加を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長（谷口強美） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の18ページをお開きください。

議案第54号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。  
19ページをお開きください。

第1条の指宿市税条例の一部改正につきましては、16項目の改正中、主な改正内容についてご説明申し上げます。

第34条の7第2項は、平成25年以降、平成49年まで復興特別所得税が賦課されることに伴い、ふるさと寄附金に係る特例控除の算定方法の見直しがなされたことによる改正であります。

附則第3条の2は、現在の低金利状況を踏まえ、国税における延滞税等の利率の見直しがなされたことにあわせて、市税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる改正であります。

20ページをお開きください。

中ほどになります、附則第7条の3の2は、消費税が引き上げられた場合に、個人住民税における住宅借入金等特別控除の適用期間が延長されることに加え、控除額とその限度額が引き上げられることによる改正であります。

次は、23ページをお開きください。

第2条の指宿市都市計画税条例の一部改正につきましては、課税の特例で、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産の課税標準額を3分の2に緩和する特例措置等4件が新たに追加され、また、3件が廃止となったことに伴い、この条例における地方税法の引用条項等の整備を行うものであります。

附則におきましては、施行期日と経過措置について規定しているところであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

健康福祉部長（野口義幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して説明申し上げます。

提出議案の25ページをお開きください。

議案第55号、指宿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、であります。

条例案は26ページです。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部の設置に関して組織体制等の必要な事項を定めるものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号～議案第56号（質疑，委員会付託）

議長（森時徳） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号を除く3議案については，お手元に配布しております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第56号については，各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した請願1件上程（委員会付託）

議長（森時徳） 次は，日程第13，新たに受理した請願1件を議題といたします。

請願1件については，お手元に配布の請願文書表のとおり，文教厚生委員会に付託いたします。休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（森時徳） 以上で，本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 下柳田 賢 次

議 員 松 下 喜久雄

平成25年第2回指宿市議会定例会会議録

平成25年6月20日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	野口義幸	産業振興部長	高野重夫

農政部長	池増 広行	建設部長	三窪 義孝
教育部長	濱田 悟	山川支所長	森 健一
開聞支所長	下吉 耕一	建設部参与	上谷 修
総務課長	廣森 敏幸	市長公室長	川路 潔
危機管理課長	森 和美	市民協働課長	馬場 久生
長寿介護課長	大久保 成人	地域福祉課長	今柳田 浩一
健康増進課長	新留 幸一	観光課長	下敷領 正
農政課長	宮崎 英世	建築課長	大久保 覚
学校教育課長	瀬戸山 稔	市民スポーツ課長	下敷領 達郎

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山 一幸	次長兼議事係長	岩下 勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川 富男	議事係主査	濱上 和也

開 議

午前10時00分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（森時徳） 次は日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、そして、平和と民主主義を守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、政治姿勢について憲法問題を幾つか伺います。日本国憲法は、施行66周年を迎えましたが、制定以来最大の危機を迎えています。改定論者である安倍首相の一番の目的は、9条に対する攻撃です。9条は戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認という日本国憲法が平和憲法と言われる眼目であります。憲法についていろいろな考えを持つ人も、9条だけは守ってほしいというのが国民の声です。また、憲法は他の法律と違い、国民に対して義務や守るべきことを定めているのではなく、政治権力の指示的支配に対抗し、権力を制限しようとするもの、いわば権力を縛るものとしてできています。つまり、立憲主義であります。だからこそ、憲法99条には憲法尊重擁護の義務が書かれています。96条は、時の政治権力が軽々に憲法を変えることができないよう、どこの国でも過半数の原理でなく、更に多数でなければならないようになっていきます。地方議会においても、重要なことについては、特別多数議決の必要があり、3分の2、あるいは4分の3とかハードルができています。そのような中で、憲法を変えるのに過半数で発議なんてでたらめであります。そこで市長に伺います。市長は特別職ではありますが、公務員の範疇にあります。公務員などの憲法尊重擁護義務を定めた憲法99条について、市長としてどのように考えているか、見解を伺います。併せて、96条について、さらに、9条についてどのような見解をお持ちか伺います。

次に、TPP交渉参加問題についてであります。自民党は昨年の衆院選公約で、聖域なき完全撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対と明記しながら、例外があることを取り付けたとしてTPP参加表明をしました。しかし、聖域なき完全撤廃がTPPそのものであり、例



外などあり得ません。仮に、オバマ大統領との間で例外があり得ることを確認したとすれば、その場限りの言い逃れであり、一般論としては、何事にも例外はあるのだというにすぎません。自民党は、今なお、時と場所によってＴＰＰ反対を声高に叫びながら、実際はＴＰＰ参加の道をまっしぐらであります。ＴＰＰ参加による影響額は、国においても県においても、農業分野を中心に影響額の試算が示されています。作物によっては壊滅的打撃になるものもあります。また、ＴＰＰ交渉参加による影響は農業分野だけではなく、医療、介護、保険、金融、雇用、その他ありとあらゆる分野に及ぶとされています。そこで市長に伺いますが、ＴＰＰによって関税が撤廃されれば、本市において農業分野でどれくらいの影響があると試算しているか。また、医療、雇用、保険など農業以外の影響はどのように見ているか。ＴＰＰ参加は日本にとって何もいいところはないどころか、日本農業を破壊し、経済をも破壊するものであります。市長として交渉参加反対、撤回を求める立場を明確にすべきだと思いますが、お考えを伺います。

次に、風疹の予防についてです。風疹が近年になく流行しています。妊婦さんが特に妊娠初期に風疹に罹患すると、胎児に感染し、白内障や緑内障、先天性心疾患、難聴などの先天性風疹症候群にかかる可能性が高いとして、社会問題化しています。妊婦の周りにいてうつす可能性が高いという意味では、妊婦の夫も風疹にかかればリスクが高まります。風疹のワクチン接種については、制度が変わってきた関係もあって、女性だけが対象であったり、接種をしていない谷間の時期があったりしています。予防接種には保険は適用されず、単独ワクチンで4千円から8千円、混合ワクチンで8千円から1万円程度掛かるようです。妊婦と新しい命を守り、健やかな成長を望むためにも、避けられる先天性風疹症候群は避けるよう手立てを取るべきです。そこで妊娠を望んでいる女性とその夫に対して、ワクチン接種のための補助制度を市としても考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、市長の考えを伺います。

次に、国保問題についてです。国保税の問題では何回か質問をしまいましたが、豊留市長になって2回、前任者の時を含めれば、昨年までに4年間で3回の国保税値上げがあり、市民生活を圧迫しています。家族4人所得300万円資産なしの場合で、国保税は48万5,400円にもなっており、所得に対して16%を超える額になっています。10%を超えれば高いと言えるという政府見解に対しても、更に1.6倍であります。地方自治体の責務は、市民要求にどうこたえるか、市民生活をどう守るかということであり、市の財政が苦しいとしても、そのしわ寄せを住民に押し付けることは誰にでもできます。しかし、それは本来の行政の仕事ではありません。国保税の問題について一般質問を行っているわけですが、市民の側から見て国保税はどうなっているのか。また、どうすべきなのかという視点で伺っていますので、国保税が苦しいということに終始しないでいただきたいし、そのことをもって市民が苦しむのもやむなしという立場を取らないでいただきたいと思います。

それでは順次伺います。

まず、市民目線で見ると、国保税は限界にきていると思いますが、どうでしょうか。

次に、豊留市長の任期中に2回の値上げをしたことについてどのようにお考えでしょうか。そして、市民にとって限界に達している国保税は、行政としてありとあらゆる方策をもって引き下げをすべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

防災行政についてです。デジタル防災行政無線の整備が始まっています。計画では今年度中に指宿地域を終え、来年度は開聞地域、再来年度は山川地域と整備をして、平成27年度までに終わることになっています。まず、予定どおりに進んでいるかどうか。その進捗を伺います。

次に、避難所の設定についてです。避難所は一次避難所と二次避難所に分けられ、自主避難者を含め、最初に開設する一次避難所は28か所、災害対策本部が設置され、それに伴って開設する二次避難所が50か所となっていますが、風水害に対しては、すべての避難所が対応するようですが、地震や津波などについては、対応するところとしないところがあります。その都度防災無線で連絡をするにしても、実際に災害が起きた場合に、その災害の種類によって避難所として開設されるところに混乱は起きないかどうか疑問が残ります。その意味で、避難所設定は実態に即しているかどうか伺います。

次に、避難所設定は、全住民に対応できるかという問題についてです。全住民というのは、人数としての全員という意味ばかりではなく、高齢者、障害者、そして幼児など、社会的弱者と言われる人々への対応がどうなのかという問題、あるいは児童・生徒が学校にいる場合への対応、入院患者などは病院任せということになるのかなど、ありとあらゆるケースを考えて対応を考える必要があると思いますが、その意味での全住民への対応であります。海拔表示については、標高表示と同じ意味ですし、言葉として混在するかもしれませんが、最初にお断りしておきます。海拔表示は一応完了したということになっていると思います。町中の表示を見る時に、この表記で十分だろうかという感じがします。そこが何mと分かっても、ではどうすればいいんだとなった時に、例えば、どちらに逃げればいいのか、移動すればいいのか、高台はどちらなのか、近くに安全な建物があるのかという点については不明であります。そういう観点から見た場合に、海拔表示は目的に沿った十分な表示になっているかどうかということを伺いまして、1回目といたします。

市長（豊留悦男） 私の政治姿勢、憲法第99条等についてのご質問をいただきました。憲法は国の最高法規でございます。憲法第99条の憲法尊重擁護の義務に関しましては、公務員は憲法を尊重し、擁護する義務を負っていると私も当然考えております。

次に、憲法第96条についての見解でございます。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つを基本原則とし、日本の基本的な国家秩序を定めている最高法規であります。このため、通常法律の改正と異なる厳しい改正手続きが要求され、両議院の3分

の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票に付されるという改正手続きとなっております。この国会の発議要件の3分の2が厳しすぎるということで、憲法第96条の改正が論議されておりますが、最高法規である憲法の安定性・継続性等ということから鑑みますと、国民や政党間において慎重に広く論議されるべきテーマだと考えているところでございます。憲法第9条についてでございます。憲法第9条は平和主義を規定しており、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認など、世界に誇れる平和憲法の中心であると考えており、遵守しなければならないと思っております。日本は、世界で唯一の被爆国でもあり、恒久平和主義を唱えており、憲法第9条は重要なものであります。そのような考えの下に、本市では、平成18年9月4日、核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を議会へ上程し、可決いただいております。一方、憲法が制定されてから長年経過しており、世の中の変化を踏まえつつ、国会や各政党、国民の間で憲法改正について様々な議論が起こっておりますので、その経緯を見守ってまいりたいと思っております。

次に、TPP交渉参加問題についてでございます。TPP交渉の本市への影響についてでございますが、ご承知のとおり、安倍総理は今年の3月、我が国のTPP交渉参加を正式に表明し、この7月下旬に交渉のテーブルに就くことになっております。我が国がTPPに参加した場合、最も懸念されますことは、農業分野への影響でございます。国が公表している試算によりますと、国全体で農林水産物の生産に与える影響額が3兆円程度、また、県におきましては、今年3月の試算で、県全体で約1,372億円とされているところであります。これらの国や県の試算における減少率を勘案しますと、本市における農林水産物全体で3割程度の生産額の落ち込みが想定され、農業を基幹産業とする本市の経済、財政に与える影響は、看過できないものとなる可能性がございます。特に、肉用牛や豚肉の生産に与える影響が最も大きく、仮に、TPP参加により関税が撤廃されますと、生産額において、約5割の減少となる可能性も危惧されるところでございます。また、中には、澱粉用サツマイモのように、ほぼ全量が輸入に置き換わってしまう恐れがあるものもございます。さらに、他に農産物輸送の物流、肥料・資材・飼料等の製造、農業への就業機会の減少など、農業や農業関連産業に与える影響は多大なものとなることが懸念をされております。交渉参加反対の立場を明確にすべきという質問をいただきました。TPPについては関税の撤廃を原則としており、TPPに参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合には、本市の基幹産業である農林漁業をはじめ、関連産業や医療、郵政等幅広い分野、更には雇用へ大きな影響を及ぼすことが懸念されておりますので、今後の交渉の行方については、これまでどおり強い関心を持ってまいりたいと考えております。市といたしましては、基幹産業である農業、関連産業を守っていくことが、市民の安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚にもつながると認識しておりますので、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

国保税の問題についてでございます。これまで何回となく議員からも質問をいただいております。

ります。国民健康保険税については、市民目線で見れば限界ではないかというお考えのようでございまして、ご質問もいただきました。ご指摘のとおり、家計に占める国民健康保険税については、重税感があるとは思っております。しかしながら、現状のように歳入不足が続く厳しい国民健康保険特別会計の運営状況にありましては、現制度下においては、この国民健康保険特別会計を維持するために、必要な国民健康保険の税額であると考えております。また、国民健康保険税には、低所得者対策として7割・5割・2割の軽減制度や減免制度、及び支払いの困難な世帯につきましては、分納納付制度等もありますので、個々のケースに対しまして、細やかな対応をしているところであります。国民健康保険制度において、本市の医療費が非常に伸びている現状にあって、財政が厳しい状況にありますので、平成24年度は、一般会計から4億4,432万8千円を国民健康保険特別会計へ法定外繰入をいたしました。しかし、更に決算において医療費に見合う歳入の確保が難しく、また、財政調整基金も枯渇している状況下において、収支のバランスを取ることが困難になり、平成25年度歳入から繰上充用をし、その歳入不足分を一般会計から法定外繰入をしたところであります。今後、国民健康保険加入者と一体となり、支出を抑えられるよう努め、また、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を維持することを目指し、指宿市国民健康保険事業財政健全化計画に基づき、健全な国保運営に努めてまいりたいと思います。

以下、いただきましたご質問に対しては、関係部長等がお答えをいたします。

総務部長（邊見重英） まず、T P P交渉参加問題について、その他にも影響があると思うが、どうかということでございました。

T P P交渉参加のその他の項目への影響についてでございますけれども、T P Pの交渉で扱われている項目につきましては、物品市場アクセス、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫、貿易の技術的障害、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、越境サービス貿易、商用関係者の移動、金融サービス、電気通信サービス、電子商取引、投資、環境、労働、制度的事項、紛争解決、協力、分野横断的事項の21項目があるところでございます。具体的には、物品市場アクセスの項目は、工業製品・農産物・繊維・衣料品等の物品貿易の関税撤廃や削減の方法等に関する分野となっており、中央政府等による物品調達や建設事業を含むサービス調達についての分野が政府調達でございます。金融サービス項目には公的医療保険制度が含まれている可能性が指摘されておりますけれども、内閣官房によると、今のところ議論の対象になっていない模様であるとされております。食品の安全確保や動物・植物の病気防止の措置に関するものが衛生植物検疫分野であり、知的財産項目には医薬品の供給に関することなどが含まれているようでございます。T P Pに参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合には、本市の基幹産業である農林漁業の他に、関連産業や医療、郵政等幅広い分野、更には雇用へも大きな影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

次に、T P Pに関連しまして、交渉参加反対の立場を明確にするべきではないかというこ

とございましたが、これまでＴＰＰにつきましては、農業が本市の基幹産業であることから、ＴＰＰの参加反対の立場で取り組んでまいりたいと申し上げてまいりました。これは、基幹産業である農業や関連産業を守っていくことが、市民の安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚にもつながるものと認識しているからでございます。安倍首相は、3月15日にＴＰＰ交渉参加を正式に表明しましたが、記者会見においてオバマ大統領と直接会談し、ＴＰＰは聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認したこと、そして、国益にかなう最善の道を追求することを表明しております。これに対しまして、県では4月に伊藤知事が農林水産省に対して要請書を提出し、国からの十分な情報提供や米などの関税除外品目化について要請をされております。九州市長会でも、ＴＰＰ交渉参加に伴う国益の堅持に関する決議を行い、ＴＰＰ交渉の過程において、農林漁業等の分野について政府が国益を十分踏まえ守り抜いていくこと、交渉過程における情報や対応策の提供等について要請しているところでございます。

次に、防災行政無線の整備の進捗についてでございます。デジタル防災行政無線の整備につきましては、平成23年度に基本構想を策定し、24年度に実施設計を終え、同年度から平成27年度までの計画で設置工事を進めているところです。平成24年度は、指宿地域の池田校区及び今和泉校区の設置工事、また、漁港防災対策支援事業を活用して、今和泉漁港、山川漁港、児ヶ水漁港、川尻漁港の整備が終了し、本年度は指宿地域の指宿・魚見・柳田・丹波校区を整備することにしております。平成26年度に現在アナログ方式で運用しております開聞地域、平成27年度に同じく山川地域の整備を済ませ、市内全域でデジタル化を終了することになっております。本年度の設置工事を済ませることにより、市内全域での防災行政無線による防災情報を市民にお知らせすることが可能になります。これまでの設置工事は計画どおり進んでおりまして、市の防災情報の伝達能力が向上するものと思っております。

続きまして、避難所の設定についてでございます。実態に即しているのかというご質問でございました。昨年度に災害危険箇所及び避難所等を表示いたしました防災ハザードマップを作成し、全世帯及び各施設等に配布しております。避難所の設定につきましては、台風や集中豪雨等による水害・土砂災害や、津波などの自然災害による被害を想定いたしまして、校区公民館等を自主避難者を含め最初に開設する一次避難所として28か所、災害対策本部が設置され、災害対策本部から指示された時に開設する二次避難所として50か所を選定しているところです。また、災害発生の恐れがあり、避難勧告が発令された場合には、災害の規模や避難の状況に即して、防災無線等による広報、地元消防団との連携により実態に合った避難所への誘導を行ってまいります。なお、公助に基づく避難所設置の実態を踏まえました上で、市民の皆様には、自助・共助の精神の下、安全確保の観点から、風水害・地震・津波等の災害に応じて、逃げるべき避難先をあらかじめ決めておく必要があることから、今後も自

主防災組織等と連携を図りながら、周知してまいりたいと思っております。

次に、避難所の設定について、全住民に対応できるかということでございました。先ほども申し上げましたが、現在28か所の一次避難所と50か所の二次避難所を設定しており、必要に応じ避難所の開設をすることとしておりますが、大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能となる人が多数発生し、本市の設定した避難施設の不足及び避難所での共同生活が長期化するというようなことも考えられます。また、東日本大震災を見ましても、大規模災害時には、行政機関等による公的支援が機能するまで時間を要することが予想され、さらに、行政による対応には限界もございますため、住民自身の自助と地域の自主防災組織等の共助による応急対策や復興・復旧に向けた取り組みが求められるところでございます。同様に、避難所は市が開設いたしますけれども、避難所の運営等においては、被災者自身が力を合わせ、できる限り混乱を予防し、困難を少なくして運営することも重要でございます。以上のような対策を考慮するとともに、市内にある旅館・ホテル等の宿泊施設や観光協会等と災害時における協定を結ぶことも視野に入れながら、避難所の在り方について今後も調査研究してまいりたいと思っております。

それから、海拔表示についてでございます。目的に沿った十分な表示になっているかということでございました。海拔表示につきましては、昨年度発行した防災マップに、市の主要施設及び避難所等の標高を記載するとともに、津波被害による浸水が予想される市内の沿岸部を中心に、標高10m以下の地域をマップに標記いたしております。また、国土交通省通達等を踏まえまして、南海トラフの巨大地震モデルによる県内最高想定津波高の15mまで表示することとして、海岸地域の幹線道路等81か所に表示板を設置するとともに、国道事務所や各地域においても海拔表示を設置していただいていることから、市民及び観光客等への周知が図られ、津波等の災害時の避難に役立つものと考えているところでございます。長い海岸線を有します本市も、津波に対する市民の防災意識を高め、地震・津波の発生時の避難に対応する必要があることから、今後新たな表示板等の設置の必要性等につきましては、他市の事例等も参考に、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

健康福祉部長（野口義幸） ワクチンの公費助成を考えていないかのご質問でございました。

鹿児島県の調査結果において、43市町村のうちワクチンの公費助成を実施している市町村は、薩摩川内市のみでございます。その他の市町村につきましては、5市町村が検討中で、30市町村が実施する予定はないという回答で、6市町村がその他となっております。薩摩川内市では、多くの風疹罹患が発生しており、その予防対策といたしまして、3月から9月までの期間限定で、県内で初めて成人に対する風疹のワクチン予防接種の一部を公費助成として実施しております。幸いにして、本市で風疹の発生は今のところありませんが、今後は、少子化対策や安全で安心して暮らせるまちづくりの一環といたしまして、重要な予防接種であると考えているところであります。そのため、本市の公費助成につきましては、子育てし

やすい環境づくりを考慮し、県内市町村の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、任期中に2回値上げを、国民健康保険税を行ったことについてのご質問でございます。国民健康保険加入者にとりまして、重税感はあるものと受け止めているところでございます。市といたしましても、非常に厳しい国民健康保険特別会計を健全に維持運営するために、毎年、国保会計の財政調整基金から繰入れながら運営を行っておりましたが、平成22年度は収支のバランスが取れず赤字となり、翌年度からの繰上充用となりました。このため、平成23年度に国民健康保険税の改正を行いましたが、医療費の伸びもあり、財源不足が生じ、国保会計の財政調整基金からの繰入れや一般会計からの法定外繰入金を約1億円繰入れたものの、前年度累積もあり、2億4,433万円の財源不足を生じたところでございます。そこで、平成24年度は、財源不足が3億円見込まれたため、2億円を一般会計からの法定外繰入金で補てんし、1億円に関しましては、制度上、国民健康保険加入者からご負担していただこうと、やむなく税制改正をいたしたところでございます。

続きまして、国民健康保険税の引下げをすべきではないかのご質問でございました。国民健康保険制度を維持していくため、現在まで一般会計から約8億円、国民健康保険特別会計へ法定外繰入をして運営をしている状況であります。この現状では、国民健康保険税の引下げにつきましては、大変厳しいと考えているところでございます。以上です。

1 1 番議員（前之園正和） まず、憲法の問題ですが、5月31日付の南日本新聞に、南日本新聞社が行った県内各市長への憲法アンケートの結果が記載されておりました。憲法を変えることについてどうか。それに9条と96条に関連した設問になっておりました。全体として回答を見ます時に、直接的な回答を避ける市長や町長がいる中で、豊留市長は、それなりに真面目に回答されているのではないかという感を持ちました。しかし、中身を見てみますと、どちらからといえば憲法を変える必要はないとしながらも、憲法9条、96条については、自分の思いを書く欄にはそれぞれ書いておりましたが、設問としての回答としては、9条、96条については分からないというところに丸が付いておりました。これは誠に残念であります。そこで改めて伺いますが、99条については、尊重擁護の義務が当然あるということは話は出ましたが、この憲法というのは、1回目の時にも言いましたけれども、国民を言葉は悪いですけど、縛るというものではなくて、政府の統治を憲法に基づいて行う原理、立憲主義ということからしても、政治権力が勝手放題しないように、いわば権力の側を憲法の範囲にとどめようと、そういう性格のもので、他の法律と根本が違うということについてはそのような認識でよろしいでしょうか。

市長（豊留悦男） 同じような認識を持っております。

1 1 番議員（前之園正和） 前回、総選挙を機に国会議員を引退した古賀誠元自民党幹事長は、私は改憲論者だが、96条は変えてはならないと訴え、また、護憲派の学者、改憲を唱える学

者など双方の憲法学者が、政治学の研究者も一緒になって、96条の会というのを発足させております。憲法の中身では、その他の部分では改憲論者、護憲派いろいろあっても、96条、その手続きについては変えるべきでないという立場で一致しているわけでありまして。96条についても設問の中では、市長は96条について分からないということでしたが、先ほどの1回目の答弁の中では、慎重に論議されるべきというようなことでした。ものによって過半数であったり、3分の2であったりいいではないかというのが思ひかなというふうにアンケートでは見たんですけども、ここは明確に96条はですね、先ほど答弁もしていただきましたが、権力の側を縛るものとしてハードルがあるということからも、明確に96条はやはり変えるべきではないという立場を明確にされるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

市長（豊留悦男） 96条につきましては、私は、先日新聞で報道されたような認識をしているところでございます。私は、この96条を変える根拠となるものがほしかったからであります。やはり憲法の条項によっては、基本的人権の尊重、国家組織の基本、平和主義等ハードルを高くしておかなければならないという条項もあると思います。しかし、それ以外の付随的なものも憲法の条項の中にはあります。そういうわけで、96条を変えなければならないその根拠というものがはっきりしない以上は、私は、これはどちらかと言えば、変える必要はないという、そういう意見を持ったところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 9条については戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認とありますが、この9条については遵守しなければならないというのが1回目の答弁でありましたが、守るべきものと。日本の大事な宝だという認識でよろしいわけですか。

市長（豊留悦男） 戦争の放棄、戦力を持たないことを定めました第9条でございます。これについても、これまで憲法の変遷、つまり、改正によらずに、すなわちその条項の文字は変更されずに、従来のみでありながら、その条項の意味、すなわちその条項の実際の行われ方、あるいはその条項の規範力が変遷してきたのではないかと考えております。このようなことを鑑みまして、やはり、この9条につきましては、変えるべきだ、変えないべきだというそういう判断というのは致しかねるところでございます。そういう意味で私は、現時点においては分からないという、そういうアンケートへの回答をした次第であります。

1 1 番議員（前之園正和） 全体の時間の関係がありますので、以上にとどめておきますが、TPPの問題については、これが関税が撤廃されると、農業に対しても大きな影響を受ける。また、農業ばかりではなくて、多方面にわたって多大な影響を受けるというのは、答弁の中でもありました。しかし、今、TPPは例外なき関税撤廃が原則であるのに、例外を作らせると言って交渉に参加すると。これが政府のスタンスです。にっちもさっちもいなくなり、精一杯の努力をしたけどダメだったとなることは目に見えてるんじゃないかというふうに私は思うんですが、市長はどうでしょうか。

総務部長（邊見重英） TPPにつきましては、ご質問にもございましたように、関税の撤廃



を原則としており、ＴＰＰに参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合には、本市の基幹産業でございます農林漁業をはじめ、関連産業や医療、郵政等幅広い分野で、さらには、雇用にも大きな影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。今後の交渉の行方につきましては、これまでどおり強い関心を持ってまいりたいと考えております。市といたしましては、基幹産業でございます農業、関連産業を守っていくということが、市民の安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚にもつながると認識いたしておりますので、今後の交渉の推移を注視してまいります。

1 1 番議員（前之園正和） 例外なき関税撤廃が原則なんですよ。例外というのは、一般論で言うならば、何事にも例外はあるかもしれない。しかし、その例外というのは、枝葉の部分と言ったら言葉はどうか分かりませんが、根幹を否定するところまではいかない、そういった部分で例外というのは出てくるんじゃないかと。このＴＰＰにおける例外なき関税撤廃というのは原則ですから、原則が例外で外されるということはありませんというふうに思うんですが、成り行きを見ていくということですけども、政府は例外を作らせるんだということで参加の言い訳にしているわけですが、市長もこの例外なき関税撤廃が原則であるのに、関税を日本は付けたままにしてもらおうという例外が可能だというふうに思っていますか。

市長（豊留悦男） それが可能になるように、市長会等でもＴＰＰ交渉参加に伴う国益の堅持に関する決議をさせていただきました。政府においては、地方の声を真摯に受け止めてほしいという思いがあったからでございます。そういう意味で、交渉の結果、我が国の国益が確保できないと判断した場合には、交渉から脱退することというのを大きな声として、又は市長会の声として届けたところであります。

1 1 番議員（前之園正和） ですから、例外なき関税撤廃は原則だと言っている。その原則を例外で外すことは不可能ではなからうかということを行っているわけです。私は、ゴルフのことは全く分かりませんが、例えて言うなら、これまで関税という名のハンデを付けて、貿易という名のゴルフをすることによって、上手な人もそうでない人も一緒にプレーをしてきた。ところが、突然、関税という名のハンデをなくし、それで一緒にゴルフをやるうというに等しいのではないのでしょうか。ハンデなしでやるうというルールが敷かれているのに、自分だけ相変わらず私にはハンデを付けてくれと。日本だけ関税を続けてくれというに等しいと思います。それは通用するはずがありません。ゴルフウェアに着替えてグリーンに立ってから、やはりハンデ戦ではありませんと言われて、ゴルフはしませんと言って帰ってくるんですか。ここまで来て準備万端だからもうやっちゃえということになるんじゃないのでしょうか。最初からＴＰＰには参加しないということが大事だと思うんです。どうでしょうか。

総務部長（邊見重英） 日本としましては、当然もうＴＰＰに参加を表明いたしております。

今後7月以降になろうかと思いますが、交渉に参加するということになっていくのではないかと考えております。それで先ほども申し上げましたけれども、市長の方からもありましたが、九州市長会の方でも決議をさせていただいて、今後の守るべき国益を十分に踏まえて、断固として守るべきところは守っていただきたいと。特に基幹作物でございます米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等については、関税撤廃の対象外とするなどの除外措置を確保すること。そのようなことを強く要請しているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 市長に答えていただきたいんですが、政府は例外を作ってもらんだということで参加を表明した。それが認められなければ撤退をするんだというふうには言っていますが、何回も言うように、例外なき関税撤廃が原則なんです。例外で原則を変えられると思いますか、市長。

市長（豊留悦男） 政府与党内においても、この件については異論があるところでございます。分かりやすくゴルフに例えていただいて、ゴルフを愛好する者として非常に分かりやすく有難かったと考えております。日本がハンデをいくらもらう。アメリカが自動車等についてハンデをじゃあ私に2くれ、日本は3いただきたい、農産物、その他で。そういうとこの交渉を今後見守りたいと言ったわけでありまして。日本だけがこの例外を突き付けているものではないと。他の国も今後交渉によっていろいろな話し合いがなされ、この日本にとって農業というものに対する、この例外なきから例外のあるものにしていただきたいという交渉を、是非、粘り強くやっていただきたいという思いが私もありますので、そういう意味で、今後の交渉を見守りたいと言ったところであります。

1 1 番議員（前之園正和） 政府と同じような立場、あるいは強い関心を持つとは言いましたが、今後も注視していくということは、例外を求めて参加することには賛成だということなんです。場合によっては撤退というのが自民党の言い分ではありますけれども。私は、このTPPによって日本農業が悲惨な目に遭うというふうに思いますが、その時には今のような答弁の下では、市長も同じような責任を問われることになるのではないかとということだけ申し上げておきたいと思っております。

それから、風疹の問題ですが、指宿市には現在のところ発生をしてないということでした。であればこそ、このワクチンの効果というのがですね、大きな成果ということになるんじゃないかと。県内の動向を見ながら検討というのは、まさに行政の答弁なんです。先ほども答弁の中でありました43市町の中で、薩摩川内市だけがやっていると、やろうとしてると。五つが検討中、30はやらない、六つがその他という資料とともにですね、県内の動向を見ながらということは、当然やらないということじゃないですか、これは。どうなんですか。

健康福祉部長（野口義幸） 風疹のワクチンが、本人が抗体を持っていなければ、本人の自費で受けるというのが現在なんですけれども、今お話いたしましたとおり、補助制度をやっているのは9月までという限定で薩摩川内市のみということで、新聞などによりまして、こ

の流行を受けて、臨時的な接種ということで、県の方にも要望をしていくというような話もありましたので、市といたしましても、県の動きを注視していきたいということでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 先天性風疹症候群は、適切な時期にワクチンを打つことによって基本的に防げる病気だと思いますが、市長は、そういう認識でよろしいでしょうか。防げる病気だと、ワクチン、適切なところに打てばですね。

市長（豊留悦男） おっしゃるとおりでございます。

1 1 番議員（前之園正和） であれば、大体、市民全員をとというわけではないわけですね。そういう必要とする人たち、大雑把に言うなら、20代から40代頃までの女性、妊娠の可能性のある人とその夫ということになるでしょうけれども、その一定の範囲内でも補助をするということを検討していただきたい。薩摩川内市しかやってないという下で、県の動向を見てということではなくて、その必要性和意義、成果を考慮して、そういう視点から検討していただきたいということを訴えて、次に入っていきます。

国保税の問題ですが、確かに国保会計は大変厳しいというのは、これもはっきりしているわけでありまして。国保税が高いことは分かっているという。しかし、財政が苦しいからやむを得ない、まとめればそういう答弁なんですね。そのような答弁を聞いて、そうですかと言うわけにはいかないわけです。なぜなら、国保税が高くて困っている市民の目線がそこにはないのではないかと。本当に市民目線に立ち、住民の暮らしを守るのが行政の仕事だという本来の立場に立つならば、もっと市民の願いにこたえるべきではないでしょうか。23年度、24年度と一般会計からの法定外繰入、あるいは繰上充用ということをやっている、そういうことの努力は認めるわけですが、更なる努力を、市民が苦しんでいると、そこを助けるのが行政の仕事だということからすればですね、やはり、その努力をすべきだと思うんですが、そのことについて市長、どうですか。国保会計が大変だから仕方ないということで済むんですか。

市長（豊留悦男） 市民目線からという言葉、非常に大切にしなければならないキーワードでもございます。国保会計については、私どももそうですけれども、議員の皆様もこのままでは大変だというご認識は持っていただいていると思います。市といたしましても、この国保税の制度そのものについて検討をしていく必要がある時期かと思っております。国民健康保険について健全かつ安定した運営を行うために、徹底した保険税の収納対策も取っております。特定健診、特定保健指導の実施等、そういうのも努力をしております。後発医薬品の使用促進など医療適正化に積極的に取り組んでいるのも事実でございます。この国保会計を健全化するために、本市ではSWC、つまり、健幸のまち、日本一健康なまちを作りたいという、そういう強い思いから事業も展開をしているところでございます。健康づくり事業を積極的に推進することで、この税を下げるのができたら、本当に理想とする指宿の健康都市

像が叶えられるものだと思っております。そういう意味で、下げる努力は、その事業を充実させることでやっていきたいと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 私は、この質問をするに当たってですね、市民は大変だと。市長はどれくらい、国保じゃありませんけども、どのようなものを払ってるかなあとというふうにちょっと調べてみましたら、今、報酬が減額になっておりまして、それでも1,150万ぐらゐの年間あるようです。国保に相当すると言いましょうか、共済費の中の保険部分が62万5千円程度あるようです。62万5千円というのはたくさん払ってらっしゃるなという気もするんですが、年間の1,150万と比べれば、5.4%なんですね。この1,150万の仮に国保の世帯のような16%ということになれば、184万になるんです。そういったことから、市民の負担というのは、もうどれほど大変かというのはですね、そういう中でも出てくるというふうに思います。国保会計が苦しいことは分かっております。しかし、その根本原因は国からの財政措置が激減しているところにあります。決して被保険者の責任ではないし、もちろん地方自治体の責任でもないと思います。国に財政措置の復元を求めることは当然のこととして、地方自治体としても住民の暮らしを守るのが仕事だということに立脚して、市民目線で事の解決を図るべきです。今出ましたSWC等によって支出を抑えるということも必要ですが、なかなか医療費を下げるところまでにはならないだろうと。伸びを抑えるのが主たる目的と言いましょうか、その範囲に収まるのじゃないかと。テレビ放映で2・3日前だったでしょうか、指宿市の行政当局の声としても紹介されました。やはり当面の策としては、支出を抑えるということもそれはそれで必要ですが、これが大きな解決策に必要なことではあるけども、そこで大きな解決策にならない。やはり厳しい中にも、現時点においては法定外繰入を増やすことにしか方策はないのではないのかということをお願いして、時間の関係ありますので、次にいきます。

防災行政無線ですが、年次計画で着々と計画どおりに進んでいるということでありました。現在、屋外に設置する拡声器が主だったと思うんですが、地域によっては拡声器ではなかなか伝達できないところ、戸別受信が必要なところも出てくると思います。それに対してはどのように考えているか、伺います。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

総務部長（邊見重英） 受信がいわゆる難聴の地域に対する対応はどうかということでございました。まず、現在、池田・今和泉地区に屋外機を設置させていただきましたけれども、現段階では、これらの地域の中で放送が聞こえないので何とかしてほしいというようなご意見はいただいておりません。それとあと、今後、指宿地域の町の中と言いますか、丹波校区、指宿校区、魚見校区、柳田校区を整備しますけれども、その場合に、また、それ以降も山川、開聞もするわけですが、そういう難聴の地域が発生した場合には、屋内のスピーカーの事情等を十分調査した上でですね、屋内の子局を設置する予定にしております。

1 1 番議員（前之園正和） 避難所についてですが、一次が28か所、二次が50か所ということ

でしたが、避難所についてどこにしたらいいのか、地域の声はどうか。行政ばかりで決めていくのではなくて、地域と一緒に考えていくべきではないかというふうに思うんです。もちろん地域としても他人任せ、行政任せではなく、自らの頭で考えることも重要です。だからこそ、地域と行政が共に考える、そういう意味でも、行政と地域と一緒に考える場を地域ごとに設定をして、実態に即した全住民への対応と、そうするためには避難所をどうしたらいいのか、見直しすべきものはないのかということを含めて、そういう場を地域と行政との意見交換なり、要望を聞くということを含めて地域ごとに設定して、必要な見直しがあればやっていくということは考えられないでしょうか。

総務部長（邊見重英） この防災行政全般的にも言いますけれども、現在も各地域の方々の方からですね、いろいろな、例えば自主防災組織の問題、あるいはハザードマップ等の見直しの関係、見直しと申しますか、地域での検討のことなどがあった場合に、危機管理課の方にご連絡をいただいております。また、消防署等とも一緒になって、そういう場と申しますか、行政、今のご質問は行政の方から全般的に設定して、全部に対してそういうことをしたらどうかというようなご意見だろうと思いますが、現在のところは、今申し上げましたように、各地域の方からいろいろなお相談があった場合にはですね、職員も出向き、ちゃんと対応をさせていただいているところです。また、避難所の設定につきましては、本市に特に影響があると思われる風水害を想定した避難所を設定しておりましたけれども、東日本大震災後、地震、津波、火山噴火などの災害別に避難所設定を行って見直しをさせていただいております。また、今後、国の地震等に対する防災計画の見直し、それから県の防災計画の見直しというのが進んで完了していくと思いますので、指宿市の方の防災計画につきましても、来年度以降になるかと思いますが、見直しをしていく予定でございます。そのような中で、そういう避難所の在り方ということについてもですね、十分地域の方々との意見を参考にさせていただきながら、検討していきたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） あと、海拔表示のことですね、今のままで足りるのかということとは申し上げたんですが、特に問題なのは、海拔の低いところだろうというふうに思うんですね。50mも60mもあんまり変わらないわけで、海拔表示の箇所がどうも少ない。そのよう中で、例えば、10m以下のところについてだけでももう少し表示指定も増やすべきではないかと、そんなことも考えるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

総務部長（邊見重英） 現在、海拔表示につきましては、先ほども申し上げましたが、津波高の15mまでを表示することとして、海岸地域の幹線道路等81か所にさせていただいております。これにつきましては、表示内容につきましては、もちろん標高を表示するとともに、日本語、英語、それから中国語、韓国語ですね、避難してくださいと、地震などで津波の恐れがある時は、直ちに高いところへ避難してくださいという表示をいたしております。ご質問にもございましたように、表示内容が適切なのか、ある意味、先ほどございました、どち

らの方に避難所があって、それにどういうふうには逃げて行けばいいのかというような表示もできるのではないかとのご主旨だったと思いますけれども、これにつきましては、やはり表示の面積が制限もございますので、ある一定の方向性を示しましても、見た方が誤解されたり、判断を誤るというような場合も多々あるかと思っておりますので、敢えて指宿市の場合は、標高の表示、それから逃げてくださいという表示をしております。また、今後これらの見直しが必要だというような場合にはですね、他市の事例等も参考にしながら、検討をしてみたいと思います。それはご質問のございました設置箇所数につきましてもですね、また市民の皆様のご意見等を参考に検討してみたいと思います。

11番議員（前之園正和） 防災行政無線については、初期の計画どおりにやっておしまいということではなくて、実情にあわせ住民の声を聞きながら計画を充実させたり、練り直したり進めていくことが大事ですし、安心・安全なまちづくりのために必要な見直しはしていくということでしたが、住民の声を聞きながら安心・安全なまちづくりを進めていくということについて最後に市長の決意を伺って終わりたいと思います。

議長（森時徳） 答弁は簡潔にお願いします。

市長（豊留悦男） 市民の生命、財産を守る、これは極めて大切であります。今日いただきました質問、そして、いろいろご指示、お考えをいただきましたので、この件については担当部署等と入念に協議してみたいと思います。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

5番議員（田中健一） おはようございます。5番、田中です。今議会に大きく分けて二つについて通告いたしておりますので、質問をさせていただきます。

スポーツ合宿誘致と併せて、体育施設整備の今後の市の方向性はどのように考えているのか。平成32年第75回国民体育大会の開催地として鹿児島県が決定をなされております。指宿市も七つの競技種目の開催地として名乗りを上げているようですが、国体等前年度に関連する国体リハーサル大会、全国高校総体が開催とのことですが、指宿市にとって施設利用促進、地域活性化など様々な効果があると考えます。宿泊にいたしても、他自治体と違い、恵まれた環境かと思えます。国体関連大会を念頭に、今後、体育施設整備をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、現在、指定管理で運営管理がなされているが、運動施設維持補修について。多額の整備維持補修費用が発生すると思いますが、現状は先送りとなっている中で、施設利用者の要望等もあると思いますが、市の体育施設の今後の維持補修はどのように考えるか、お尋ね

します。

次に、車道、歩道の問題点について。主に県道28号線、岩本開閘線の対策について市当局の考えと、県への要望要請について。小さな指摘をすれば時間が足りませんので、今回危険な4点について質問をいたします。

まず一つ目に、県道28号線と広域農道が交わる交差点であります。このことについては井元議員も同質問となっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。以前、会議のありました児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会で、西指宿中学校より、信号機の設置を強く要望がなされ、会議の中で参加された方々は、危険性を再認識をしたところでありませぬ。西指宿中学校も強くこのことについては要望活動もされているようですが、指宿市も率先して新設信号機の要望をやるべきと思うが。

二つ目に、池田湖売店とボート乗り場の間と急カーブであります。以前、井元議員も一般質問で指摘をされております。答弁の中において、県としては改良済であるとの報告だったと思いますが、ここの区間の制限速度と横断歩行者のマナー、後は確認をされてからの距離の関係であったり、レジャースポーツの愛好者の方々のボートの上げ下げによる事故の懸念もあります。岩本開閘線利用者が危ないと思いながら、この場所を通行しているのです。安全面については、地元の方々は、この場所の危険度は十分認識いただいていると思います。また、観光客の動向の形態が、カーナビ利用で観光地へ行くことはたやすく、しかし、カーナビでは危険情報については把握がなされませぬ。ここの急カーブの危険性についてどのように考えるか。

三つ目に、現在、南薩土地改良区前の歩道工事をやっていただいておりますが、急カーブの改修であります。地権者への用地買収についてハードルが高く難航されていると理解するところではあります。通行する特に大型観光バス、運行に支障があると思います。後ろから見ることもありましたが、対向車線半分ぐらいまで飛び出して、対向車に気を遣って運行をされております。十分認識をいただきたいと思います。このことをどのように考えているのか。

四つ目に、歩道整備であります。大体、未整備が残り約1kmぐらいであります。以前よりお願いしておりましたが、観光ツーリストツアーだと思っておりますが、枚聞神社から池田湖までの菜の花が咲き誇るシーズン、多くの歩くツアー客が歩道整備をなされていない狭い路側帯を歩いているのです。他にも、この歩道のないところを利用しているのが菜の花マラソン、菜の花マーチ、高校の遠行と、未整備区間が解消されれば、整備をされた公園等も様々な効果を生み、観光立県の中の観光地、池田湖の活性化につながるものと思っておりますが、市当局の考え方をお尋ねいたします。

次に、前回に引き続き、児童・生徒の通学路の安全・安心の確保について。国の宝である子供たちが犠牲になる様々な事件、事故から、官民一体となって守らなければならないと考

えます。実に残念ではありますが、全国各地で運転者のマナー違反により多くの子供たちが犠牲になっています。先ほども児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会のひとこまをご紹介いたしましたが、交通量の多い道路に面した学校の幾つかの要望が、私も1年休みまして、今年度またそういう会議に参加をさせていただきましたが、何ら変わっていない要望等が上がっております。それは通学路の歩道が狭いとのこと。狭ければ、ガードパイプ、ガードレール等の設置が難しいこと、用地買収があり、予算要求をしても難しいとの県の説明でもありましたが、まずは通学路の一部である学校の公道に面した土地も、子供たちの教育現場に支障がないことを基本に、公有地を含めて歩道拡張に充てて、児童・生徒を事故から守るためのガードパイプ等の設置と、歩道の整備ができないのかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 平成32年第75回国民体育大会鹿児島大会の開催に向けて、本市としましては、昨年10月に関係機関、各競技団体の代表者等にお集まりいただき、サッカー女子、バレーボール、ソフトボール、バドミントン、ゴルフ、トライアスロン、硬式高校野球の七つの競技種目を選定し、本市での開催を県に要望をいたしたところでございます。そのほか、公開競技としてゲートボール、グランドゴルフ、武術太極拳の三つの競技種目の開催も要望をし、本市に多くの方々を訪れていただくよう取り組んでいるところでございます。県としましては、既存施設の活用と地域のバランスへの配慮などを基本とし、本年度中に国体競技種目ごとの開催地を内定し、来年度には、中央競技団体の視察を受けることになっております。本市での競技種目が決定した場合においては、その種目、競技者等に配慮した施設の整備を行っていかねばならないと考えております。また、市民の生涯スポーツの推進と施設の更なる利活用、地域活性化の観点からも、総合的にスポーツ施設の整備を行い、スポーツ合宿等の誘致も図らねばならないと考えているところでございます。

続きまして、広域農道と県道28号線の交差点に信号機等を設置すべきではないかとの主旨のご質問をいただきました。当地区の信号機の設置等につきましては、西指宿中学校、池田小学校のスクールゾーン委員会、指宿市児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会等におきましても、要望が出されており、その必要性を認識しているところであります。信号機等の交通安全施設の設置につきましては、警察及び県公安委員会の業務となっておりますので、西指宿中学校からの要望書を指宿警察署長宛てに進達するとともに、市としましても、設置に向けた要望書を県公安委員会委員長宛て提出をいたしたところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をいたさせます。

教育長（池田昭夫） 児童・生徒の通学路の安全・安心の確保についてお尋ねでした。

登下校における児童・生徒の安全確保の向上を図ることについては、学校や教育委員会にとりましても、大変重要なことであるととらえております。全国でも、登下校中に尊い命が失われる悲しい事故が発生しておりますが、本市においてはそのような事故が起きないように、



学校、PTA、地域、行政が今までより更に連携を深めて、事故防止に努める必要があるものと考えております。教育委員会では、指宿警察署、海上保安署、消防署、交通安全協会、国道事務所、市役所の関係課、市内すべての学校長とPTA会長で構成しています児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会を毎年5月に開催し、通学路に関しても、各学校が作成した安全マップ等を参考にしながら課題を上げ、その改善策を検討しているところであります。通学路の安全確保につきましては、道路管理者等の歩道拡幅の計画がある場合、学校の用地を提供するという協力は必要であろうかと考えております。昨年度実施しました通学路における緊急合同点検も継続して、通学路における合同点検として関係機関と実施しますので、児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会等の課題等も併せて、学校、PTA、地域と連携を図り、警察署及び道路管理者等の関係機関に地元の要望としてお願いをしております。また、昨年、柳田小、北指宿中、南指宿中、指宿高校の4PTA会長・校長名で、国道226号北十町地区の整備について、国道事務所に陳情書を提出しています。

教育部長（濱田悟） 体育施設の維持補修はどのように考えているかとのことをございました。

体育施設は、本市で23施設ございますが、施設によっては、抜本的な改修が必要な施設もございます。例えば、市営野球場は、昭和32年に整備され、逐次維持補修を行ってきておりますが、55年が経過していることもあり、抜本的な改修が必要な施設の一つだと考えております。その他にも多くの地域住民にソフトボールやサッカー大会などで利用していただいております大成グラウンドや開聞総合グラウンド等の整備も必要だと考えております。現状におきましては、緊急度を勘案しながら、限られた財源の中で維持補修を行っているところでございますが、本市の多くの体育施設が整備してから相当の年数が経過していることから、今後、スポーツ施設の総合整備を含めて、計画的な整備が必要と考えているところでございます。

建設部参与（上谷修） 県道28号線の車道、歩道の問題点についての池田湖売店付近のカーブの安全性についてのご質問でございます。

県道28号岩本開聞線は、指宿市岩本から観光地である池田湖を經由し、開聞地区に至る南薩の周遊観光ルートとして、また、本市の一大イベントでもある菜の花マラソンや菜の花マーチのコースとしての役割も担い、観光振興においても重要な路線であります。このようなことから、これまで県において改良工事を進めてまいりまして、当区間につきましては、平成2年に改良工事を実施しており、道路としての見通しは確保されていることから、改良済との認識を持っているところでございます。また、カーブ付近において、モーターボートを揚げ降ろしする行為や、観光客の方々が不用意に道路を横断することにつきましては、場所がカーブ付近に近接しているため、通行車両の速度によっては危険な場合があると考えられます。これらにつきましては、県道を利用せずにボート等の揚げ降ろしができないか、また、公園利用者が不用意に道路にはみ出さないような対策など、検討してまいりたいと思います。

次に、南薩土地改良区中央管理所付近の急カーブについてでございますが、当箇所は、平成22年度から改良事業を行うため計画がなされましたが、用地取得等の困難から未改良区間となっている状況でございます。現在、歩行者の安全を図るため、暫定的な歩道の整備を実施していただいているところであります。改良事業を進めるには、用地の確保が必要不可欠でございますので、市としても県と協力し、解決策を探りながら、早急に整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

歩道の整備でございます。旧指宿市境から旧開聞町への歩道整備につきましては、歩行者の交通安全確保や、観光資源を生かしたウォーキングコースとしても必要性を感じているところでございます。これまでも、歩道設置の要望は行っておりますが、今後も、県と協力しながら、早期に事業が着手できるよう要望してまいりたいと考えております。

5番議員（田中健一） 都合上、車道、歩道の問題点から進めていきたいと思っております。現在、市の方についても、信号機の要請をなされたということで理解をしました。一日も早い未然の事故防止対策を取っていただきたいと思っております。池田湖の売店付近、このことについては、危険だということ認識をしながら、県の方が改良済ということはちょっと理解に苦しむ答弁ではないかと思っておりますが、今後の市の考え方も含めて、どう安全性を確保するのか。やはり池田湖の売店周辺、ここが活性化、安全に観光を楽しめる環境でなければ、私はならないと思っております。3番目に土地改良区の目の前の急カーブも同じく、やはり観光バスに乗られた方々が、信号機もないのに何でここで止まるんだろうというような観光地であっていいのかなあということをお考えます。観光全体として、リターンの観光客を呼ぼうと活動をやっていますよね。そういうことを市の行政の中で私は矛盾だと思うんですが、産業振興部長、部長はいかが思いますか、このような状況を。それで歩道の利用者のやはり観光ツアーリスト、ここも把握をされているのであれば、先ほど言った質問と併せてご答弁をいただきたいと思っております。

産業振興部長（高野重夫） 県道28号線沿いの池田湖の周辺整備につきましては、県の魅力ある観光地づくり事業の池田湖水辺空間整備事業で公園整備をしていただきました。また、24年度の観光関連のイベント等で池田湖、開聞間の利用の主なものとしましては、先ほどもありましたけれども、菜の花マラソン大会や菜の花マーチ、旅行エージェントや各ホテルの企画プランでウォーキングとしての利用があります。特に菜の花の開花時期には、ウォーキングを兼ねて歩道を利用する観光客も多数ございます。そのようなことから、安心・安全な観光地の提供と整備は、非常に重要と考えております。池田湖は本市の重要な観光資源でもあり、その周遊ルートの安全はとても大切なことであります。県道28号は、主要地方道でもありますし、その整備を引き続き県の方に要望してまいりたいと考えております。

5番議員（田中健一） そういう認識をいただいているのであれば、一日も早く改善をしていただきたいと思えます。

通学路の安心・安全について。現在、学校付近に道路標示、速度規制等で通学時の安全を運転者に対して促してはおりますが、道路標示については劣化もあり、順次改修をされているのではないかとと思いますが、市内各地を見ておりまして、何か跡があるなあというようなところもあります。標識については草木等が生い茂って見えなかったり、また、運転者のマナーであったりとは思いますが、学校付近に誰が見ても判断をできるカラー舗装によるスクールゾーン標示、聞き取りの中で、今年度については丹波小学校の裏門について整備予定と、あとゾーン30を取り組むと聞いております。このカラー舗装とか視覚効果、何日か前に私の一般質問をする前に、南日本新聞社さんの第一面にもう堂々と出ておりましたので、その日の朝は私は、もう一般質問したくないなあという思いもありますが、やはり子供たちの安心・安全を望む一人として、こういうのもこの指宿で取り組むんでありますが、更に取り組むお考えはないか、お尋ねをいたします。

総務部長（邊見重英）　ゾーン30の設定、あるいはカラー舗装についてのご質問だったと思います。県警や道路管理者、各自治体の協力を得ながら、交通事故防止対策としてゾーン30という、この設定が昨年度から取り組まれております。現在、県内5か所で整備・運用されているようでございます。ゾーン30は、通学路や生活道路が集中する住宅地域等をゾーンとして区域設定し、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を規制し、標識や路面標示・カラー舗装を施すことにより、通学路・学校周辺において児童・生徒の安全確保、あるいは交通事故を防止するという期待ができるものでございます。本市におきましても、議員からもご質問の中で触れられましたけれども、本年度、丹波小学校周辺においてゾーン30の通学路の整備をする計画となっておりますので、今回設定される地域の効果、あるいは他市の事例等を検証しながら、今後の交通事故防止対策、通学路の安全確保に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

5番議員（田中健一）　新聞に、運転者の言葉というものが書かれてあるので、皆様読まれたかもしれませんが、何より運転時の意識が変わった。インパクトの強い色が目に入ってくるので、朝急いでいても自然とアクセルを緩めるというような、皆さんが理解されているような効果が大きいのであります。学校付近の大きな道路に面したところは、運転者の安全への配慮が本当にほしいものだと思いますが、学校側からやはり目の前は学校なんだ、スクールゾーンなんだ。子供たちの安全を守ってくれという協議会からの声はすごく大きなものでありますので、お伝えをしておきたいと思います。こういうカラー舗装どんどんやっていただけるものと理解して、次にいきますが、通学時間帯の通行規制について。交通量によっては条件が各学校違うと思いますが、開聞小学校の神社から入るところのスクールゾーンについても、許可車以外は通学時間帯は通れないことにはなっておりますが、やはり慣れ合いというものが一番分かっているながら、こう通行される。中には子供を横に乗せて、自らスクールゾーンを交通規制を破られてる保護者の方々もいます。こういうことも私はいかがなもん

かなあとは思いますが、こういう対策について先進事例等もあります。車道を遮断をする、通行を規制をする、コーンポストですかね、あれに近いようなやつ、また、狭柵の設置やシケインの設置が有効であるということになっております。PTAやボランティア、スクールガードの皆さんが、現在でも子供たちの交通の安全性を訴えながら旗も振っておりますので、今後ともそういう取り組みをしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、体育施設の整備計画について。このことについては、豊留市長の選挙公約でもあります。総合スポーツ施設整備の充実、これを訴えてご当選をされたと思っておりますが、このことについては多額の財源が必要だと思っております。陸上競技場も4億以上の事業費の中でいろんな補助事業を活用をされて、市の財源を極力抑えた形あるものだと思いますが、1回目の答弁の中に、競技者に配慮する整備を行う旨の発言もありました。整備については有利な補助事業などを導入できないか、お尋ねをいたします。

教育部長（濱田悟） スポーツ施設の総合整備の一環といたしまして、平成23年度には、スポーツ振興助成金などを活用し、市営陸上競技場の大規模改修を行い、市民のほか、陸上競技を中心とした県内外の合宿等により、大いに活用されているところでございます。また、本年度におきましては、九州中学・高校駅伝大会も開催されることになっております。スポーツ施設の整備に向けて、これまでも有利な事業導入を検討してまいりました。その結果、国土交通省所管の都市公園事業などが有利ではないかと考えているところでございます。しかし、スポーツ施設の整備には、多額の財源を要することから、今後も、既存施設の維持補修や市全体の市民スポーツの施設の在り方を検討しながら、計画的に整備ができるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

5番議員（田中健一） 国体に向けて県の方は、ドルフィンポートを潰して新しい体育館で第75回国民体育大会を迎えようという計画をされているようですが、県内の自治体には基本方針で、既存のスポーツ施設を利用してくださいという矛盾した考えの中で、何か運ばれているのかなあということも考えますが、野球場については整備後55年経過いたしており、市長の答弁の中に高校野球の大会も誘致をしたいというご発言もありました。正直言って誇れる野球場では私はないと思います。この間うちの息子も野球をやっておりますので、観戦応援に行きました。ところが、バックネット裏から見て、点数ボードのところに連絡も行かない。カウントはバックネットに子供たちがいて、1ストライク、2ストライク、1ボールとかいうカウントは修正も間違っていたらできます。ですが、点数ボードについては2点を逆にはめて5点だったりとか、こっちから見ては分かるんですが、たぶん確認をできていないのが、もうああいう誤りの始まりだと思います。やはり県内を見ても、私はもう遺跡に近いのではないかなあということを考えます。他の運動施設においても、改修の要望を叫ぶ声をたくさん聞きます。言うまでもなく、体育施設については健康増進、競技力の向上、また、指宿市が唱えるスマート・ウエルネス事業の私は一端でもあろうと思っておりますが、今後、

維持補修については、使用頻度を考慮した計画的な維持補修管理の取り組みが私は必要だと思っておりますが、どのようにお考えでありますか。

教育部長（濱田悟） 議員おっしゃられますとおり、今国体の種目として7種目お願いをしているところでございます。先ほど野球場のお話が出ましたけども、硬式高校野球が決まりましたら、内定とか決まりましたら、現在の野球場の大規模改修をやらなければ開催はできない施設ではないかとは思っております。現在の野球場は、先ほどの話の中にもありますが、スコアボード、それからグラウンドの整備からトイレ、練習施設まですべてが改修を行わなければならない施設かとは思っているところでございます。体育施設のいろんな整備におきましても、金額的に大きな金額が掛かる改修が多いものですから、なかなか先に進まないのが現状ではございます。その辺を計画的に整備をしていかなければならないと思っているところでございます。

5番議員（田中健一） 国体に向けた要望等が認められて、決定をしたら、大規模改修をいたしたいということであれば、私は国体はたまたまチャンスが巡ってきたんだとらえています。このチャンスがなかったら、もう改修をしないというとらえ方にも聞こえるんですが、その点について今一度ご答弁をいただきたいと思っております。

市長（豊留悦男） もう議員ご案内のように、市営野球場は、昭和32年に整備されております。当時はプロ野球のキャンプ、その他たくさんのスポーツ合宿、野球に関する合宿も行われておりました。施設が古くなり、抜本的な改修が必要であるというのは、市民はもとより私も十分認識をしているところでございます。その他にも、地域住民によるソフトボールやサッカー大会なども時によっては野球場等も使ったりしております。大成グラウンドや開聞総合グラウンド等も、それなりの年数が経っておりますので、改修も必要ではないかと考えております。現状におきましては、国体もそうですけれども、緊急度を勘案しながら、財政的な裏付けがないとできませんので、本市の体育施設の在り方等を考えながら、この改修というのを総合的に進めてまいりたいと思っております。国体の開催に関わらず、特に野球場はバックスクリーンの改修を含め、電光掲示板がありませんので、これ等の改修はしなければならないと思っております。先ほど申し上げましたように、財政的な裏付けを元に、どのようにスポーツ施設を改修していくのかということについては、今計画中でございます。

5番議員（田中健一） ありがたい市長の発言をいただきました。うちの次男坊がまだ中学校2年であります。あと高校野球までやるのであれば、5年間あるんで、5年間のうちに新しい野球場でさせていただければありがたいと思っております。

最後に、そう言われる中でも、豊留市長はあと半年しか任期がございません。7年後の国体に向けた継続的な取り組みが極めて重要不可欠だと思っております。その他にも我が指宿市にはいろんな諸問題もあります。健幸のまちづくりの推進、指宿港海岸の整備、開聞一周道路等々、本市にとって実現しなければならない多くの事業が計画をされております。そこ

で2期目に挑戦をし、舵取りを任せさせていただきたい気持ちがあれば、あればですよ、これまでの総括を含め、意気込みを伺いたいと思います。

市長（豊留悦男） 市長の重責を担わせていただき、3年4か月余りでございます。この間、市民、議会の皆さん、公民館長さんをはじめとして、関係機関、団体の皆様のご指導、ご支援をいただきながら、変える、変わるをキーワードとして市政運営に取り組んでまいりました。これまでのということでしたので、幾つかの間課題解決のために努力はしてきたつもりであります。懸案でありました山川根占航路運航再開、新たな指宿南九州消防組合の発足、管理型最終処分場の建設など、国や県、関係各位のご協力をいただきながら、着実に事業を展開しているところであります。一方、基幹産業でございます農業、漁業、観光等の振興を図るために、頑張る農業者支援事業や、山川漁協の冷凍冷蔵庫の整備、九州新幹線全線開業対策事業など、産業、観光振興にも積極的に取り組んでまいりました。また、教育行政等においても、小・中学校の耐震化や大規模改修、学校図書館へのエアコン設置、運動場の整備など教育環境の整備にも努めるとともに、先ほどございましたように、市営陸上競技場の高機能化改修等を行い、スポーツ合宿誘致や市民の健康増進を図ってまいりました。新ごみ処理施設、指宿港海岸保全整備事業、二反田川から秋元川に至る国道226号道路拡幅歩道整備等々、いよいよ本格的な国直轄等の大切な事業が始まろうとしているところであります。年々増加する医療費の縮減と、健康で幸せな生活を送れることを目的に、健康の康というのは幸せでございますが、健幸のまちづくりに関する事業も、具体的に始まりました。いよいよその成果が期待されるところでもあります。市民の安全・安心な生活を守るために、デジタル防災行政無線の整備、長年の懸案でありました大牟礼・弥次ヶ湯地区浸水対策事業として、新潟口雨水ポンプ場の整備等、今まさに始まろうとしているところであります。今後、先行き不透明な経済状況の中、継続して取り組むべき事業、解決すべき行政課題も山積しているところであります。ご指摘のとおり、鹿児島国体に向けての運動施設の総合的整備、国民文化祭など国や県を挙げての国民的な行事に対するハード、ソフト両面からの体制の構築も急務であると思っております。市民の皆様からの更なるご指導、ご支援をいただき、本市の都市像の具現化を図り、市民が誇りに思える豊かな資源が織り成す食と健幸のまちを目指した行政を推進するために、引き続き市政を担わせていただければと考えているところであります。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時58分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

1番議員（井元伸明） 1番、井元でございます。通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、農業振興策についてでございます。現在の農業を取り巻く環境は、高齢化がますます進んでいく中で、少しずつではありますが、新規就農者の参入などはございます。これらに対しては支援策があり、また、6次産業化についてもいろいろな支援策がございます。しかしながら、TPP交渉参加などで農産物の輸入自由化による価格の暴落等の不安材料には事欠かない状況が続いております。このように、農業を取り巻く環境は日々変化しております。これらに対応するためには、農政に関する情報報告、指導が的確に必要なになってまいります。農政部が今年4月より新たにスタートをいたしました。これらの農業を取り巻く環境の変化に対応をするために、現在の農政部としての専門知識を有した職員の配置としては、業務に支障がある部分はないのか、十分な配置と考えているのか、まず1点目にお尋ねをいたします。

次に、5月下旬に隣の宮崎県におきまして、鳥のインフルエンザの抗体が確認をされております。しかし、その後、6月7日ですかね、ウイルスの検査の結果はすべて陰性であったと発表されて、まずは安心をいたしております。このように、鳥インフルエンザ、あるいは3年前には発生しました口蹄疫などが発生すると、大変な被害が発生し、農業者だけでなく、本市の観光産業にも大きな被害が発生します。そこでお尋ねをいたしますが、このような防疫体制は常に意識しながら対応するべきだと思いますが、本市における防疫体制はどのような状況か、お尋ねをいたします。

次に、最近、国際観光保養都市を標榜するわが市にとりましては、外国からの観光客の増加をと、様々なイベントや仕掛けをしておられます。特に韓国、台湾、中国などからの観光客の増加があるようですが、これは本市にとりましても大変喜ばしいことではございます。これらの観光コースの中に九州オルレが指定を受けて、外国からの観光客の増加がございませぬ。これらは歴史と文化に触れあう散策ウォーキングコースとして人気を呼んでおります。しかし、このコースの周辺に畜舎はどれぐらいがあるのか。あるとすれば、何軒でどれぐらいの飼養頭数があるのか、お尋ねをいたします。

次に、通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。これは先ほどの質問と重複するところもあるかも分かりませんが、私なりに視点を変わってお尋ねをしたいと思っております。この場所につきましては、新西方の幸屋地区で、最近広域農道が開通をし、県道28号線との交差点が新たにできた場所でございます。この県道は、中学生、高校生の通学路にもなっております。この広域農道を利用する車は徐々に増加してきております。特に鹿児島、喜入方面からの車の中には、この交差点で一旦停車しないで通過する車が多く見受けられます。このような一旦停車をしないで通過する現場は、多くの関係者が目撃をし、いつかは大きな事故が起きなければと大変心配をしている場所でございます。この交差点において子供たちが犠牲にならないことを願っておりますが、非常に危険な状態が続いておりますが、どのような対策を本市として考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、市内循環バスについてお尋ねをいたします。これは平成14年に試験運行をされてから平成15年には本格運行をし、また、指宿、山川、開聞の合併により、平成19年1月には市内全域に運行が開始をされ、多くの市民の方々に利用されてきておりますが、現在の利用状況についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） これまで農業支援センターを拠点として、JAいぶすきや県南薩地域振興局農政普及課・指宿市十二町駐在との連携強化を図り、生産技術の向上、病害虫対策、新規就農支援など所期の目的であります農業全般にわたる支援体制並びに機能の充実が図られてきたところでもございます。本市の基幹産業でございます農業振興の農業施策の更なる推進を図るため、本年度から農政課及び耕地林務課の2課で構成いたします農政部を農業支援センター内に設置したところでございます。農政部門の職員配置につきましては、農業技師として採用した職員の4名のうち2名と、畜産技師として採用した職員1名を配置しております。また、農業技師のほか、農業系の大学の出身である職員や、過去における農業行政の実務経験等を考慮した職員配置を行っているところであります。

次に、広域農道と県道岩本開聞線の交差点の安全対策についてのご質問をいただきました。

指宿警察署に確認いたしましたところ、現在、広域農道及び県道穎娃宮ヶ浜線に一旦停止の交通標識と停止線が設置されているとのごことでございます。広域農道の鹿児島市方面への開通により、交通量が増加し、西指宿中学校の生徒等が、広域農道を横断して通学している状況であることは認識をいたしているところであります。安全対策としましては、通学路等の注意を喚起する看板、路面標示などが考えられますが、県警、公安委員会、道路管理者等、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止対策、児童・生徒の安全確保について安全対策を図ってまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問については、部長等に答弁をいたさせます。

農政部長（池増広行） 鳥インフルエンザの防疫体制について、本市ではどのような防疫体制になっているかとのご質問でございました。

本市における養鶏農家の現状は、卵を生産する採卵鶏農家4戸、約4万羽、鶏肉用のブロイラー農家8戸、約55万羽が飼養されているところであります。本市では、平成22年に宮崎県で口蹄疫が発生したことを受けて、県と一緒に防疫体制を取ったほか、本市で口蹄疫や鳥インフルエンザ等が発生した場合に備えて、家畜伝染病予防法に基づき、特定家畜伝染病の防疫対策等に関して、市役所各関係課と連携して防疫対策を円滑に推進するための、指宿市特定家畜伝染病対策本部設置要綱を定め、即時に防疫体制を取り、伝染病の早期撲滅・蔓延防止に努める体制を整えております。例えば万が一、本市で鳥インフルエンザの特定家畜伝染病が発生・確認されますと、鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルに基づき、知事を本部長とする鹿児島県鳥インフルエンザ対策本部が設置され、さらに、南薩家畜保健衛生所長を本部長とする現地防疫対策本部を設置、同時に、指宿市特定家畜伝染病対策



本部も設置し、迅速かつ的確な蔓延防止のための、患畜、疑似患畜の殺処分・埋却、家畜の移動制限及び車両消毒ポイントにおける消毒の徹底等、各関係機関と連携を密にし、危機管理を行うようになっております。

次に、九州オルレ指宿開聞コースの中で、コース周辺に何軒の畜産農家、または飼養数があるかというお尋ねかと思いますが、お尋ねの指宿開聞コース周辺の畜産農家数及び飼育数についてでございますが、肉用牛農家3戸、飼養数約150頭、養豚農家4戸、飼養頭数約1万1,800頭、ブロイラー農家2戸、飼養数13万3,600羽となっているところでございます。以上であります。

産業振興部長（高野重夫） 市内循環バスの現在の利用状況についてのお尋ねでございます。

市内循環バスにつきましては、高齢者をはじめとする交通弱者への交通手段の確保、及び路線バスなどが運行していない交通空白地の解消を目的に、現在4路線を週3回、1日2往復運行しております。平成24年度の利用状況は、年間の1便当たりの平均利用者は、小牧・岩本・宮ヶ浜線が11.8人、池田・東方線が8.8人、尾下・鰻・成川線が5.6人、開聞・徳光・成川線が15.4人であり、4路線の平均が10.4人で、延べ利用者数は2万6千人となっております。

1番議員（井元伸明） それじゃまずですね、農政部の方に人員配置のことについて専門職員というか、今の専門職員はちゃんといますよという答弁をいただきましたけれども、これについてちょっともう1回確認というか、お尋ねをさせていただきたいんですが。各課においては、仕事に支障のないように配置をされているということでもございました。実情を聞いてみますと、特に役所に入所される折に、市内にあります山川高校の問題も問題視されておりますが、そういう農業高校の専門科を卒業されて入所された方もたくさんいるようでございます。そういうのと併せて、この大学等の農学部専門部をですね、専攻されて入所されている方も多数いるようでございます。そういう方々を役所としては全庁的にですね、あらゆる仕事の経験というか、習得するために、各課での配置というのは異動等を含めて致し方ないことであろうかと思えますけれども、先ほど4名の5名ほどいるということではありましたけど、農業の分野というのは、T P Pでも見られますように、いろんな特殊な分野ではなかろうかと思えます。だからそういう部署においては、今せっかく農政部が専門的な部署という形でお認めをいただいてスタートしたわけでもありますので、できれば二つの課の中で異動、本人のご意向もあるでしょうけれども、そういう専門的な仕事をしたいという職員の方がおられましたら、今後は専門的にそういう部署での仕事を人事としてですね、このような形で反映する考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

総務部長（遠見重英） 今年4月から農政部がスタートしまして、農業支援センターの中で農政課、それから耕地林務課ということで、それぞれ担当の職員を配置してやっていますところでございます。また、ご存知のように、農業支援センターにつきましては、この農政部だけではなく、農業委員会、あるいは同じ建物の中には普及センターもございます。そしてJ A

の普及員等も出入りしております、農家等の方々に対する指導ということにつきましては、この農業センターに勤めるこれら職員、あるいは他の団体の職員の方もですけれども、一体となって指導していくということで、この農業支援センターというのを立ち上げた経緯がございます。それでまた、それらの中で市役所の職員の配置についてのご質問だったろうと思います。職員の配置につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大に引き出し活用することで、組織全体の活力を高め、活性化させていかなければならないと考えております。また、限られた職員数の中で、特に地方分権時代と社会情勢の複雑化に対応するための能力を有する職員の育成についても重要な課題となっております。さらには、農業分野においても、幅広い職務経験や知識、政策形成能力や管理能力を持つ職員、または専門的知識を持つ職員や農業分野の経験を有する職員を適正に配置していかなければならないということは、私どもも十分理解しているところでございます。したがって、今後も人事異動等に係る職員の自己申告による本人の希望等も勘案しながら、適正な職員配置に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1 番議員（井元伸明） 今の答弁いただいたように、やっぱり専門職というか、それが非常に大事じゃなからうかと思っております。この次ですね、インフルエンザ等がおおごとにならなくて本当にいいことだと思ったんですけども、今、答弁いただいたように、この防疫体制はということをお聞きしますと、もし万が一入った場合に、県の方で知事がトップになって対策本部を立ち上げて、いろんな防疫、車の消毒をやるということでございましたけれども、それじゃですね、非常に22年の、平成22年4月9日、この口蹄疫が発生した時は、相当な防疫体制を鹿児島県も宮崎県という形で隣接で取りましたけども、この時の被害が約30万頭の家畜が犠牲になり、そしてまた、翌年の23年には、高病原性鳥インフルエンザが発生をいたしまして、平成23年にはこれが100万羽の鳥が殺処分をされ、経済損失が約91億円ぐらい出てるんですよ。こういう関係を見ますと、事が起きてからじゃ非常に難しい状況があるかと思っております。そこで、先ほどの指宿市の防疫の対策の紹介がある席でも話が出たんですが、あの当時は、各庁舎すべて足踏みマットとかいろんな形で消毒液を置かれて、消毒もやっておりましたけど、市庁舎の入口にそんなことをしてほしいとは言いませんけれども、せめて農家が入り出す場所ですね、あの支援センターなり、そういう場所においては、玄関じゃなくても、横の入り口辺りにそういうのを置いて、常日頃からですね、この病気に備えるぐらいの防疫体制というのは是非やっていただきたいんですが、これらについては、やれるのかやれないを含めて、どのような状況にあるのか、お尋ねをしたいと思います。

農政部長（池増広行） 平成22年の時点では、口蹄疫防疫対策用の靴底消毒用の消毒マットを唐船峡や活お海道をはじめ、市内公共施設22か所と市内ホテル等17か所の入口に設置、また、イベント時の対策といたしまして、トライアスロン大会、フラフェスティバルなど市内外からの多数の集客が見込まれるイベントにおいて、駐車場への車両消毒用マットの設置と、施

設入口等への靴底用消毒用マットの設置を行い、対策を取った経緯がございます。議員からお話がありましたように、3年経ちまして、農家の方をはじめ、ちょっと希薄になっている部分も消費者等あろうかと思えます。その含めましてですね、今の防疫体制といたしましては、特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、国、県、市、行政が行うべきこと、それを連携を取ってやっております。それとまた、農家の方につきましては、飼養衛生管理基準に基づきまして、消毒体制、防疫体制を取っているところでございますが、この防疫マットにつきましてもですね、今後におきましても、防疫の観点、また、危機意識を持ち続ける観点からも、消毒マット等の設置の検討を含めて、防疫対策の徹底を図ってまいりたいということもあり、過日行われました家畜自衛の防疫協議会の中でも、この設置について行っていこうと、今準備を進めているところでございます。

1 番議員（井元伸明） 是非これはですね、継続的に続けるのが、非常に効果があるということでございますので、大袈裟じゃなくして、やっぱりそういうのは続けていってほしいと思います。それと、病域という関係では、この九州オルレコースの中にですね、先ほど牛3万頭とか、豚も4か所で1万1,800頭とか、鳥も13万羽以上いるという、飼養をしているという場所でもございます。私も何回か歩いてというか、車で通ってみましたけど、コーナーコーナーにリボンを付けて分かりやすくというか、コースを設定してるようであります。今まで何か聞いたお話では、1,650人の方が参加をしていただいているということをお聞きしておりますが、外国からの観光の方々見えられて、というのは我々も非常に歓迎はしたいんです。この近くにこういう周辺の畜産農家があればですね、今現在でも中国、韓国では、口蹄疫がまだあちこちで撲滅をされておられません。そういう関係で、外国に行かれる方は特にそういう防疫、病気等の消毒等については、非常にやかましく指導をしていただいている話は聞いておりますけれども、このコースの中にこういうのがあるということであればですね、何かコーナーコーナーに色の付いたリボンをくくり付けてあるのが、今日あたり台風が近づいておりますけど、そういう時に取れたりしますと、コースを外れて分かりにくくなってですね、そういうのもあるような話も聞いておりますので、紛れ込んで畜舎に入ったりとか、何かそんな防疫上というか、病気の対策上、非常にお互いにですね、非常にこう大変だろうと思えますので、それらのコースは非常に念を入れて、いろんな形で指導していただきたいんですが、このコース内においてはですね、この防疫体制というか、対策というのは、どのような形で指導しているのか、農政としてどのような防疫体制を、今も取っていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

農政部長（池増広行） コース周辺の畜産農家に対する防疫体制についてお答えいたしたいと思えます。まず、コース沿いには目標となる赤と青のリボンを50mから100mおきに結び付けて、コースを明確化しているほか、間違いやすい地点にはオルレマークのカンセなどの目印も設置しており、コースを外れないよう対策を取っております。今回、台風等見えており

ますので、その管理についてはまたしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。また、隣接する畜産農場入口には、日本語と韓国語で立入禁止の看板も設置し、防疫対策を取っております。コース周辺の畜産農家については、オルレはもとよりですね、平常時においても、飼養衛生管理基準に基づき、消毒の徹底や、関係者以外の立入制限等についてしっかりと対策を取ってもらうよう、今後も指導してまいりたいと思っているところでございます。

1 番議員（井元伸明） いろいろと努力をされているということでございますが、これもですね、一過性のもんじゃないでして、やっぱり継続して、農業者も観光者も喜んで、共に迎え入れられるような体制というのは、是非、構築をしていただきたいんですが。それから最後に、この問題については、九州オルレコースを、この今の畜産のというか、このコースが一番いいのかも分かりませんが、このコースの変更というのは可能なかどうかというのを、お互いが安心して歴史等いろんな文化を楽しみながらというか、それで散策されるコースだろうと思うのですが、コースの変更は難しいのかなあと思うのですが、防疫の関係上から、コースの変更等はできる状況ではないのか、お尋ねをしたいと思います。

産業振興部長（高野重夫） 九州オルレ指宿開聞コースにつきましては、JR日本最南端の西大山駅をスタートし、薩摩富士と称される開聞岳を眺めながら、岡児ヶ水の畑作地帯を抜けて、長崎鼻、岡児ヶ水の松林、川尻海岸、開聞山麓香料園、開聞地域の田園地帯、鏡池、枚聞神社を經由して、開聞駅をゴール地点とする全長19.4kmの風光明媚なコースとなっております。このコースを決定するに当たっては、指宿市、特に山川・開聞地域の自然や景観の素晴らしさを参加者に体感していただくことを念頭に置きながら、コース沿いの地域住民の方々にも、九州オルレの主旨やコース設定について理解を得てきたところでございます。その上で、九州観光推進機構や鹿児島県観光連盟とも協議を行い、平成24年3月に九州観光推進機構の認定を受けたところでございます。そのような中、本市といたしましては、オルレ参加者は道に迷って民家や畜舎等に誤って入りこんでしまわないように、リボンやカンセ・看板等が脱落したり、倒れたりしていないか、定期的にコース上を巡回するとともに、不備なところは補修・補強の管理を適切に行ってきております。特に、コースに隣接するような牛舎の入口近くには、日本語と韓国語の2か国語表記による関係者以外立入禁止の看板を設置いたしております。さらに、オルレに参加をされる観光客に対しましては、九州観光推進機構や旅行会社等を通じて、オルレのマナーについて周知徹底をお願いしております。なお、外国では、口蹄疫や鳥インフルエンザが発生している状況もありますので、本市といたしましても、コースの見直しが必要な場合には、関係機関と協議をし、対応してまいりたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） いろんな関係機関の方々含めて、いいコースじゃないとなかなか皆さん歩こうという気持ちにはなれないと思いますけども、そういう病域の関係から、今後ま

た農政課ともいろいろ調整していただいて、せっかくであれば、気持ちよく畜舎辺りに行きますと、堆肥のうんぬんとか聞いておりますので、そこら等も加味しながら、もし緩やかなコースの変更とかできるのであれば、是非ご検討をお願いを申し上げたいと思います。

次に、通学路の安全対策についてですが、これについては、先ほど同僚議員の中でもありましたが、ちょっと角度を変えましてお尋ねをしたいと思うんですが、この幸屋地区の交差点と指宿のスカイラインの出入口大迫地区なんですけど、ここのところ辺りはですね、大迫の地区辺りも、高速道路から出てまいりますと、県外の方というか、そういう方が結構多くて、以前も観光の看板を設置していただきたいとかですね、あの周辺で迷ったりとかいうのがあったり、これなんかも学校のスクールゾーン委員会などから、信号の設置の要望をいたしておりますが、なかなか思うようにいかないのが状況でございます。今のこの幸屋地区の農面道路につきましては、喜入から走ってくる下り坂になりまして、黙っておってもスピードがどんどん出るという状況があって、この県道が四六時中、車がひっきりなしに通っているかと、そうでもなくて、ちょっと途切れる区間があったり、我々は池田から指宿に右折しようとして曲がる際に、私だけじゃなくして、私も2回、3回ほどありましたけど、ものすごい勢いで左から、普通で、左から車が出てくるなんて考えておりませんので、あそこで2回、3回ほどそういう状況があったりして、それでいろんな関係機関に聞いていきますと、慣例として、信号機を付けるのは交通事故、特に死亡事故が発生をしないと、非常に信号を付けてほしいという要望が山積をいたしております。また、金額も高額ということで、こういうことで、人の命は守れないと思うんですよね、いろんな形で。冗談にも、事故がなければ信号機は付かないよと言ったのを実名を挙げたいくらいなんですけれども、もうそれは控えさせていただきますけど、そういう状況をやっぱ子供たちが、せめて我が地域の子供たちが、こういう事故に巻き込まれないように、早急な、先ほど信号機の設置を県の公安委員会の方に要望書を出してあるということですが、そういう手ぬるいことではちょっとどうかなと思うんですよね。事故はいつ起こるか分かりません。先日も指宿市内でも交通事故が2件ほど起きて、3名の方が亡くなっておられます、そういう形ではですね。そういうのを悲惨な事故を見る度に、我々こういうのを信号機のうんぬんということをお願いして、ましてや中学生、高校生の通学路にもなっておりますので、そこ辺りを加味して、この信号機は大体いつ頃になるのか、もし、時期的に、順位的にどういう状況にあるのか、もし、分かっておればいつ頃というのが分かれば、的確にお示しをしていただきたいと思うんですが。

総務部長（邊見重英） 先の議員のご質問の中でも答弁をさせていただいたんですが、まず、西指宿中学校からの要望書を指宿警察署長宛てに進達させていただいております。それと、市としまして、設置に向けた要望書を県公安委員会委員長宛てに提出をさせていただいております。したがって、この設置される時期ということにつきましては、私どもも現段階では申し上げることができないところでございます。ただ、例えば、信号が設置されない

間にですね、何らかの対策ができないかということもあろうかと思しますので、例えば、路面標示の設置等につきましても、今後、道路管理者と関係機関と調整して、必要に応じて要望していくことにしたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） 信号の付く時期は、相手があることですから分からないということですが、分からないでもないんですけども、事故がいつ起こるか分からない状況の中では、今ありました路面標示とか、そういうのは本当できるだけ早く、ちょっと喜入側に行きますと、左右に指宿市の開発公社の開発の看板が立ったりですね、市有地が左右にもございます。そういうのもうまく活用して、この次には県道との交差点があるとか、通学路でもあるというような形で、そういう市有地を活用しての看板設置等も早急にやっていただきたいと思うんですけども、でないですね、あそこに行ってそういう危険な状態に遭った人は、もう私一人じゃなくて、市の職員の方も何人かおられるみたいですけども、いつ事故が起きてもおかしくない状況がですね、そういうのがたまたま事故が発生をしておりますけれども、そういうのがありますけど、今の路面標示とか、何かうんぬんとありましたけども、含めて、注意を喚起するような、スピードを落としていただくような喚起するのをですね、橋の辺りから徐々にそういう看板設置をして、観光地にあんまりそういう看板は望ましいとは思いませんけれども、それは人命を守る立場から、早急な看板設置などはできないのか、お答えをいただきたいと思います。

総務部長（邊見重英） 私もですね、西中校区の出身でございます、今お話が出ております広域農道につきましても、鹿児島側からあの幸屋地区に下りて行ったことが何度もございます。議員がおっしゃられるとおり、特に鹿児島側から下りてきますと、右側、いわゆる池田方面から来る車というのが非常に見にくい状況になっております。したがって、先ほども信号機の設置の要望であるとか、路面標示のことについてお答えをさせていただいたところです。また、議員からご提案があった市有地、開発公社の土地でございますけれども、そういう土地を利用して、車に対して注意喚起ができないかということございましたので、これにつきましても、また今後検討させていただきたいと思います。

1 番議員（井元伸明） 早急な対策というかですね、できること、検討じゃなくて、今できることを何かを手を出していかなければ大変なことになると思います。いろんな形ですね。先日も佐賀県の武雄市にまいりまして、その時に市長さんとお話をさせていただく機会がありまして、その時も幹部というか、職員の方々には検討をするということは言うなど。できるのかできないのか、やる道は何でも探れというようなことを、元気よくおっしゃってありました。是非市長、そういう形ではですね、何かできることを、やっていただきたいんですけど、市長の口から一言いただければありがたいと思いますが。

市長（豊留悦男） 事故が起きてからではどうしようもございません。特に、あそこは西中に通う生徒の通学路でもございます。そういう意味からも、事故が出ないような対策を練って

まいりたいと思います。開発公社の土地等の提案もいただきましたので、担当と協議しながら、現地を見ながら対応をしてみたいと思います。

1 番議員（井元伸明） 早急な対策をお願いをしたいと思います。

それとですね、この通学路につきましては先ほどもありましたけど、池田湖の今南薩土地改良区の用水路の前をですね、これは県の計らいというか、あそこのカーブの工事が用地買収ができないから、あの奥の方に小学今年生ですかね、小学校に通学をしております。もう貴重な子供さんです、池田小学校にとりましてはですね。危ないということで、あの公園の中も歩道という名前は付けられませんが、子供が安全に通れるということで、ガードレールを付けていただき、花を植えるというのを、当面は子供さんが通れるようにということにして、あそこを約200mほど残った区間を、南薩土地改良区のご厚意というか、歩道だけを設置するのを何とか協力してほしいということで、今現在、工事をしていただいておりますが、この歩道についても、もう間もなく夏休みでもありますけれども、これ早急な、ちょっと時間が掛かってるのかなあと思うんですが、何かこれについてご存知であればですね、それは県のと言えば県なんだろうけど、安全の対策上から、市として何かで聞いてって、いつ頃完成しますよということをもし聞いておられれば、お答えをいただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

建設部長（三窪義孝） 現在、県の方で工事中であります小浜地区の歩道整備につきましては、本年7月中旬頃供用開始となっております。

1 番議員（井元伸明） そういう形でですね、市がとか、県がとか、国道だから国がというのは、当然責任の分担上は分かりますけど、わが地域の子供たちを守るためにはですね、いろいろな形で今、指宿の市役所も各部署に分かれておりますけど、以前は、わが部署では関係ないというような話を言われたこともありましたけど、せっかくの部長制を敷いておる関係上ですね、やっぱり横の部長の連絡というか、横の連絡は取っていただきながら、縦割り行政でない、住民の安心・安全を守る市政であってほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後でございますが、市内循環バスについてお尋ねをしたいんですが、これも先月八女市の方に勉強に行ってみましたが、その時のいろんな状況が、指宿の循環バス、イッシーバスについてですね、何か考え方を、何かした方がいいのかなあという話がありましたので、敢えてお尋ねをしましたけれども、一日の乗車率がですね、10.何人とかいう状況でありましたけれども、以前というか、これはちょっと前ですかね、市民アンケートの中で、循環バスを利用していますか、していませんかというアンケートの中で、利用していないという方を見てもみると、ちょっと紹介させていただきたいんですが、多いのでいきますと、便数が少ないというのが171名、目的地へ行くバスがないと、自分が病院に行きたい、買い物に行きたい、そこに行くバスがないという方が133名、時間が合わない、自分がいろん

な形であるんでしょうけど、曜日等を含めて、そういう時間が合わないという方が170名、それとですね、一番問題だと思ったんですが、居住区にバスが走っていないという方が62名もおられるんですよ。こうあるように、指宿市もこのイッシーバス、循環バスについては、年間1,200万円ほどの経費で運行をお願いをされているわけですが、費用対効果という意味では、この八女市の場合は、予約型乗合タクシー、通称、ふるさとタクシーと呼んでいるようにございますけども、これは30分前、あるいは前日に予約をしていただきますと、10名乗りの小型タクシーというか、これですね、乗合タクシーで10名ぐらい乗るの12台運行されて、玄関から玄関まで、自宅から病院の玄関までとか、買い物をされる玄関まで、市役所の玄関までとかいう形で、お一人300円でということで、全市的に運用されて、これで高齢者の80%の市民の方が、非常に生活が便利になったということで、非常に感謝をしているようにございました。本市においても、このような乗合タクシーと言われるかですね、以前も検討したような話があるやには聞いておりますけれども、なかなか難しいことはあろうかと思えますけど、おりしも指宿も今いろんな取り組みをやっておりますが、まずこの事業導入を指宿市で考えるお気持ちはないのか、お尋ねをいたします。

産業振興部長（高野重夫） 県内においては、これまで従来のコミュニティバスを運行していた地域において、利用率の低い地域、あるいは利用率の低い路線については、コミュニティバスを廃止し、タクシー、又は小型の10人乗りのバス等を利用した予約制の、いわゆるデマンド交通の運用を行っている自治体もございます。本市においても、各路線内において利用の少ない地域では、路線自体を見直したり、あるいはデマンド型に移行することにより、利用者が増加し、また、利便性も高まっていくのかどうかということもございますので、今後、それらについては調査を維持していく必要があるのだろうというふうに考えております。

1 番議員（井元伸明） 今、そのような形ですね、これは非常に今、高齢化率が高くなっておりますけども、指宿市において健幸のまちづくりという形で、国保税の話も今朝ほど出ましたけれども、あのように、放っとけば、いろんな形で皆引きこもりがちになってですね、高齢者の方も。だから、こういう形で家の玄関前までタクシーで送り迎えしてくれるという状況があれば、皆出て、病院にちょっと具合が悪ければ行くんでしょけど、そういう形で行って、長生きをできる、そういうまちづくりにもつながっていくような気もいたしますので、これを費用対効果という意味からしてもですね、何とか運行にこぎつけるような、努力をしてほしいんですけども。今部長の方で何とか検討ということではありましたけれども、市長、最後にいかがですか、これは検討じゃなくして、本当にやる気があるかないかということなんだろうと思えますけれども、費用も掛かることでありますし、後は許可申請も非常に難しいというのをお聞きしておりますけど、市長の覚悟というか、気持があれば、聞かせていただければありがたいと思います。

市長（豊留悦男） デマンド交通を導入して、市民の生活の利便性にそのデマンド交通が果た



している役割，非常に大きいものがあるということも承知をしているところであります。現在，本市においては，循環バスをしておりますけれども，利用者は県内の導入している市と比べますと，非常に利用率が高いところでもございます。しかし，今議員のご指摘のように，やはり不便を感じている人が，さっき申し上げましたように，時間があわないとか，目的地とあわないとかいろいろありますので，ひとつの解決の方法として，その時間，目的，そして居住区を走っていないと思われるようなところで，試行的にやり，課題を見つけることも一つの案だと考えております。今後，そういう意味を含めましても，検討させていただければありがたいと思います。

1 番議員（井元伸明） 検討ということでございましたけど，やるということで期待をしておりますので，よろしく願いまして終わります。ありがとうございました。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 1 時 5 4 分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，福永徳郎議員。

1 4 番議員（福永徳郎） ご苦労さまでございます。一般質問4番目の福永徳郎です。よろしく願いをいたします。

東京では，都議会議員選挙が始まっております。また，来月は参議院選挙が行われ，我が国の新たな政治構図が作られることになるのかもしれない。また，県内では，伊藤知事が提案した県職員による公費負担の上海研修と，7年後の国体に向けた県体育館の建設を巡って大きな話題となっております。現在，梅雨の最中に台風4号が接近しております。せめて指宿市内において豪雨災害などが発生しないよう祈りながら，私の質問をさせていただきます。

国内，県内の話題と同様に，我が指宿においても，いろいろな問題が取り上げられ，注目され，私たち市議会議員にも多くの声が寄せられております。私はそれらの中から，3点ほどに絞って質問をしたいと思います。傍聴者もおられますので，市民の皆様に分かりやすい表現でお答えいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは，1番目のなのはな館について質問いたします。なのはな館は，新田開発の中心だったわけですが，建設までの経過，特に経費の内訳を詳しく教えてほしいと思います。新田開発は，新川龍市長時代に，陸上自衛隊の誘致なども取り沙汰され，戦後の早い時代から歴代の市長が課題としてきたもので，そういう経過の中で，なのはな館の誕生が生まれました。単なる高齢者のふれあい施設だけではなく，新田地域を大きく発展させる中心の建物で，取り付け道路の整備など，そのオープンに至るまで土地の購入費や市や県も多くの予算を注いでいると思います。建物は鹿児島県の負担ですが，道路整備や今申しました土地購入費，

また、周辺敷地の整備など、なのはな館に関連した予算の総額を県と市に区分して示していただきたいと思えます。

次は、2番目の市営住宅の管理の柳田校区内の入居率はどうなっているかであります。市営住宅の老朽化が進んでおります。私の住む高野原地区は、建替えはされましたが、隣の南迫田地区、南十町地区の住宅はどうなっているのかとよく聞かれます。見たところ、満杯ではなく、空き室もあるようでございます。柳田校区内の市営住宅の入居者の状況についてお聞かせください。また、政策的な空き部屋ということも聞きますが、その実数や待機者数も教えてほしいと思えます。

次に、3番目の道路建設管理についてでございます。まず、松ヶ窪線は今後どうなるのかということでございます。この道路は、40年ほど前、指宿スカイラインから池田を通過してグリーンピアを結んで、指宿市街地に至るものとして注目されました。池田のエプロンハウス前を通り、メディポリス指宿、そこから数百mは立派な道路に整備されております。その下の一部に民間の所有地があり、2年ぐらい前に市が購入をいたしました。その時、県道に昇格するような話もありましたが、この件については今どうなっているのか、お伺いをいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

市長（豊留悦男） なのはな館につきまして、建設までの経過を教えてほしいとの質問でございます。

平成2年6月に、県により策定されました鹿児島県総合基本計画の戦略プロジェクトであります高齢者元気活躍プランにおいて、すこやか長寿社会運動の定着・発展を図るための施設として、高齢者交流センター整備の方向性が示されました。そして、同計画の実施計画において、温暖な気候や豊富な温泉など、高齢者の生活や活動に適した多彩な資源を有する南薩地域内に、高齢者が文化・スポーツ等を通じて、地域内外の人々と交流を行うことができる拠点施設として、高齢者交流センター建設が計画されたところであります。当時の資料によりますと、平成5年9月に、県は高齢者交流センター整備に係る候補地を選定するため、南薩地域12市町に対し、候補地の基礎調査を実施し、そのうち旧指宿市を含む7市町から回答があったようであります。当時の指宿市は、第三次指宿市総合振興計画を平成3年3月に策定し、将来都市像を国際観光温泉保養都市と定め、新田開発プロジェクトを推進するとともに、新田地区には総合体育館や陸上競技場を中心に、テニスコートやサンシティホールも建設されるなど、スポーツ・レクリエーションの拠点として整備されておりましたことから、新田地区の整備促進及び機能の強化を図るため、高齢者交流センター整備候補地として手を挙げたところでございます。その後、旧指宿市、山川町、開聞町が候補地として残り、平成6年9月県議会において、旧指宿市に建設する方針が示されました。なお、なのはな館建設等に要した市の事業費でございますが、なのはな館用地につきましては、土地開発公社により先行取

得し、造成等まで行ったところであります。用地費、工事費、その他諸経費等を含め、約14億円で土地開発公社から市が購入をしております。次に、県が要した事業費でございますが、施設の設計・施工など総事業費約69億円を掛けて整備しているようであります。今申し上げました中で、なのはな館建設に要した市及び県の事業費の合計は、約83億円となっており、これらの開発が、新田地区全体の活性化に大きく寄与したものと思っております。なお、なのはな館建設とは別に、公営住宅等の整備に併せて整備されました新田地区内の迫・五郎ヶ岡線並びに北町通り線の道路整備に関しましては、両線合わせて約18億円の事業費を要しているようでございます。

次に、市道松ヶ窪線の県道昇格についてのご質問をいただきました。平成7年に県道移管における条件として、道路用地の所有権がすべて市であることを示されており、懸案でありました土地の用地交渉が、平成23年度に整い、すべての所有権移転が完了したところでございます。その後、平成24年1月に、道路維持課において、県道移管について協議を行い、平成24年10月に物流及び観光・経済上重要な広域的幹線道路として県道昇格されるよう、要望書を提出したところであります。県道昇格については、県全体の道路網の見直しの中で、広域的な道路網の在り方、道路法による認定基準などを照らし合わせて検討されるとのことですが、その時期等については、明確に示されていないところでもございます。

ほか、いただきましたご質問につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

建設部長（三窪義孝） 現在管理しています市営住宅は、47団地、791戸でありまして、そのうち柳田校区は6団地、213戸であります。お尋ねの柳田校区内の市営住宅の入居率と待機者数であります。弥次ヶ湯団地50戸につきましては、入居率100%、待機者数74名、沖原団地64戸につきましては、入居率100%、待機者数13名、十町団地8戸につきましては、入居率100%、待機者数5名、高野原団地24戸につきましては、入居率100%、待機者数57名であります。また、敷領団地42戸と迫田団地25戸の2団地67戸は、市営住宅の建替えなどを円滑に進めるために、入居の募集を停止している住宅であります。現在、敷領団地の17戸と、迫田団地の10戸が政策空き家となっておりますので、両団地とも入居率は60%、待機者数は0であります。以上です。

14番議員（福永徳郎） それでは、なのはな館の方から最後まで一つ一つを終わらして、次に入っていきたいと思えます。

今、答弁の中で、一応、市長から説明があったわけですが、相当な多額の経費を確認をしたところでございます。先ほど指宿市と県と合わせて83億という数字が出たわけですが、また、追加で道路建設を入れますと100億円を超えております。厳しい財政状況の中で、これほど多くの予算で建設されましたなのはな館が閉館されたということは、指宿市民の一人として誠に残念なことです。閉館という事態を前に、施設を市に無料譲渡するので、指宿市が管理運営をとという話とか、全面的に取り壊すとなれば、7・8億円掛かるとかという話があり、

それらの話を総合しながら、指宿市もプロ職員によるプロジェクトを立ち上げ、いろいろ検討したが、市で運営するには厳しいということで、管理者を一般公募にかけたわけでありませんが、その応募者が誰もいなかったことから、現在の状況になっております。市議会では、取り壊すだけでも莫大な経費が掛かるので、譲渡を受ける場合、県に基金を作るとか、また、一定の準備をしてからとりかかるよう働きかけるべきだ。簡単に譲渡を受け、指宿市だけで解体作業や修繕費を負担することがないように強く鹿児島県に要望すべきだという協議をした経緯もあります。最初に閉館する時に、県とも相談して指導も受けたかもしれませんが、施設を指宿市に無料譲渡するという中で、今後の運営管理について県の方から条件とか、若しくは約束ごとがあったのかどうか、お伺いをいたします。

総務部長（遠見重英） まず、閉館に対してどのような対応だったかということと併せまして、今後どのように展開していくのかということのご答弁でよろしいでしょうか。

はい、閉館に対しまして、市はどのように対応したのかということにつきましては、施設を整理することにつきまして、市への事前の連絡がない中で、県は、平成22年3月17日の県議会议行財政特別委員会において、指定管理期間が終了する平成22年度末を目途に、地元自治体、又は民間への譲渡を基本に検討する。仮に譲渡先等がない場合は、経費節減の観点から一時休止することもやむを得ないとの方向性を示しました。それから約1か月後の平成22年4月15日に県の担当者が本市を訪れ、県の考え方について説明を受けたところでございます。その後の県との協議において、市が公用又は公共用に利用する時は、県の条例に基づき無償又は時価より低額で譲渡することができるが、その場合であっても、県公有財産管理規則に基づき、用途を指定することになるとの条件が県から示されたところでございます。これを受けて市は、先ほど議員の方からもございましたように、ふれあいプラザなのはな館利活用検討委員会を設置いたしまして、この作業部会であるワーキンググループを置き、利活用方策について市が直接運営した場合を中心に、幅広く検討を重ねたところでございますが、検討の結果、収益を上げることができるような利活用方策は見出せず、また、市の財政状況の悪化が懸念されましたことから、この施設を現在の状況のままですべてで直接運営することは困難であると判断したところでございました。このような中、土地が市有地であること、多数の指宿市民の方々に利用されていること、周辺地域が観光振興や市勢発展にとって重要な場所であること、さらには、後になって県からは、用途に関わらず施設を無償譲渡することは可能であるという旨が示されましたことから、県と協議を重ねた結果、公募による民間事業者等での利活用の方向を考えたところでございます。公募につきましては、高齢者交流センターとしての用途にとらわれることなく、市における交流人口の増加、観光・産業の振興、福祉の増進等に寄与していただける事業として広く募集して、選考の結果、貸付事業者が決定した際には、市は県から施設の譲渡を受け、その事業者に貸し付けるということでしたけれども、先ほど議員の方からもありましたように、現段階ではそういう事業者は見つかって

いない状況でございます。さらには、今後どのように展開していくのかということでございますけれども、市と県は協力して、これまで同様、2回目の公募に向けて県内外の事業者から幅広く意見を伺っているところではございます。事業者からの希望があった場合には、併せて施設の案内も行っているところでございますが、現段階では、具体的な事業実施の意思を表示している事業者はないところでございます。県は、2回目の公募については、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があるとしているところで、現状におきましては、2回目の公募が行われていないところでございます。県によりますと、芝生広場・体育館は、現在も休館前の約7割程度の利用があるとのことであり、休館前と同様、ウォーキングやグラウンドゴルフなど健康増進の場として、多くの市民の方々に利用されております。また、なのはな館では、これまで市を代表する多くのイベント等が開催されてきており、市勢発展に寄与してきた施設であるとともに、重要な地域であると考えておりますことから、今後とも施設の有効活用が図れるよう、公募実施についてお願いしていきたいと考えているところでございます。しかし、今後も引き続き公募の目途が立たない状況が続くようであれば、観光都市指宿のイメージ低下を招き、防犯面などでも懸念されることから、あらゆる可能性について県と協議しなければならないと考えているところでございます。

14番議員（福永徳郎） はっきり申し上げまして、前の同僚議員の一般質問の答弁と全く同じ、対応については内容ではなかったのかなというような気持ちもいたします。それから、もう一つは、条件が付いていたのかどうかという質問に対して、私は一番最初、市民が分かりやすい言葉で答えていただきたいという願いをしたわけですが、県の何々条例によってどうのこうのということは言いましたけども、要するに私が聞きたいのは、なのはな館自体を使い道としてどういう形ででも作っていいのかなあというような気持ちもあったもんですから、あそこを一括にすべて運営をしなければならぬのかなあというふうな気持ちもあって聞いたわけですので、これ3番目に市長にその辺を申し上げて、市長の答弁をいただく予定になっておりますので、その条件という部分についてのみだけ、再度すいませんが、分かりやすくお答えをいただきたいと思います。

総務部長（邊見重英） 申し上げたつもりでしたが、説明が不足したのかもしれない。現在のところ、県からは用途に関わらず施設を無償譲渡することでは可能であるというふうに示されております。

14番議員（福永徳郎） ということは、譲渡を受けた場合の利用というものは、どういう形の利用でもいいという今度はことになるわけですね。それでよろしいですね。

総務部長（邊見重英） そのことについては一括で譲渡ということですね。それと、使用につきましては、先ほども用途に関わらず、その施設を一括して無償譲渡することは可能であるというふうに聞いております。

14番議員（福永徳郎） それでは、次の質問に入ります。なのはな館は最初申しましたよう

に、新田開発の中心でありました。高齢者だけのふれあい施設だけではなく、国道から市民会館や体育館に至る幹線道路整備として関連して、市の東側海岸に及ぶ街並みにも影響を与えるものとなっております。菜の花マラソン大会のスタート地点にもなり、県外にも存在を知られる施設ですが、何とか再開してほしいと望んでおります。県からの条件は特にないという答弁でしたが、県としても閉館中の維持管理だけで年間5・6,000万円掛かる状態で、おそらくこれがまだまだ伸びれば、何億、数億というお金が県としても出ていくことになるでしょう。閉館から2年3か月が経過し、なのはな館は今後どうなるのだろう。このまま取り壊されるのかという声も聞きます。これだけの施設、もったいない。他に利用方法を考えたらと希望を持っている方々も多いと思います。多くの歳月と予算をかけ建設されたなのはな館を指宿市民の手で再開させるために、市長が今こそリーダーシップを発揮する時であります。市長が決断をし、方向性を示せば、優秀な職員もたくさんいると思います。また、まちづくりに関心のある市民もたくさんおられます。なのはな館開館に向けての公募をし、官民一体となった指宿なのはな館の再開を願う者として、市長はどのように受け止めますか。答弁をお願い申し上げます。

市長（豊留悦男）　まさしく私、つまり市長の決断というものが求められる時だろうと思いません。この問題が起きた時に、私は後年度に著しい財政負担を残さないようにしたいという主旨で申し上げました。そこで、市役所職員で市の活用プランについて幾つか協議をし、そのプランも県に提出をいたしました。健康福祉を核とした施設として活用した場合には、収入がいくらぐらいあって、つまり収支としてどれくらいの財政負担が生じるかというのも事細かく事業内容を精査し、数的なものを立ち上げました。例えば、市の健康福祉施設、子供子育ての施設、高齢者の健康施設として活用した場合には、おそらく収入として1,100万円程度が見込まれるだろう。しかし、そのための事業費、業務委託費、事業費その他あらゆるものを差し引きしますと、おそらく9,000万程度の財政的な負担が残るであろう。その他いくつかのプランをたたきあげました。これについても県に直接市としてこういう考えであるというのをお示しをいたしました。しかし、その後、昨年9月16日だったと思いますが、台風16号が接近しただけで、あの体育館の屋根から大規模な雨漏りがし、大変な修理を必要としたということもお聞きしております。やりたい気持ちはやまやまでありますけれども、そういう建物の瑕疵による後年度の修理費が必要となれば、これは指宿市として受けるわけにはまいりません。そういう意味で、建物の瑕疵による補修、大規模改修が必要な時に、県が担保していただきたいということを私は直接知事に申し上げました。そういう意味で、知事としては、この施設の有効活用、所期の目的に合ったような活用をしていただきたいという強い思いもありますけれども、市の思いも大切にしていきたいということで、いろいろと現在も協議をしているところでございます。惜しむらくは、このなのはな館が閉館するであろうというその1年ほど前からでも県と協議をしながら、いろんな問題について解決の方

策を練るべきではなかったかと、私は考えております。そういういろんな問題はあにせよ、このなのはな館はこのままではいけないというのが私の気持ちであります。

14番議員（福永徳郎） これではなのはな館は終わろうと思ってたんですが、若干今の市長の答弁を聞きまして、そうじゃないんじゃないかという点が1点ありましたので、その点についてお尋ねをしたいと思います。今の建物、そのものの修繕ですね、とかいう一般的に2億弱掛かるということでもあります。それともう一つは、運営する場合には、小さい補修工事も全部県がやるから、その後無料譲渡ということは、もう閉館したと同時に、私ども議会の方には、執行部の方からそういう説明をいただいているわけですよね。ということは、市長は2年数か月前の答弁を今しているんですか。お尋ねをします。

市長（豊留悦男） 無償譲渡として市にお譲りする時には、確か1億円程度だったと思いますけれども、雨漏りその他が見られる場合には修理して市に移管をしたいということでありました。私が建物の瑕疵によるというのは、その後、台風その他自然災害による大規模な補修等が必要な時と言う、その補修というのは、受け入れるその時点から後に、つまり、1億円だったと思いますけれども、補修した後にまた新たな補修箇所が見つかった場合にとということでもあります。

14番議員（福永徳郎） いろいろありがとうございました。是非市長、私は一番最初申し上げましたとおり、どうしても市民感情からしても、閉館したままの状態が2年数か月も続いているというのは、非常にやっぱし私ども議員にしても、執行部にしても、マイナスになるだろうと思います。是非、市民の声をよく聞いていただき、一日でも早い再館を要望いたしまして、なのはな館のことにつきましては終わりたいと思います。

次に、2番目の市営住宅の入居率についてお尋ねをいたしたわけですが、指宿市全体の住宅の状況と、市営住宅の状況という観点から質問した方が、一番幅広く聞けるのかなあという気持ちでしたわけですが、どうしても今度は広くなりすぎて、途中で自分自身がちょっとばっかい掌握できないということで、柳田校区が一番身近な校区ですので、頭に残るということで、柳田校区に絞って一般質問をさせてもらってるわけでございます。今答弁がありましたように、非常にこの柳田校区の6団地、すべて政策空き家を除く2団地以外は、入居率100%、そしてすべての住宅に待機者が何百人もいるというのが実態であります。そういうことからしまして、この待機者そのものもですね、市長、本当に、仮に弥次ヶ湯なら弥次ヶ湯、沖原なら沖原団地に申し込みして、今5人まだ待機者もいますよ、10人待機者がおりますよと言われても、いつ入れるかという保証は全くないわけですよ。仮にいま現状で、仮に50人入居してる住宅の方々が、よく言えば住み心地が良くてですね、けしんとっぎいずうっという方々もたくさんいるわけです。そういったようなこともありますので、非常に学校の利便性とか、生活における利便性とかという問題は、他の団地よりもはるかに条件が希望者は多くなってくるのは当然だろうと思うわけですよ。それでお尋ねしますが、この柳

田校区の政策空き家なんかがあるこの住宅についての建替えというものはどうなっていくのか、まずお尋ねをさせてもらいたいと思います。

建設部長（三窪義孝） 本市の公営住宅の整備につきましては、第一次総合振興計画に基づき、既設住宅の適切な維持・修繕，安全性向上と快適な居住空間のための改善，老朽化した住宅の建替えの推進が主要施策であります。公営住宅の建替えにおきましては、家族構成に応じた広さの住戸を供給することにより、若者と高齢者がバランスよく入居できるように努めております。柳田校区の敷領団地と迫田団地は、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建設された建物であります。今後、建替え計画につきましては、市内全域の需要と供給のバランス及び財政状況を勘案しながら、老朽度合、入居者の意向等を踏まえ、安定した住宅確保のため、計画的に建替えを推進していきたいと考えております。

14番議員（福永徳郎） 今の振興計画に基づいて財政状況を見ながらというようなことで、造らないとは決して言っていないわけですよ。やるということは言っているんですけども、実際、今答弁の中でありましたように、築40年以上経った住宅というのは、言えば、柳田校区以外にもたくさんあるわけですよ。柳田校区以外でも。それを総合計画の中で、振興計画の中で造るとはうたっているんだけども、そのスピードというものが、需要と供給と、それから老朽化と、それにマッチしているのかなあと。造ります、造ります、計画にも載っています。ただし、造るのは10年に一つぐらい。ということは、五つあった場合には50年掛かるということですよ。そういう状況の進捗状況になってるんじゃないかなというようなふうに思うわけですけども、もう強いて具体的にお尋ねをしますが、敷領住宅築45年以上になります。迫田団地、これについてはどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

建設部長（三窪義孝） 市営住宅の整備方針ですが、公営住宅の長寿命化計画に基づき、既存の住宅については、住環境及び住宅性能水準の向上を図るとともに、敷領及び迫田団地は、政策空き家となっておりますので、入居者の意向を踏まえ、計画的な建替えを推進していきたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） 政策空き家であるということで、いろいろ具体的な答弁はいただけませんでした。政策空き家ということ強調したということは、そういう私がお願いしていることに近づいてきてるんだなあというようなふう期待を持って、この問題については次に進んでいきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、市の財政状況では、市内全体の建替えはすぐ進まない心配しております。そこで取り壊しからその後の管理も含めて、民間活用をして、市営住宅を何とか早い回転で老朽化のところの建替え計画はできないのか。道の駅はPFIという事業で造ったわけです。全国的にもPFIで造った建物がいくつもあります。またまた土地から何から賃貸という形でも取り組んでいる自治体もあります。その辺についてちょっとばっかい答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。



建設部長（三窪義孝） 公営住宅整備事業におきましては、市が事業主体となり、実施する直接建設方式と、民間資本を活用して建設する方式があります。民間資本による方式の中には、民間事業者が建設等を行い、市が買い取る方式と、民間事業者が建設・所有し、市が一定期間借上げる借上げ方式があります。また、P F I法に基づき、民間事業者が建設・維持管理等を行うP F I方式があります。当市の公営住宅整備事業におきましては、市が事業主体となり実施する直接建設方式で行っており、社会資本整備総合交付金事業の補助制度によって、概ね2分の1の国庫補助金を受けて事業を実施しております。直接建設方式では、補助金以外の事業費については地方債を充当できることから、市の初期財政負担は軽減できます。また、直接建設方式では、工事の分離発注を行うことで、地元業者への発注が可能であり、業者育成へもつながるなどのメリットがあるため、今後も市が事業主体となる直接建設方式により事業を推進していきたいと思っております。

次に、その借上げ方式により建設した場合ですけれども、直接建設方式と同じ社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金の対象となりますが、廊下・階段などの共用部分のみが対象であり、直接建設方式と比べ補助金額が少なくなるため、市の負担が大きくなります。また、民間事業者が建設費等を家賃で回収しなければならないため、高い家賃設定となるほか、空き家が生じた場合、市が家賃を負担しなければならないようになります。このようなことから、民間資本による借上げ型公営住宅整備事業の導入は考えていないところであります。

14番議員（福永徳郎） 今、民間手法によるところの説明をいただいたわけですが、確かにこのP F I自体が、どっかやっぱし国の方も制度自体がどうなのかなというようなことで、いろいろとなぜ地方自治体が飛びついて、このP F I事業をやってくれないのかなというようなことで、いろいろとアンケートやら調査も取ってるようではありますが、他にもですね、P F Iをやっただけじゃないにしても、土地からすべてを借りていただいて、そして建設も全部していただいて、そのうちの一部をですね、家賃助成と言え、民間が造って、民間人も入れるけども、要するにあれですけども、収入が少ない方々への助成策として、そこに市が定めた決まりを作って、その決まりに合えば、その方々には家賃としての補助を出しますよという制度を作りながら運営をしてるところもあるように聞いております。これにつきましては、今ホームページなんかにも全部出ていますし、十分またその辺も検討をして、一応いただきたいということを要望して、住宅につきましては質問を終わりたいと思います。

それでは最後になりますけれども、道路建設管理についての2回目になるわけですが、松ヶ窪線が仮に県道への昇格移管ができなかった場合には、実際どのようになっていくのかなあと。もう何回もこう申し上げますように、あそこは途中までは素晴らしい1級道路ですよ。その途中から急激に急カーブ、それから傾斜、急傾斜があつてですね、今メディポリスのホテルを運営している前の広場辺りにも、桜祭りも毎年やってますし、それからグラウンドゴルフなんかでもですね、しきりに高齢者の方々が実際利用して、喜んでいる広場なんですよ。

ところが、高齢者の方々の運転では、どうしてん怖いというようなことで、そのような話も聞いておりますし、また、災害復旧かどうか分かりませんが、時々やっぱり道路が何か傷んで、局部的に復旧工事をしているのは分かるわけですけども、もうそのような状況ではないということからですね、要するに、県道昇格がなかった場合には、指宿、今の指宿市道としてずっとなっていくわけですので、今後もし県道昇格がなくて、県の方が工事をしてくれないという状況になった場合には、どのように考えているのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

建設部長（三窪義孝） 市道松ヶ窪線の整備につきましては、財政的にも多額の費用が予想されることから、県道移管による整備をお願いしていきたいと考えております。しかし、議員がおっしゃるとおり、本路線は、急カーブ、急勾配が多く、路面の損傷が激しいですので、早急に対策を図る必要があると考えております。したがって、県道昇格の要否について、県と協議を行っていききたいと考えております。仮に、県道移管が困難と判断された場合は、社会資本整備総合交付金事業や過疎債での整備を検討してまいりたいと考えております。

14番議員（福永徳郎） 実際、県道昇格移管という話は、それこそもう平成16・7年ぐらいから市道が全部指宿市のものであった場合には、いつでもしますよとスタンスはあったわけですが、もうその後、県の財政状況も見てのとおりであります。本当に県道昇格というそのものですね、もう10年ぐらいか所も県道昇格をしたことはないというようなことも聞くわけですよ。そうすれば、県道昇格を待って、それが無理やったから、じゃあ、こっちの計画を検討しましょうという場合ですよ、住宅1軒造るにもですよ、とりかかってから5年以上は掛かるんですよ、実際。住んでいる方々へのアンケートとか、近隣地区への説明会とか、住宅でも5年以上は掛かるわけですよ。そうしますと、県道昇格についての依頼をして、その結果がいつ出るのかは分からないけども、仮に、それが1年経って無理やった。ああ、2年経ってん無理やったという流れの中でやっていくと、今のこういったものを進めていくと、出来上がるのに10年は掛かりますよ。もうちょっとその辺をこう認識をしていただいて答弁を再度お願いをいたしたいと思えます。

建設部長（三窪義孝） 松ヶ窪線の整備については、十分承知しております。先ほど申しましたように、去年10月に県道昇格の要望をいたしましたけれども、今年で1年目になりますので、再度県と協議をして、県道移管が困難と判断された場合は、市道として整備をしていきたいと思っております。

14番議員（福永徳郎） よろしくお尋ねをいたします。

次に、2番目の柳田迫田線についてお尋ねをいたしたいと思えます。以前、私が一般質問の中で2回ほどこの路線の件について触れた時がありました。その時の答弁として、道路整備計画の中で進めていきたいという答弁はいただいているわけなんですけども、ただ、その整備計画の中身が全く示されてまだありませんので、今回またいつ頃実施される計画なのか、

お伺いをいたしたいと思います。

建設部長（三窪義孝） 柳田迫田線の整備についてのご質問ですが、本路線は、住民の生活道路であり、通勤、通学路として利用される路線であるとともに、保育園の送迎や大型車両の多い路線であります。しかしながら、幅員が狭く、カーブも多いことから、離合が困難で、通行に支障があるため、これまで、地区から改良拡幅の要望が出されております。また、柳田小スクールゾーン委員会においても、通学路の安全確保の要望が上がっているところであります。現在、本路線の整備方針について検討を行っているところですが、片側は砂防河川となっており、県と協議した結果、砂防指定の解除や暗渠化は非常に困難な状況のため、反対側の用地を確保し、拡幅する整備を考えているところであります。整備計画といたしましては、まずは地権者の協力が必要ですので、本年度中に用地等の調査を行い、公民館長さんをはじめ関係者と整備方針の調整を図り、合意形成がされ次第、実施してまいりたいと考えているところであります。

14番議員（福永徳郎） 今答弁は非常にありがたい答弁の中で、やるという方向性で検討を進めていきたいという検討という文字が入ったんですけども、とにかくやると、調査をしていくということで、もう具体的に、進めてくれるんだなあという気持ちで、ほっとしたところではございますが、先ほども部長の答弁の中でもありましたように、当然あそこは柳田川に沿った道路でありますので、反対側の民有地の部分を買って上げてやっていかなければならない部分だろうと思います。幅員が何mあるのかは分かりませんが、確かに小学校だけじゃなくですね、中学生の通学路にもなってるわけですよ。そういうことで、少々、要するに5mばっか幅で造ってもですね、歩道とか安全柵とか、その辺はどうなるのかな。5mというのは、仮にですよ、仮に5mとなった場合には、そういう気持ちもするんですが、その安全柵についての部分については検討していただいたんですかね、お尋ねします。

建設部長（三窪義孝） 現在計画としましては、車道としては5m以上の幅員が理想であります。公民館長をはじめ関係者と整備方針について調整を図り、道路状況や通行車両の調査等を含め、柔軟に対応していきたいと思っております。また、砂防水路への転落防止等の対策など、子供の安全を考慮した整備をしたいと考えているところであります。

14番議員（福永徳郎） 柳田迫田線については、ひとつよろしくお伺いを申し上げたいと思います。

それでは、三つ目のふるさと農道についてであります。この道路、ふるさと農道という県の事業が示され、その中で取り組んだ道路でございます。ですから、一番当初は20年前、終わっているんですよ、もう実際は。ところが、途中から地権者の反対があり、最後まで完了するに至らなかったということで、それで北側の方は今言うた柳田迫田線の一番上の終わりの地点のところから若干外れて、立派な道路が出来上がり、そして南側の方は、南中から上がってちょっと右折したところまでは、それこそ7・8mの道路が通っているんですが、

その先が完全に塞がっているという区間が60mぐらいあるわけです。これも同僚議員とですね、これも7年前、7・8年前、県の耕地係の所長のところまで行ってお願いをした、10名ぐらいで行ってお願いをしたんですよ。当時、南課長さんでしたけども、南課長さんは、いやあ、それはもう県がやり残した仕事ですので、指宿市がうんちゅええすぐやりますよという返事もいただいたわけで、その後、課長さんも指宿市に1度来たみたいです。誰とお会いしたかは定かじゃ私も覚えておりませんが、ただし、そん地権者の反対があつてどうもでけんということ、ずうっとこのまま置いてても、これも始まってこないよと。だから、とにかくもう直線というものを若干考えれば、何とかこの問題も解決するんじゃないだろうかという思いで、一般質問をし、そのような形でいい、考えはないのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

建設部長（三窪義孝） ふるさと農道につきましては、事業用地に係る地権者の同意が得られず、未開通の状態となっております。市といたしましては、未改良部の前後が完成していることから、当初計画どおりの道路線形で整備を進めていきたいと考えているところです。しかしながら、用地確保が極めて困難な状況でありますので、地権者の同意が得られる方策を検討するとともに、柳田迫田線など市道との接続を総合的に判断し、線形の計画変更についても、平行して検討してまいりたいと考えているところです。

14番議員（福永徳郎） 当然相手がいるという状況の中での事業になってきますので、ただ指宿市だけが、どひこやる気持ちがあつても、地権者がノーと言えば進まん話でありますので、是非ひとつ大変だろうとは思いますが、再々再度努力を重ねて、ひとつ地権者の同意を是非もらって、事業が完了するようにお願いをいたしたいと思います。

時間がまだ4分ありますので、ちょっと1点だけ直接関係はないとは思いますが、言うだけ言って一応終わりにさせていただきたいと思います。住宅の問題なんですよ。先ほど柳田校区の希望者というものは、先ほど数字が示したとおりでございます。交通の利便性、それから買い物なんかの利便性、それから学校の利便性、一番いいんです、現実的に。そこです、ね、ね、ね、土地がどうしてあるんですよ。直接の管轄ではありませんので、どこでは申し上げません。要するに、今ある団地の先の方に袋小路となった関連する土地があります。私はそのような場所もあるんであれば、是非さっき言ったみたいな形の中の住宅、民間にお願いする、そういう賃貸住宅でもできるんじゃないのかと。であれば、指宿の今ある住宅の道路を利用して、そこにさっと行けるわけですので、利活用はできていくのかなと思いますので、ひとつあの直接的な今管轄じゃないという内容は分かっておりますので、その場所を執行部は探していただいて、そしてそのように努力をしていただきたいということをお願いを申しあげ、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。お疲れ様でございます。3番、浜田藤幸です。久しぶりに登壇させていただきました。第2回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので、通告に基づき1点の項目につき、順次一般質問をいたします。

大きな項目、ワクチン接種緊急促進事業について見解を伺います。予防接種の起源は、紀元前200年頃の中国や紀元前1000年頃のインドにあると言われ、長い歴史があり、1796年にイギリスの医師が牛痘法を考えだし、これが世界に広まり、この時に初めてワクチンという言葉が用いられております。日本では、戦後の予防接種法により、ワクチンは強制的な義務で、罰則もありましたが、1977年の改定で罰則は廃止され、1997年の改定で、ワクチンは義務から勧奨に変わり、対象者は、予防接種を受けるように努めなければならないと改められています。1976年には天然痘が撲滅され、ワクチンは輝かしい成果もあります。しかし、2005年度厚労省によりますと、インフルエンザワクチンで副作用の報告は56件、死亡件数が3件、日本脳炎ワクチンの健康被害13件のうち、重篤4件についてワクチンとの因果関係があることを認め、賠償を行っており、その後、慣例化されていたワクチンの接種を積極的に勧めないように自治体に勧告をしております。1988年から1993年まで実施されたMRワクチン、これははしか、おたふく風邪、風疹のことです。これはムンプスワクチンによる無菌性髄膜炎の発症率が高いことが問題となり、現在では個別接種となっております。インフルエンザワクチンに関しましても、1994年の予防接種法の改正で、定期予防接種から外された経緯があります。これは前橋レポートと言われるものなんですけども、1980年から1986年にかけて6年間前橋医師会は、児童のワクチン接種率が90%以上の高崎市と、接種率がほぼ0%の前橋市とでのインフルエンザの罹患率を調査し、ほぼ変わらないことを証明したからです。以前は集団接種を行ってましたが、この時から集団接種はなくなっております。子宮頸がんワクチンにつきまして、厚労省は今月6月の14日、接種を積極的に呼び掛けるのを中止するよう、全国の自治体に勧告をしております。理由としましては、症例数は少ないが、接種によっては長引く激しい痛みが起きている可能性が高く、実態解明が進み、適切な情報提供ができるまで積極的に勧めるべきではないと、厚労省の専門部会が結論付けたとのことです。異例の早さで承認された子宮頸がんワクチンが、異例の早さで勧奨が中止されました。いったい何が起きてるんでしょうか。今回は1項目に絞って一般質問をさせていただきます。小さな項目の質問の答弁によっては、また、時間配分の関係で順番が変わりますので、お許しをお願いします。

その1、子宮頸がん予防ワクチンの導入の経緯をお示しく下さい。これによって1回目の質問を終わります。再質問は場所を変えて行います。

市長（豊留悦男） ワクチン接種緊急促進事業は、平成22年10月、国における予防接種部会から、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを予防接種法の定期接種化に向け検討を行うよう意見書が提出されたのを受けまして、国際動向や、疾病の重篤性に鑑みて、緊急的な措置として、ワクチン接種緊急促進事業実施要領により始められたものであります。この事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、厚生労働省所管補助金等交付規則、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金要綱の規定により実施し、国が2分の1、市が2分の1の補助事業でございました。なお、平成25年4月から予防接種法が改正され、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについても、定期予防接種事業として実施されているところではありますが、接種時に副反応が疑われる重い症例の報告が相次いだため、厚生労働省は、今日14日子宮頸がんワクチンの接種を積極的に呼び掛けるのを一時中止するよう、全国の自治体に勧告をし、同日付で本市にも文書で通知されてまいりました。本市においても、ワクチンの接種により重い副反応が1件発生しております。子供の幸せな将来を願い、受けさせたワクチン接種により、思いもよらぬ事態となり、不安な日々を過ごす被害者とご家族のことを思うと、心より一刻も早いご快復を願うばかりであります。国は、一日も早く対象者や保護者らに安心して接種を受けられるよう、実態解明を急いでほしいと思うところであります。

3番議員（浜田藤幸） 2問目に設定した質問は、もう省きます。今お答えいただきました。私も今朝ですね、起きまして、ちょっと気になったもんですから、市のホームページを開いたんですよ。ほかの市のホームページも見えておりました。しっかりですね、健康増進課、今回のその14日の件、載ってました。指宿市のホームページを開きまして、私愕然ときましてね、変わってませんでした。任意接種となっていました、まだ。担当部長、これなんで変更しないんですか。

健康福祉部長（野口義幸） 市のホームページが、任意接種から定期接種に変更されていなかったということにつきましては、お詫び申し上げます。

3番議員（浜田藤幸） いや、ですから、定期接種になってから、それも変更されてませんし、いいですか、今度14日は定期接種ですよ。それで積極的な勧奨は止めてるんですよ。その説明も全くないんですよ。ですから、私はですね、市長、危機管理能力の観点から、私は問題だと思ってますよ。人の生命を何だと思ってらるんですか。

次の質問に移ります。子宮頸がん予防ワクチン予防接種予診票の送付の時におけるサーバーリックスの主な副反応の説明につきまして、どのような説明が行われたのか、担当部長、答弁をお願いします。

健康福祉部長（野口義幸） 予診票の送付に際しては、子宮頸がん予防ワクチン、サーバーリックスの予防接種を受けるにあたってを添付し、熟読するなど、十分納得した上で接種をするようお願いしたところです。なお、予防ワクチンの主な副反応については、ワクチン説明書

に記載された内容をそのまま載せて周知を行ったところでは、接種後の症状についての項目については、重い副反応として、アナフィラキシー様症状が現れることなどがあると説明をいたしております。また、平成25年度以降については、平成25年3月の改定添付文書で、急性散在性脳脊髄炎とギラン・バレー症候群の追記がありましたので、記載して周知を行ったところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 今でもですね、ホームページでこれ子宮頸がんワクチンを受ける方へ、こういうような文書を出しているわけですよ。ここにですね、一番最後のページに載ってるんですけども、これたった11行なんですよ。分かりますか。これがサーバリックスの主な副反応。それで、これがインフルエンザワクチンの重篤な副反応例だけで12項目あるんですよ。よろしいですか、12項目。サーバリックスを案内を出された時に、市が出した重い副反応としては2行です。アナフィラキシー症状、これだけなんですよ。一般の市民がこれを見てですね、副作用のことなんか頭に入るはずがないんです、まず。これをまず一言お話をしておきます。次に、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種実施医療機関につきまして、これ医療機関につきましてもね、一応、医療機関の医師は予診、これは問診、検温、視診、聴診等の診察ですね、接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者、または予防接種の判断を行う際に注意を要する者に該当するか否かを確認。予診の際は、予防接種の結果、予防接種後通常起きる得る副反応、稀に生じる副反応、重い副反応です。健康被害救済について。これは補償の説明ですね。被接種での保護者に適切に説明。医療機関の医師は、上記の説明を行い、予防接種の実施に関して文書に同意を得た場合に限り接種実施となっているんですよ。これを医師会にお願いをして、契約を結んで、委託契約です。医療機関にお願いしたんだろうと思うんですけども、その辺の医師会への説明はきちっと行われたのか。実際、そういったことが説明等をですね、きちっと行われているのか、その辺をお伺いします。

健康福祉部長（野口義幸） 実施医療機関について説明でございますが、予防接種を希望する保護者や対象者に対する医療機関からの説明につきましては、ワクチン接種緊急促進事業実施要領に基づき、適切に実施しております。具体的には、問診及び診察の結果により、予防接種を実施できるかどうか医師が判断し、保護者、または対象者に副反応や予防接種健康被害救済制度について説明を行っているところです。保護者が同意した上で予防接種を実施しております。今後もこの件については、医師会と徹底していきたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 私はですね、同意書も取って、病院に行った時点で、更にそこまで次の患者さんが待ってる中でですね、そこまで健康被害の救済についてまで、実際に説明を受けたかどうか、甚だ疑問なんですよ。私も普段インフルエンザのワクチン受けないんですけども、去年だけは受けたんです。そしたらですね、そういった説明は何もないですよ、実際の話。それで、この被害者の方が、結局1か月後、ちょうど鹿大の方に入院される前、もう発症してから1か月後ぐらいの時ですかね、その時に2回目の打診があるんです。ワクチン接

種の被害は考えられないので、受けるようにという電話があったそうです。部長、ご存知ですか。

健康福祉部長（野口義幸） 鹿大からそういうお話があったことは伺っておりません。

3番議員（浜田藤幸） 時間の配分の関係で次の質問に移ります。子宮頸がんの罹患率と死亡率につきまして、これはもう指宿市内の方だけで結構です。指宿市内の罹患率、あと死亡率、直近の5年間ぐらいです。分からない時は結構です。

健康福祉部長（野口義幸） 指宿市内における平成23年度の子宮頸がん検診の結果、それから、再検査が必要な人、がんと診断された方はおりませんでした。平成24年度においては、再検査が必要な方が4名、がんと診断された方が1人発見されております。また、死亡された方については、子宮頸がんを含んだ子宮がん全体で申しますと、平成23年度が2人、平成24年度が3人となっております。

3番議員（浜田藤幸） 発見された方ですから、もうその方は治っているというのもすぐ分かるんですけども、一応、議長の許可を得ましたんで、これがですね、これは国立がんセンターが出してる表なんですよ。これは今20代、30代にすごくがんが増えていると言ってます。確かに結果的に増えているんですけども、20、大体34までずっと急激に増えているんですね。これはちょっと理由があるんです。2004年に30歳以上がですね、20歳以上に子宮がん検診を受ける年齢が引き下がったんですよ。2009年には、無料クーポン、指宿市もやってますよね。だから、そういうふうには要は発見率が上がっただけのことなんです。実際ですね、国立感染症研究所のこれがもうご存知だと思います。これはファクトシートですよ。これ全部載ってます。この中で30年間ですね、がんの死亡者は著しく減ったんです、日本は。ワクチンの会社はですね、この死亡率を出してないんですよ。ただ急激に出してる。これは事実ですから、私は議員の立場として正しい情報を伝える責務がありますので、この説明をしております。それとですね、サーバリックスの効能のところ、あれは添付文書でですね、市の方も案内を作る時に、あの文書を元にして作らないといけません。それ以上のものは書けないことはもうご存知だと思うんですけども、その中で効果効能のところ4項目ありますよね。そこをちょっと読んでもらえませんか。

効果効能に関連する接種上の注意の部分です。4項目あります。

健康福祉部長（野口義幸） サーバリックスの添付資料の効果効能に関する接種上の注意が4種類ありまして、まず1番目が、HPV-16型及び18型以外の癌原性HPV感染に起因する子宮頸癌及びその前駆病変の予防効果は確認されていない。接種時に感染が成立しているHPVの排除及び既に生じているHPV関連の病変の進行予防効果は期待できない。本剤の接種は、定期的な子宮頸癌検診の代わりとなるものではない。本剤接種に加え、子宮頸癌検診の受診やHPVへの曝露、性感染症に対し注意することが重要である。4番目が、本剤の予防効果の持続期間は確立していないというものです。



3 番議員（浜田藤幸） これ厚生労働省からのひな型もらって、市もこれを作ったんだろうと思うんですけども、この文言を見ましてもね、非常に迷わせるようなパーセンテージが多いです。子宮がん患者の67%からこの2種類、これは16型と18型のことなんですけども、これも実際の数字は50から70なんですよ。ですから、実際の子宮頸がんで16型、18型が見つかる方はですね、大体50.1パーセントです。これちゃんとこのファクトシートに載ってるんです。これがですね、このサーバリックスを承認した時の審議会です、今回の専門部会で使用されたものになります。これを基にして作ってます。だからこういう数字は何でこういう数字が出てくるのか。ですから、実際は50から70。67ですから合っはいるんですけど、実際は50なんです。これはがんで、がんの種類によって報告例は全然違うんですよ。浸潤がんもありますし、上皮がんもあります。扁平上皮がんもありますから。報告例が全然違うんです、パーセンテージがですね。だから、この市が出してるこの発がん性HPV16型、18型に感染する前に、ワクチンを接種すると効果的ですよとってますけど、こういうふうな広告というのはですね、ちょっとオーバーと私は感じました。この前の記載も、十分な予防効果は期待できませんがってなっているんです。16型、18型に感染している人です。これはですね、効果は期待できないんですよ。そういうことです。部長、どう思われますか。

健康福祉部長（野口義幸） サーバリックスの効果についてのお話でございましたが、サーバリックスの効果につきましても、厚生労働省が認めて任意接種、それから本年度定期接種の方に使う薬剤として、厚生労働省の方が認可しておりますので、効果は認められるものだと認識しております。

3 番議員（浜田藤幸） それからウイルスですか、この国立感染研究所、これが基なんですよ。実際はですね、子宮頸がんワクチンの16型、18型、これががんになった方の数字を出しているんですが、じゃあ、健康な方です、一般女性です。これ細胞診の結果がですね、これは琉球大学の論文に基づいて全部数字を出してるんですよ。これ見ましても、16型に感染される方が4.8なんです。18型になる方は1.8です。ちゃんとこれに書かれてます。ですから、いかにこのワクチンを販売しようという意図がですね、あちらこちらにちょっと見えてきたんですね。これは私の調べた正確な情報としてお伝えをしておきます。それで部長にお尋ねしたいんですが、実際ですね、これ感染しても、90%が自然排出されると言われてるんですね。感染してもです。これは事実ですか。

健康福祉部長（野口義幸） ヒトパピローマウイルスに感染した方が、そのうち90%はもう菌がなくなってがんにはならないという意見だったでしょうか。多くの女性がその人生の中でヒトパピローマウイルスに感染して、癌にならずというのはありますが、90%だというのは認識しておりません。

3 番議員（浜田藤幸） 厚労省のですね、質疑の会議録を見たんですけども、その中で健康局長がちゃんと答弁してるんですよ。一応お知らせしておきます。それとですね、これ子宮頸

がんもグレード1, 2, 3とあるんですけども、グレード1を軽度異形成前癌病変と言うんですね。この一番最初のグレード1になった時の90%がですね、これ自然治癒されてるという情報がきてます。これは事実ですか。

健康福祉部長（野口義幸） 90%の方が治癒しているというのは存じておりません。

3 番議員（浜田藤幸） これも同じ質疑の中で、厚生労働省が健康局長答弁の中で出ております。90%が自然治癒されるとおっしゃっております。私が計算しますと、ある国会議員の先生が計算すると、大体10万人に7人の方がですね、自然、結局、次の段階、中等度、高度異形成に入っていくらしいんですけども、私の計算では一応66名でした。それで、仮に7名としましても、66名としましても、これをですね、細胞診検査今やってますよね、細胞診で検査した場合、発見率はほぼ100%って言われております。これは理解されてますか。

健康増進課長（新留幸一） 100%ということで理解をしております。

3 番議員（浜田藤幸） これ日本産婦人科学会、日本産婦人科医会鈴木光明氏の資料でもそうなっております。それをですね、適切に治療すれば、概ね100%治癒する。これは事実ですか。

健康福祉部長（野口義幸） よく認識しておりません。

3 番議員（浜田藤幸） これも厚労省の局長答弁で出ております。100%治ると言われております。ですから、よろしいですか。指宿市は死亡者ゼロ、罹患率は本当数名。これに対して接種数、これは自治体から県の方に報告しないといけなくなってるんですけども、この接種数、それと掛ける接種金額をすれば分かると思うんですけども、その金額を教えてください。それと、医療機関に1本打てばいくら報酬としていくのか、それも分かれば教えてください。

健康福祉部長（野口義幸） 指宿市における子宮頸がん予防ワクチン接種状況を見ますと、平成23年度については573人、延べ接種回数が1,604回となっております。平成24年度については109人、延べ接種回数が375回となっております。2年間の合計は682人、延べ接種回数が1,979回となっております。なお、定期接種となった今年度は、5月末で14人、延べ接種回数が22回となっているところであります。接種については、医師会と委託契約を結んでおり、1回当たり1万4,400円となっております。平成23年度は2,309万8,250円、平成24年度は540万65円、2年間の合計委託料は2,849万8,315円となっております。以上です。

3 番議員（浜田藤幸） 医療機関に1本打ったらいくらくのか、分かったら。

健康増進課長（新留幸一） 医療機関の方へは、1人1回打ちまして1万4,400円お支払いいたします。

3 番議員（浜田藤幸） 後にご判断をお願いします。

次の質問にいきます。子宮頸がん予防ワクチンと副反応の報告状況について。副反応報告数についてお尋ねします。今日の時点で結構です。副反応報告ですね、これは医療機関から、あと製薬会社から、あと接種回数も分かればお願いします。

健康福祉部長（野口義幸） 副反応の報告数についてでございますが、平成23年度から接種している本市のグラクソ・スミスクライン株式会社のサーバリックスについては、平成25年5月16日に示された厚生労働省の資料によりますと、販売が開始された平成21年12月以降、平成25年3月末までに、接種回数が695万7,386回、副反応報告が1,705件、うち重い報告件数が91件で、割合は0.0013%、死亡報告が1件となっております。なお、割合は低いですが、重い副反応報告が出ていることから、これを最小限にとどめるため、国は検討会を設置して、医療機関などから報告されてない例も含めて、今後調査を行うとしております。以上です。

3番議員（浜田藤幸） その報告間違ってますよ。もう1回、それ厚労省の、私がですね、今朝一応そういうこともあって取ってきましたよ。これはもう指宿市内の被害者の方が受けたのサーバリックスですが、私はもうガーダシルは時間の関係で言いません。副反応報告はですね、これは平成25年の3月28日現在で、副反応報告は1,681件です。重篤件数が785件。接種回数が684万4,064回ですね。重篤の発生率が、先ほど言った数字と全然違って来るんですよ。何か間違ってるんじゃないですか。100万回当たり114.7。副反応の報告の方が、発生率が245.6となっておりますね。だから今朝のですね、今日新聞も見られた方もいらっしゃると思うんですけども、市立病院の部長さん、名前はどうでもいいですけど、の発言の中で、12.3という数字を出されてるんですよ。実際はですよ、114.7、これ100万回当たりですよ、100万回当たりの重篤率が、今朝の新聞の鹿児島市立病院の部長ですよ、名前もちゃんと出てますから、114.7です。その方は12.3とおっしゃってました。だからああいうふうな専門性の高いお医者さんでもですね、こういった副反応の情動的には本当疎いのかなあと、本当思っております。もう1回調べて報告をお願いします。これは皆さんもですね、厚生労働省の結局ホームページから入れば、誰でもこれ出せますんで、ただですね、これも数字が、分母が小さいんですよ。これはですね、出荷量から推定してるんです。どういうことかと言いますと、運搬中のやつもあるんですよ。あと在庫を抱えてる場合もあります。それも全部分母にしてますから、発生率はまだこれより実際高いんです。実際正確を期するために言いますけども、これは失神も入っております。この重篤の中にですね、入ってるんですよ、失神も。部長、調べてもらえますか、もう1回。

健康福祉部長（野口義幸） 昨日の南日本新聞の社説の中でも、100万回当たりのワクチンの重い症例の頻度は、100万回当たり12.3件ということでありますので、私どもはそれというふう理解しておりますが、議員がそういうお話であれば、調査をいたします。

3番議員（浜田藤幸） ですから、もうそれは文章に書かれてる発生率ですよ。これを今現在の発生率なんですよ。それを聞いたんでしょう。そういうことです。

次に移ります。あと実態の調査についてです。これは教育長の方に答弁をお願いしたいんですが、平成25年6月7日付で、文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課より、これは県知事宛てに、県ですね、に来た依頼の文書なんですよ。市に届いてますか。

教育長（池田昭夫） 今申されました子宮頸がん予防ワクチンに関連した欠席等の調査状況については、文書が届いております。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、しっかり実態調査をしてくださいよ。実際ですね、全国で今この病院を回ってる大体分かる方がですね、大体平均で5軒、6軒回ってます。指宿市の方は7軒目で初めて分かりました。そういうような、最初は精神科から回されたり、整形の方に回されたり、最初分からないんですよ、症例が未知の症例なもんですから、分からないんですよ。ですから、文科省の方もですね、学校対して、これも中身を見たら、本当ちょっとおかしなところもあるんですけど、学校の先生に副反応のことを説いてますから、分かるはずがないんです、学校の先生は。実態調査を、しっかり行っていただきたいと思います。それもまた厚労省の方からまた来ると思うんですけども、病院関係も調べていただきたいと思うんです。過去やっぱり打った方がですね、行って、結局そのままになってるケースもあると思うんで、私はたくさんあると思ってますよ。実数はこの副反応でも100倍あると思ってます。時間がありませんので詳細は言いませんけど、部長、この実態の調査につきまして、実施されますか。

健康福祉部長（野口義幸） 子宮頸がんワクチンを打った副反応の実態調査についてということでございますが、市内における副反応の把握調査については、副反応が起きた場合、医療機関は厚生労働省と本市の方に報告するという義務がございます。厚生労働省は、4月に定期予防接種としたばかりの子宮頸がん予防ワクチンで、接種後の原因不明の痛みや痙攣など、健康被害の報告が多数あったということを踏まえまして、詳しい調査を開始するというふうに決められております。本市におきましても、医療機関に報告する義務があるということも踏まえまして、市医師会と連携を図って調査をすることに考えております。

3番議員（浜田藤幸） 時間の関係で次に移ります。まだいっぱいあるんですよ、言いたいことは。子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害の経緯につきまして、市の方、答弁をお願いします。被害の報告について経緯をお願いします。

健康福祉部長（野口義幸） 市内における健康被害のことについてでございますが、平成23年7月下旬に、市内の医療機関で子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けております。8月上旬にふらつき及び眼振が出現し、数箇所の医療機関を受診した後、8月下旬に鹿児島県の病院に入院となりました。9月中旬にワクチン接種による副反応と診断されております。その後、平成24年1月中旬に経過が良好だということで退院となりました。しかしながら、3月中旬に眼振が再現し、再び鹿児島県の病院を受診し、その後は入退院を繰り返しております。現在は自宅療養をしながら、月1回定期的な診察を受けている状況でございます。市といたしましても、平成23年8月下旬に、鹿児島県の病院から副反応報告を受け、県健康増進課にも報告し、10月には独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険による救済措置について説明をいたしております。その後、平成24年4月、独立行政法人医薬

品医療機器総合機構に医療手当を申請し、9月中旬に支給が決定になっております。平成25年4月中旬に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の障害児養育年金についてご説明をし、5月下旬に申請をしているところであります。以上がこれまでの経過ということになります。

3番議員（浜田藤幸） 部長にお伺いしますけども、部長は今回4月に異動されてきましたから、前はまた部長が違います。昨年度はですね。この被害を知ってから、適切な対応だったと思ってますか。答弁をお願いします。

健康福祉部長（野口義幸） 私も4月にこの任に就きまして、その時にその後、この件をお聞きしました。課の方の対応を見てみますと、鹿児島県の病院に同行したりしております、家族の方と意思の疎通が図られていたというふうに思っております。

3番議員（浜田藤幸） その件については後で私が質問します。これはちょっと事情ですんで、読まさせていただきます。これは接種、指宿市内の被害者の経緯ですね。平成23年7月26日病院にて子宮頸がんワクチンを接種。朝より嘔吐。眼振、歩行時のふらつきが見られたため、8月8日 病院小児科を受診。翌日改善が見られず、 クリニック耳鼻科を受診したが、中枢神経の異常の疑いから、8月10日 脳外科を紹介受診。頭部MRI等の異常も認められず、原因不明。8月17日完全に歩行ができなくなり、頭痛や吐き気、眼振により日常生活が全くできなくなったため、再度、 クリニックを受診したが、脳神経の問題の可能性と診断され、同日、 病院神経内科へ紹介受診。神経内科から眼科受診を勧められ、8月18日に再び クリニックの非常勤眼科に診察を受けたが、眼球の異常は見られず、ワクチン接種の有無を聞かれ、脳神経異常の疑いから、8月26日鹿児島大学病院神経内科を紹介受診。小脳失調症との診断から即日入院をしておられます。1回目の入院が、平成23年8月26日から平成23年12月23日まで約4か月でございます。症状が眼振により24時間注視が全くできず、テレビ視聴や読書等もできなくなり、歩行困難になり、車いすで生活。頭痛、吐き気が続いた。治療としてステロイド療法、グロブリン大量療法を行ったが、効果が見られず、免疫吸着療法を数か月にわたり行い、12月17日に突然眼振や歩行が回復し、12月23日に退院。1月から学校へ登校を再開したが、頭痛や吐き気等により早退、欠席を繰り返し、3月中旬に眼振が再発。断続的なものから、6月26日より継続的な眼振となったため、再び平成24年6月29日に鹿児島大学病院へ再入院。2回目の入院、平成24年6月29日から平成24年7月20日まで約1か月。同様の治療を行い、回復し退院。8月24日に再発。また再発されています。以後、9月10日に断続的な症状が見られ、10月19日から継続的な眼振となり、10月23日から入院し、即日治療を行われたそうです。3回目の入院が、平成24年10月23日から同月26日まで、治療翌日から回復し、10月26日に退院。退院後は回復を繰り返すも、再発も短い期間で起こり、外来治療を11月に数回行ったが、学校への登校もできない日が続き、11月20日に再び入院されております。更に4回目の入院。平成24年11月20日から同月27日まで大量グロブリン投与治療により回復し退院。5回目の入院されております。平成24年11月30日から12月26日まで約1

か月、免疫吸着療法は、免疫低下で治療を受けることができず、首からカテーテル挿入による血漿交換治療を開始。途中視力異常や脳梗塞等の疑いとなる危険な状態にもなり、続けて血漿交換治療は感染症等の危険性から、断念せざるを得ず、治療中断となり退院されております。年末、去年ですね、26日に退院するも、数日後の1月2日に眼振の再発があり、以後、本日まで断続的な眼振や頭痛、吐き気等により、学校は登校困難な日々が続いております。結局、中学生生活をですよ、1年の夏に受けて全部奪われているわけですよ。そういうことです。それで新留課長さんに対してはですね、本当に良くしてもらったと感謝されております。私気になったのがですね、もう時間の関係で言いたいんですが、鹿児島大学の方のこともちょうつと言いたいことがあるんですが、時間の関係で。鹿児島大学病院から副反応報告をですね、8月30日、これ23年です、受けていらっしゃるんですよ。鹿児島大学病院から厚生労働省へ副反応の報告書を出されているんですけども、その時にですね、その後、平成23年10月14日、保護者と面会された期間が長すぎるんですよ。約1か月半。これ理由は何だったんですか。

健康増進課長（新留幸一） お答えいたします。そのご質問につきましては、当時職員も初めての出来事、びっくりいたしまして、初めての出来事と、あと、その書類、対応というので日々厚生省、それから医薬会社、いろいろなところと連絡を取り合ひまして、あと、接種をされた病院の方とも連絡を取っているいろいろ確認した結果、また時間的に遅れたということになっております。

3番議員（浜田藤幸） 適切な対応とすればですよ、この副反応が鹿児島大学から受けた時に、やっぱりすぐ会うべきでなかったんだらうかと私は思うんですね。私ですね、行政のこの何と言うんですか、隠そうというんですね、じゃなかったかもしれませんが、今回もですね、あったんですよ。これ県の職員ですよ。県の職員が、あるこれ公的な方です。感染課ですよ、感染症課ですから。行ってるんですよ。鹿児島県にこの重篤反応じゃないですかと聞きに行ってるわけですよ。ありませんと答えてるんですよ。それは報告がないですよ。接種回数ですからね、県に対しては。でも、これ市の方も、この8月の30日時点で、県の方へ報告したと、私のこの報告書を部長の決裁を貰って私貰ってますからね。実話だろうと思うんですけど、県の職員はそう言って嘘を言ってるんですよ。これも大きな問題にしなきゃいけません。鹿児島大学も、結局こういった報告、これは薬事法の関係と、今回の緊急時用の対策の報告の内容違いますね。ご存知ですよ。鹿児島大学は、これ医療機関として委託契約結んでたんですか。

健康増進課長（新留幸一） 鹿児島大学の方では、ワクチン等につきましては、予防接種等につきましては、鹿児島県内の医師会等は契約いたしておりますが、この件については契約はいたしておりません。

3番議員（浜田藤幸） そうすると、報告する義務はなかったということによろしいですか。

健康増進課長（新留幸一） 健康被害がはっきり認識された場合につきましては、契約しているがないが関係なしに、報告する義務はあると思います。

3番議員（浜田藤幸） 鹿児島大学の方からですね、2報、3報が行ってないんですよ。今回もですよ、14日の日に、この専門部会、これ長ったらしい名前ですけども、言いませんけど、その中で、結局、指宿の被害者の情報を知りたかったんですよ。5月の30日に県の方から流しているわけですよ。また公開情報で私取りますよ、その内容を。それを基にして、今回の中止につながっている可能性もあるわけですよ。大きな要素があります。ですから、鹿児島大学の方からですね、もうちょっと早く、義務がないにしろ、あったにしろですよ、2報、3報送っとけば、定期接種になってない可能性もあるわけですよ。一言申し上げておきます。その点、どう思われますか。

健康増進課長（新留幸一） お答えいたします。第1報につきましては、健康被害を認識した医療機関の方で、厚生省、あるいは市の方に報告があります。第2報、第3報につきましては、大きく症状が変化した場合に、医療機関の方から市の方に問い合わせがあったり、確認することがあります。

3番議員（浜田藤幸） ですから、今回の担当主治医がですね、今回のこういった副反応の結局どんどん打ってるわけですよ、訂正しなくて。結局それで認識がないということは私は大きな問題だと思ってますよ。法的な義務はなかったにしろですね。時間がないので次にいきます。

もう一括して質問しますんで、この被害者に対する今後の対応です。まず、相談窓口体制ですね、これをまずしっかりやっていただきたいということ。あと治療体制。治療もですね、鹿児島県にいらっしゃるかどうかもこれ分からないんですよ。実態がですね、本当これ未知の症例。実はこれ蛾の幼虫を使っていますからね。昆虫細胞を使っているものなんですよ。ペット用の去勢に使ったやつをアジュバントとして不活化剤として入れてるものですから、非常に危険をこう言う科学者も多くてですね、もうそれがこの定期接種の前から承認になる前から指摘されたんです。その承認の時のですね、これ非公開で行われたその時の議事録まで残ってます。目を全部通しました。一部の方反対してます。何で10歳から打たせるのかと言ってますよ。私は涙が出ましたよ。打ってなかったら指宿方はなってませんよ。異例のですね、1回のこの分科会で決めてるんですよ、今回の承認は。あと教育的措置について。これは教育長の方をお願いします。私も取材の時をお願いをしておりました。学校での個別指導。また、自宅での個別指導、これはあくまでも本人が希望すればですね。あと学校との父兄との、もう来ないからと言って放っておかれたみたいというのも、これはあんまりじゃないですか。だからこれは密にやっぱり取ることも必要です。これも保護者の方が希望されております。あと保障についてです。行政措置による救済措置について、これも非常に重要なところです。今あるのがですね、もう三つあります。もう時間がないので私の方で話しますけども、この

PMDA, この任意接種の時はPMDAで申請をするわけですが、非常にですね、実際はタイムラグがありまして、この方80万近く払ってらっしゃるんですよ。貰ってるのはまだ50何万ぐらいです。PMDAが決める自体がすごいことなんです、認定されるということですね。タイムラグがある、支払っても結局お金が入ってくるのがもう1年1か月後とか、すごいこれ課題があるものなんです。市のじゃあ市長会のやつもですよ、障害等級3級までしかないわけですよ。一時金みたいなもんです。だから今はこの障害児の養育認定、今申請されているんですよ。だから実際は杉並の方で、実際これ一番重要なんですけども、最初案内を出す時に同意書書いてるんですね。同意書貰っています。その時に、重い重篤の反応があるということで同意を貰ってないんですよ。これはですね、法的なものも含めて、やっぱり今後問われないといけないことだろうと思っております。任意接種とですよ、定期接種の主な違い説明してください。簡潔にお願いします。

健康福祉部長（野口義幸） 幾つかご質問いただきました。まず、相談窓口体制についてでございます。今後は今回の経緯も踏まえまして、マニュアルを作成するなど、相談者の不安にこたえられるよう、相談窓口の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、治療体制についてでございますが、予防接種は自分の子供だけでなく、周りの人たちも感染から守る手段の一つでございます。保護者の皆さんは、予防接種の有効性や安全性、副反応をよく理解し、子供の健康状態を見ながら、計画的に予防接種を受ける必要があります。そのためにも、普段の身体状況や健康状態についてよく、最もよく理解している主治医の下で受けていただくことが大切だと思っております。接種後の副反応については、様々な症状が出ますので、症状にあった専門医の紹介をするに当たっては、医師の判断が不可欠となります。そのためにも、市といたしましては、予防接種について主治医の下で受けていただくよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン被害に対する補償の問題でございますが、今回の副反応による健康被害は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度により、平成24年9月に医療手当の支給決定があったところです。また、本年5月下旬には、障害児養育年金請求の手続きを保護者により行っております。指宿市が実施する法定外の予防接種については、市が加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険において、指宿市予防接種事故災害補償規則に基づいて支払うことになっております。この保険請求につきましては、現在、申請の準備を行っているところでございます。

健康増進課長（新留幸一） それでは、定期と任意の予防接種の内容です。

（発言する者あり）

議長（森時徳） いや、ちょっと待ってください。簡潔にお願いします。

健康増進課長（新留幸一） 定期につきましては、法定内予防接種、国が定めた予防接種でありまして、任意接種につきましては、法定外予防接種ということになっております。



(発言する者あり)

議長(森時徳) いや、ちょっと待ってください。さっき質問しましたので、教育長の答弁をお願いします。簡潔をお願いします。

教育長(池田昭夫) 子宮頸がんワクチン接種による健康被害で、学校を休んでおられる生徒さんに対しまして、個別での学習支援とかの対応はできないかというご質問でありましたが、教育委員会といたしましては、生徒さんの体調が良く、個別学習に取り組む時間帯があるようであれば、学校と連携を取り、本人、保護者との面談をさせていただき、特に、中学校3年生ですので、来年の高校受験に向けての意向を聞きながら、どのような支援ができるかを検討していきたいと考えております。

3番議員(浜田藤幸) あのですね、23年の4月といえば、任意接種の時期なんですよ。ただ、指宿市がやったことは、定期接種と同じことをやっているんですね、市長。どういうことか。個別に予診票を送ってるんですよ。子供さんの名前で。問診付きですよ。だから定期接種並のことの勧奨をやっているんです。これは積極的な勧奨と言うそうです。ですから、杉並で起きたあの方もですね、その辺を道義的な責任を感じて、補償も厚くしたわけですよ。市長、市長ですね、今回の事件を踏まえて、自分で思っらっしゃることをですね、道義的な責任から考えれば、一言謝罪もあっていいのかなと私は思っています。あと補償もですね、やっぱりこれは一番大事な部分ですよ。だから、通院が

議長(森時徳) 簡潔をお願いします。

3番議員(浜田藤幸) 通院まででる部分と入院がでない部分があります。

議長(森時徳) 簡潔に答弁をお願いします。

市長(豊留悦男) 議員の豊富な情報、識見をいただき、医学的な見地まで指摘をいただきました。今後、様々な予防接種を実施する中で、大いに参考になるところは参考にさせていただきたいと思います。ただ、子供の幸せな将来を願い、受けさせたワクチンの接種によりこういう事態が発生をいたしました。私は報告がその度に私の方にありましたけれども、子供、そして家族の側に立った対応をしていただきたいと思います。今後、やはり子供の幸せを願う観点から、でき得る市の対応というものを考えてほしいとさせていただきます。そういうことで、このことについては、議員のご指摘のこと等を参考に、また、家族の思いを大切にされた対応を図ってまいりたいと思います。

議長(森時徳) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時14分

議長(森時徳) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

16番議員(六反園弘) こんにちは。本日の最後の質問者になりました16番議員の六反園で

す。

アベノミクスの経済政策は、我々一般庶民には縁がなさそうです。物価だけが上がっているのが目につきますが、報酬や給料がこの後下げられると予想もされております。そうになると、目も当てられないんじゃないかと思っております。安倍政権は7月の参議院選で3分の2以上の議席を獲得して、憲法の96条の3分の2条項を2分の1条項に変えていくと言っております。その先に見えるのは、9条を変えて日本を戦争のできる国にしようと考えておるようです。国家機関を担う者が、独断で国民の人権を侵すことのないように、憲法99条に、国家機関を担う者だけに憲法尊重擁護義務を課しております。安倍政権は過半数の国会議員の力で、時の政権が自由に何でもできるようにしようとしております。とても危険なことです。

それでは、国民の生活の向上と世界の平和を希求する社会民主党の立場に立って、一般質問をしてみたいです。

まず、山川高校の支援について。5月30日の南日本新聞の朝刊による県教委山川高校の募集停止検討という記事を見て、私も驚きましたが、山川高校支援活性化対策協議会の会長として、市長はこの記事を見てどのように思われたか、お聞きいたします。また、現在山川高校では、この学校存続のため、どのような具体的活動をされているのか、お聞かせください。

次に、2項目の戦跡めぐりの活用ということですが、今年も5月27日、毎年この5月27日なんですが、田良浜の海軍航空基地跡で哀惜の碑慰霊祭が行われました。この指宿海軍航空基地と、そしてあの魚見港の近くの魚見岳の下の方に、今事故がないようにというので蓋をしてあるんですが、防空壕の跡があります。こういったこの航空基地と防空壕跡をセットにして、修学旅行生の戦跡巡り、これを計画していったらどうかというのが私の提案です。5月29日の新聞によりますと、2012年度、昨年度の鹿児島県への修学旅行生、これが前年比1,143人増の9万4,348人だったと報じられております。2年続けて9万人台を超えた。この修学旅行生が地方別で言えば、指宿が最も多かったということで、指宿の場合は3,635人増を記録していると言われております。こういう中学生に知覧だけでなく、指宿にもこういったところがあるんだということを知らせていくことは大事じゃないかと、そのように思うところです。この修学旅行生にこういった戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていくというのが大事ですが、もう一つ大人の方があの知林ヶ島をよく最近訪ねて来てくれるんですが、知林ヶ島と連結して、一般の旅行者にもこの海軍航空基地と防空壕跡をセットして紹介をしていくということは考えられないか。その辺でお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 山川高校についてのご質問をいただきました。

山川高校は、ここ数年募集定員に対する入学者数の低迷が続いているところでございます。今年4月の入学者は、2学科の募集定員80人に対し31人で、充足率は39%となっております。このため市では、平成23年度には高校の活性化に向けて、鹿児島県立山川高等学校支援活性化

化対策協議会を設立し、入学者の確保や活性化に取り組んでまいりましたが、平成25年5月24日には、高校と地域とが連携をして、地域の高齢者の生きがいづくりや農業振興などを通して地域課題解決を図る、地域を挙げた新たな活性化策を決定をいたしました。これに沿って、特産品であります鯉節と農産物を生かした料理を、高校・PTA、山川水産加工組合が連携して開発し、山川みなと祭りの料理コンテストで優勝するなど、今まさに地域を挙げての新たな活性化策が動き始めたところであります。そのような中で、議員ご指摘のように、山川高校の募集停止検討、定員80人の3分の2に当たる54人を下回った場合は、募集停止を検討との報道がなされました。報道の翌々日の6月1日には、山川高校が新たに取り組む体験入学を予定しておりましたが、この報道によって、山川高校への進学を希望する中学生と保護者の方々は不安な気持ちになったのではないかと心配をし、また、7月10日の進路希望調査への影響も危惧されたところであります。そこで、この会の会長として、県教育長に対し、7月10日の進路希望調査結果だけで募集停止の結論を出すことはしないよう、また、地域の総意を反映した山川高校活性化策の効果を見守るよう、急きよ要請書を提出したところであります。

次に、旧指宿海軍航空基地跡の件でございます。現在本市を訪れる修学旅行の行程は、鹿児島市での歴史体験や桜島散策をはじめに、南九州市の知覧特攻平和会館、本市での砂むし温泉入浴やカンパチ養殖場での餌やり体験、さつまあげ作り体験、オクラうどん作りなどを行う指宿大好き体験、薩摩半島西部地域での民泊などを巡る2泊3日のコースが主流になっており、内容としては、平和学習を中心として、鹿児島らしさを体験できる旅行素材が選ばれております。この中で、旧指宿海軍航空基地跡の戦跡巡りの活用を行うためには、平和学習の場としての環境整備を行った上で、現在行われている知覧特攻平和会館や周辺の戦跡での平和学習との連携を行い、かつ観光素材としての魅力を高めるため、周辺の観光地である知林ヶ島と合わせた観光商品化を行う必要があると考えております。現在、市と本市の体験商品を扱う指宿大好き体験協議会では、修学旅行生へ向け、本市の自然を体験できる体験素材として、ガイドを付けた知林ヶ島への渡島体験を検討しておりますので、その一環として、旧指宿海軍航空基地跡のコース化も併せて検討してまいりたいと思います。

以下、いただきましたご質問に対しては、関係部長等が答弁をいたします。

総務部長（邊見重英） 現在、山川高校では、学校存続のため、どのような具体的活動をしているかというご質問でございました。山川高校では、定員確保に向け、4月からこれまで以上に頻りに中学校訪問をいたしております。5月15日と17日に、喜入を含む市内の全中学校を、6月13日には、山川高校に入学してからの学校に対する思いなどを綴った生徒たちの作文も活用しながら、喜入、頼娃までを含めた全中学校を訪問し、各中学校の校長、進路指導主任、3年生の担任の先生方に、進学の呼び掛けを行っております。また、この他にも、6月6日の進路指導主任研修会や、6月10日の中高連絡会など様々な機会をとらえて、定員確保に

向けた中学校への働きかけを精力的に行っておりますし、魅力ある学校づくりにも取り組んでいただいております。さらに、6月1日には、新たな取り組みとして1日体験入学が実施され、31名の中学生が参加しました。特産品の鰹節とオクラを使ったピザ作りなど、農業高校ならではの体験メニューを通して、参加した中学生たちには山川高校の魅力や楽しさが伝わったのではと思っております。また、新聞報道を受け、先生方はもちろんのこと、山川高校の高校生たちも、自分たちに今何ができるかを考え、生徒13名が自ら体験入学での補助役を買って出て、中学生たちに高校の魅力を伝えてくれました。今後も、こういった生徒と学校が一体となった取り組みを行っていただくことで、高校の魅力を高め、最終的な定員確保にもつながっていくものと期待しているところです。

産業振興部長（高野重夫） 旧指宿海軍航空基地跡など戦跡巡りの活用について。知林ヶ島と連結して、一般旅行者へも紹介していく考えはないかとお尋ねでございます。現在、指宿市内の一部のホテルが行っている朝の散歩会の中で、地元のガイドが自然や歴史について、30分から1時間程度かけ案内をしており、大変好評を得ているところでございます。散策の場所は、旧指宿海軍航空基地跡、海岸、砂州の入口、魚見岳の麓などもコースに入っており、各ホテルを中心に、旧指宿海軍航空基地跡については、一般旅行者へも紹介をされております。魚見岳にある防空壕跡については、現在落石等で危険であるというようなことで、立ち入り禁止になっており、観光としては、いろいろな人が出入りすることになりますので、安全面からルートに組み入れることは難しいと考えております。旧指宿海軍航空基地跡にあります哀惜の碑につきましては、平和学習の場としても大変重要だと考えておりますので、ホームページやパンフレット等で紹介をしまいたいと考えております。

16番議員（六反園弘） 新聞を見て、そしてやはり市長もこれではいけないということで、要請にも行ったようですが、市長は初めてこの新聞によって、山川高校のこの県教委は5月の中旬に来て、54名の件やそして7月の希望調査によって判断をするんだという、こういった非常にびっくりするようなことを学校で説明しているんだと。この時点で市長に、山川高校の方から連絡はなかったんですか。

市長（豊留悦男） ございませんでした。

16番議員（六反園弘） 支援活性化対策協議会の会長が市長であります。普通は会長のすぐ近くで事務局長というはあるんですが、この活性化協議会のところでは、会の規則を見ると、山川高校に事務局を置くと。そして事務局長を教頭に充てるというふうになっております。そうすると、やっぱり事務局長はですね、こういう重大な問題がこの5月の中旬にあったわけですから、これはすぐ会長である市長の方に報告をするのが自然だと思うんですが、この辺は今のようないきな重大な問題が市長、会長のところに届かんでも当たり前と、こういう認識なんですか。

総務部長（邊見重英） 先ほどございましたように、高等学校の方には5月の中旬に県の方か

ら訪れて、そのような話があったと聞いております。私どものところには、5月の28日の日にお見えになって、一定の説明があったところでございます。

16番議員（六反園弘） やはりですね、事務局として事務局長というのがあるわけですから、事務局長と会長というのはやはりもう表裏一体で、連絡が密でないといけないと思うんです。こういうばらばらで、こんな重大なことが会長にすぐ報告がないというのは、やっぱりこの辺は早急にですね、改めていくか、そうでなければ、会長のすぐそばに市長公室辺りにですね、やっぱり事務局長というのは置かないといけないと思うんですが、その辺はどうですか。

総務部長（邊見重英） 現在のこの活性化協議会の組織につきましては、この形でやっておりますので、確かにおっしゃられるように、学校といたしましても、協議会の事務局をしながら、また、県の教育委員会と流れの中で、学校教育をやっていらっしゃるという仕組みもございますので、なかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、この山川高校の問題につきましてですね、これにつきましては協議会が中心になってやっていこうとしておりますので、それと先ほども市長の方からもございましたように、県の教育長の方にも要請をいたしております。この取り組みをですね、今後も続けていきたいと思っております。ただ、今議員の方からご指摘がございましたように、内部としてどうあるべきかという問題というのは、また私どもの方も検討してまいりたいと思っております。

16番議員（六反園弘） やはりおかしいと思っておりますから、この辺はですね、連絡が事務局長と会長のところですぐに通じていく、まずそれが大事じゃないかと思うんですが、事務局長は事務局長で、会長は会長でばらばらな行動を取るというのは、組織としてはどう考えてもおかしいわけですので、それでは会としてのスムーズな運営というのはなっていないと思います。善処をしていくような答弁でしたので、是非やってほしいと思っております。というのは、やっぱりそれだけ私どもは、この対策協議会に期待をしておりますので、その辺は善処をしていただきたいと思います。

そこでですね、市長が4月の時点で山川高校に何点か活性化のためには山川高校は、まず一生懸命ならんといかんと。山川高校が自ら一生懸命なって、活性化の策をいろいろやって、そしてそれを元に対策協議会の会長として、県教委と話をしていきたい、こういう姿勢を強く私どもに申されたわけです。それでこの市長が山川高校の方に、校長の方にこう提案された幾つかの具体的な策があったと思うんですが、それがどの程度今具体化されて、現実化されてきているのか、その辺はどうなんですか。

総務部長（邊見重英） 山川高校の存続・活性化のためには、定員確保策を講じることはもちろんのことでございますが、高校と地域とが連携して、地域の高齢者の生きがいづくりや農業振興などの地域課題解決を通して、いかに地域に必要な高校であるかをアピールする必要があると考えております。そこで、本年4月に、山川高校の校長、同窓会長、PTA会長、

J Aなど活性化対策協議会主要メンバーで協議を行いまして、生徒たちと地域の農家や高齢者の方々とが一緒になって、高校の農産物販売所を運営し、地域課題でもある高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながるような事業の立ち上げなど、具体的な活性化策について各団体でできる取り組みを出し合ったところでございます。この協議を受けて、高校とともに練り上げた活性化策について、5月24日の支援活性化対策協議会の中で、新たな活性化策の取り組みとして決定したところです。その後、山川高校においては、直接的な定員確保に向けた取り組みはもちろんのこと、協議会で決定した活性化策につきましても、具体的な動きを始めております。例えば、高校PTAや山川水産加工組合女性部と連携した地元農産物を活用したメニュー開発や、一日体験入学の実施に取り組んでおりますし、高校の農産物販売所を活用した地域の高齢者の生きがいづくりについては、地域の農家を含むOB、OG会と、高校・生徒たちとが一緒になって、農産物の出荷や加工品の販売を行う連携事業が立ち上がり、その1回目が先日6月17日に行われたところでございます。

16番議員（六反園弘） 幾つかの具体的なのが出ましたが、これは市長が少なくともこういうことは山川高校の校長としてやらないかんよと言った、その中で何%辺りが具体化、又は方向付けがされたんですかね。

総務部長（邊見重英） これらのことにつきましては、先ほども申し上げましたように、協議会の中で関係者で検討し、この具体的な取り組みを実施し始めたところでございます。具体的なパーセンテージというものについては、恐縮ですが、把握いたしておりません。

16番議員（六反園弘） 私たちは、山川の校長さんのところに行って話も伺ったんですが、やっぱりもう市長もお分かりだと思んですが、県教委がこうして去年から今年にかけて何回も来てですね、校長にいろんな形で話はしていると思うんですけれども、しかしながら、校長としては、やはり限界があると思うんですね。地域との関わりとかそういったことにしても。J Aとかいろいろなところと一緒にあって協議をしたということで、いくらか具体化されたものも出てきてると思いますが、そういう形ですね、校長が主導権取ってやるような、こうバリバリやる校長だったらいいんですが、ちょっと私が見たところでも、おとなしくてそれほど地域に飛び込んでいってとか、J Aと渡り合っとかということは難しいんじゃないかという、限界があるということです。したがって、やっぱり協議会が、先ほど一緒になって協議会で話をしたということですので、そういった形で、今後やっていくということが大事ではないかと思うんですが。そこで市長がその6月の7日ですか、県教委の方に要請書を持って行ったという答弁がありました。この中ではどういった活性化の具体的なものを県教委に示して、そして、どういう形で存続を要請したのか。それに対して県の教育長はどういう反応をされたのか、その辺をお聞かせください。

市長（豊留悦男） これまでも市といたしましても、新たな活性化策に関する団体との調整、地域との支援体制の構築を調整しながら、活性化策について高校や校長だけに任せるのでな

く、活性化対策協議会として一体となって取り組んだところであります。先日、県教委、6月7日、活性化対策協議会から県教育長に要請した内容については、大きく3点ございました。まず一つ目は、農業が基幹産業であり、食料供給県でもある本県の農業を支える農業高校である山川高等学校について、7月10日の進路希望状況調査の結果をもって、つまり、数の論理で募集停止を決定することは、地域ひいては本県の農業後継者育成の衰退につながるようになるため、これは行わないことというのが1点目でございます。二つ目は、支援活性化対策協議会では、地域の総意を反映した活性化策の実施を始めたところであり、7月10日の進路希望状況調査結果をもって、募集停止の決定は行わないこと。三つ目が、高校の設置者である県は、当協議会と一体となって、積極的に活性化策を推進すること。以上、3点をお願いしてまいりました。今回の要請には、活性化対策協議会の会長である私をはじめ、県議、市議会の議長、山川高校同窓会長、山川高校PTA会長などで訪問し、地域の願いを届けたところであります。それに対し、県教育委員会からは、希望調査結果だけで判断することはない。市の支援策の状況なども併せて判断していくとの回答をいただいたところであります。

16番議員（六反園弘） 今、県の教育長の反応として、この中学生の希望調査、希望だけで、その数だけでは判断をしないと。地域の活性化策をちゃんと聞いて協議をしていく。それによって判断をしていくというようなことですので、この前の要請行動がいい方向で突っていくんじゃないかと思いますが、今後のその活性化策のまだまだやらなければいけないことが協議会としてあるんじゃないかと思うんですよ。どのようなことを考えられておるか、その辺をお聞かせください。

総務部長（邊見重英） 活性化対策協議会といたしましては、5月24日の協議会において決定しました新たな活性化策について、関係団体と調整をしながら進めていきたいと考えております。幾つか申し上げますと、まず、高校・PTAと山川水産加工協同組合の女性部が、特産品共同PRや、ゆるキャラ開発などの特産品共同PRを実施する計画がございます。また、OB/OG会・同窓会と高校が連携し、6月17日から取り組んでおります農産物販売所共同運営についても、今後更に地元農家や高齢者の方々に幅広く参画していただき、地域により密着した高校活性化策としていきたいと考えております。加えまして、JAとは従来、サツマイモのバイオ苗の供給という協力関係を持っておりましたが、新たに、山川高校の実習畑に、実習用の畑にJAが実えんどう新品種の実験ほ場を設置したり、特産作物の現地検討学習会に、地元の農家の方も参画したりしながら、高校生とともに特産作物の栽培技術を学び、問題を解決していく仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。それから、さらに、市といたしましても、山川高校の生徒たちを、農業後継者として育成していく環境づくりといたしまして、これは本年度の予算の中で、農政課の組んでいる予算でございますけれども、農業振興を推進するために、農・農資源活用可能性調査委託事業や、がんばる農業者・起業支援事業というような予算を組んで行っております。これは当然山川高校に特化

したものではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、農業の振興を図っていくと、その中で山川高校の位置付けというものを大事なものとして考えながら、この予算の執行をしていくということで、組織内で確認をいたしているところです。地域の農業と山川高校との効果的な連携の在り方や、農業後継者育成への支援を今申し上げましたように、行っていくことによりまして、少しでも山川高校の存続のための活性化策ということで取り組んでいきたいと考えております。

16番議員（六反園弘） いろいろ素晴らしい農業高校らしい地域との、またはJA等との連携により活性化策が生まれていくという希望を持ったところです。そこでですね、県教委の方にもっともっとアピールし、また、あの地元指宿の市民に、この山川高校の問題をですね、やはり大きく知ってもらい、協力を仰いでいくということが大事じゃないかと思うんですが、この6月28日に民主教育を守る市民会議が、市民会館でいろんな市民に呼び掛けをして、会を持つようですが、この辺で市長の方にも出会要請も来ていると思うんですけども、この辺りとの連携・支援、その辺について市長はどうお考えですか。

総務部長（邊見重英） これまでも市といたしましては、新たな活性化策に関係いたします団体との調整や、地域との支援体制への構築を調整するなど、活性化策について、高校や校長先生だけに任せるのではなく、活性化対策協議会として、一体となって取り組んできているところでございます。したがって、これらの取り組みを今後も進めていくというふうに考えておりますけれども、先ほど言いましたように、県教育長に対しまして、7月10日の進路希望状況調査の結果だけをもって判断することがないよう、また、活性化策の効果を見守っていただくように要請いたしました。また、それに対しまして、先ほど市長からもございましたように、県教育委員会の方からは、市の活性化策の状況も併せて判断していくという回答を得ておりますので、今はまず、これまでも申し上げましたこの活性化策の取り組みを県に対し、また、中学生やその保護者に対して、いかにアピールし、実際の希望調査や入学者を増やすことができるかが重要であると考えております。したがって、活性化対策協議会の会長であります市長といたしましても、活性化策を関係団体と連携して進めていくことに力を注いでまいりたいと考えております。また、市民団体の方々にも是非、定員確保につながる活動や、活性化策の推進にお力を貸していただきたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 素晴らしい方向での連携ができるんじゃないかという気がしてはいますが、市民会議としては、特に山川を中心にですね、全市に働きかけて、いろんな方々に山川問題を考えてもらうということで、この28日にはいろんな方を呼んでいるわけですが、今連携をしていかれるということで安心をしますけれども、対策協議会としてもですね、やはり別な形でこの県への抗議集会になるのか、山川高校存続の要求大会になるのか分かりませんが、そういった何らかの集会をやって、そして地域ではこういう形で地元民もこの山川問題には強い関心を持っているんだということをですね、やっぱりアピールしていくことが大



事じゃないかと思うんですが、山川高校を切り捨ててはならないという大きな願いを、市民の多くの方とともに共有していくということが大事である。それをもって、県の教育長のところに持って行くという、活性化策とともに、そういった市民の大きなエネルギーを携えていくというのが大事なことじゃないかと思いますが、その辺をどうお考えですか。

総務部長（邊見重英） 先ほど申し上げましたように、活性化対策協議会の方では6月7日に県教育長に対する要請活動において、新たな活性化策の効果を見守っていただくようお願いしたところです。したがって、今後は、県教育課に対する要望ということではなく、先ほど申し上げました協議会としての各種の活性化策を進め、高校の設置者である県に対しましても、その取り組みの内容、状況などを説明し、山川高校存続の必要性を訴えていきたいというふうに考えております。

16番議員（六反園弘） 新たな肉付けをしていかれるということですので、是非その方向でやっていただきたいと思います。

時間の関係で次に移ります。

戦跡巡りの活用ということで、先ほど修学旅行生の問題を、ここにやはり知覧だけじゃなくて、指宿にもこういう、あそこで特殊な飛行機、片道の燃料で飛び立っていった若い人たち82名、その他、戦没者が合わせて192名もおったということですが、そういう戦争の傷跡があるわけです。ただ、5月27日の哀惜の碑慰霊祭だけにとどめるんじゃなくて、毎年私も参加するんですが、遺族の方がもう高齢化して、だんだん出席者が少なくなってくる。特攻隊のあの生き残った方々、生存隊員の方々も、去年はあの人がおったけど、今年は来ていないなあという、そういった形でこう寂しい思いもするんですが、やはりこの辺でですね、もっともってこれを語り継いでいく、戦争の悲惨さと今のありがたさを後世に残していくということが大事じゃないかと思うんです。先日ですね、出水市の方で今年の5月の29日です。平和学習ガイドというのがデビューをして、奈良県から来た天理市の中学生、この中学生に出水市にある地下壕とか、特攻慰霊碑、あそこも海軍の特攻基地があったところですから、ここを紹介して、平和の尊さを訴えたということですが、話を聞いていた、説明を聞いていた中学生が、中には涙を流す子もいたということが新聞にも報道されています。そういう点で、指宿にもこういうのがあったんだということを知らしめていくことが大事じゃないかなと思っております。そこで

議長（森時徳） 六反園議員に申し上げます。会議時間延長のため、発言を中止してください。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

続けてください。

16番議員（六反園弘） そこで修学旅行生だけでなくですね、指宿市内の小・中学生も、特に今、小学生も5・6年生から後は、こういった説明もされても分かると思うんですが、この慰霊碑や防空壕の前に、ここにガイドの方がいなくても説明板があれば、結構学習になっ

ていくと思うんですね。それから先ほどこうちょっと防空壕は崖崩れの心配があってということですが、塞いだままでなくても、何らの形であの防空壕が、ああ、あそこにあるなというのが分かる、危険なところには近づかない形で、あそこを開放してと思うんですね。道路際のところで蓋をしたままで近寄れないというふうになっていますが、是非生かしてほしいという、あの塞いだままであそこに説明板をしても、何か意味がないような気がして、遠くの話になってしまうような気がするんですよ。是非考えていただきたいと思います。そこで市内の小・中学生にもですね、ここを利用していただくために、説明板を是非付けてほしいと思うんですが、体育館とか陸上競技場を利用に来た子供たちが、ついでにここの勉強もするということにもつながっていくんじゃないかと思うんですが、この辺は教育長、どうお考えでしょう。

教育長（池田昭夫） 平和についての学習は、人権学習の大きな柱でありますし、これから21世紀の国際社会の平和と繁栄を築いていく子供たちにとって、戦争体験者の話や地域の戦跡の学習を通して、平和や命の尊さを理解することは、とても大事なことでと考えております。指宿市にも、先ほどいろいろ紹介がありましたように、たくさんの戦争遺跡があります。そこで地元の小・中学生においては、議員からお示しいただいた田良浜の魚見港一帯にこのような戦争の遺跡があるということは、子供たちはあまり知らないのではないかなあと考えております。このように、子供たちにこの場所がどのような場所であったのかを知らせることは、非常に大切であり、また、学習で活用することについても、総合的な学習時間や社会科の学習などの関連からも、大切な教育活動にもなるんじゃないかなあと考えています。以上です。

16番議員（六反園弘） はい、ありがとうございます。非常に前向きな答弁をいただきました。実は先ほど議長の方から、子供の傍聴がというあれがありましたが、鹿児島から私の孫が二人来てるんで、是非ですね、じいちゃんがどういう一般質問をするか、半分は心配して来たんじゃないかと思うんですが、今の教育長の答弁しっかり聞いたと思います。そこで説明板を付けたら、これから是非ですね、この出水でもやっているんですが、平和ガイドの養成をやって、そして4・5名認定をして、案内をしているというような方法を取ってるようです。指宿でもそういったことも考えていただきたいと思います。それから、是非、説明板はほしいなあと考えているところですが、その辺は、これは説明板を作るとなると、教育委員会ですかね、どこですかね。ちょっとお願いします。

産業振興部長（高野重夫） 旧指宿海軍航空基地跡など、戦跡の観光案内看板の設置はできないか、説明の看板はできないかというご質問でございました。市では、既存の景勝地や観光地に、地質的遺産や地域に伝わる行事、伝承、伝説などの文化遺産を加えた総合的な観光案内看板の整備を、県の補助事業の採択を受けながら、順次今進めているところでございます。この中で、田良岬周辺での看板設置も計画をしておりますので、その中で旧指宿海軍航空基

地跡や防空壕などの遺跡についても、説明ができるような形で看板が設置できないか、検討してまいりたいと考えております。

16番議員（六反園弘） はい、ありがとうございます。説明板ができそうな方向です。

それからもう1点ですね、最後をお願いしておきたいと思うんですが、理想を言えば、ああいった戦跡の跡です。毎年5月27日の慰霊祭も行われているところなんですけど、私はあそこに行く度にですね、ちょうど私は小学校2年の時に、大阪生まれが、田舎があるところは帰れということで、いどこに連れられて、おふくろが、親父は戦地に行っていましたから、北支の方にですね。6年生の一番上の兄貴と、それから乳飲み子の弟、もう一人おったんですが、妹も。そのところはおふくろと大阪に残って、私とすぐ上の二つ上の兄貴は、二十歳のいどこに連れられて田舎に帰って来たんで、指宿に帰って来たんです。そこで大阪育ちが田舎で山に行ったりあれしたりして、田舎暮らしが慣れずに、とうとう足にけがをして、そして薬もあんまりない時ですから、大変な目に遭って入院したんですよ、今の木之下病院ですか、あそこに上山病院というのがあって、あそこですね、入院中に、この特攻隊の兵士が、明日戦地に飛行機で飛び立っていくんだというので来ました。自分の分まで、あなたたちが病気を克服して頑張ってくれという、もうそれが今でも焼き付いて離れません。おそらく17か18のもう若い青年、小柄な青年でした。軍服をちゃんと着て、そしてこれから出発するんだという、そういう意味でも、是非ですね、あの人たちの犠牲の上に今の私たちの平和があるわけです。この平和を今68年戦争のない日本を作ってきているんですが、安倍政権は、これを壊して戦争ができる国にしようとしております。原発の後始末もできないのに、世界に輸出をするなんていうとんでもないことをしていますが、その辺を考えたら、やはり平和な国を社会を作っていかななくてはいけないということで、この田良浜もそういう方向で活用していきたいなど。そこでですね、最後のお願いは、他のところみたいに平和記念館とか、戦跡記念館とかというようなのができればいいんですが、簡単にそうはいかないだろうと思いますので、是非休暇村のホテルに相談をして、この平和コーナーみたいなのを設置してもらって、毎年この哀惜の碑のところで、特攻隊員の遺書を読んでいますけど、ああいう遺書を今、今です、いつやるかと言ったら今でしょうということで、今やってもらいたいんです。もう高齢化して、もっと延ばすと集めようにも集まらないかと思えますから、早くそれをして、そしてあの遺書とか遺品とか、そういうものでホテルの一角にそれができたら、なお観光地としても、ホテルとしても助かるんじゃないかと思えますので、その辺も試みをしてほしいと思うんですが。その辺でお考えをお聞かせください。

産業振興部長（高野重夫） 休暇村指宿では、平成23年度までは、5月27日に行われる慰霊追悼式に併わせて、1週間ほど休暇村指宿の会議室において、戦争当時の遺書や遺品等を展示していたとお聞きしております。その後については、依頼されなかったことや、資料等の準備ができなかったということ、改修等もあって、展示されていないようでございます。休暇

村指宿では、来年以降について要望があれば続けていきたいということもお聞きしておりますので、是非お願いしたいというふうに考えております。

16番議員（六反園弘） どうも前向きな答弁ありがとうございます。人の命が軽んじられてきているこの世の中を見直し、そして、人の命を大切に作る世の中にするのが、若くして国のためということ、家族のためということによって命を捧げたあの特攻隊員の心に報いるためにも、この施策を是非実現していただきたい。そのことを強く要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

### 延 会

議長（森時徳） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

明日6月21日は、本会議の日でありましたが、台風が接近しておりますので、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、6月21日は、休会とすることに決定いたしました。

なお、残余の質問は、6月24日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

平成25年第2回指宿市議会定例会会議録

平成25年6月24日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第57号 平成25年度指宿市一般会計補正予算(第4号)について
- 

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美

健康福祉部長	野口義幸	産業振興部長	高野重夫
農政部長	池増広行	建設部長	三窪義孝
教育部長	濱田悟	山川支所長	森健一
開聞支所長	下吉耕一	建設部参与	上谷修
総務課長	廣森敏幸	市長公室長	川路潔
危機管理課長	森和美	市民協働課長	馬場久生
環境政策課長	井出久成	長寿介護課長	大久保成人
地域福祉課長	今柳田浩一	健康増進課長	新留幸一
商工水産課長	中村俊治	観光課長	下敷領正
土木課長	山下康彦	学校教育課長	瀬戸山稔

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

開 議

午前10時04分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、浜田藤幸議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

この際、健康福祉部長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

健康福祉部長（野口義幸） おはようございます。20日の浜田議員のご質問の中で、副反応報告数のご指摘につきまして、報告をさせていただきます。

答弁いたしました副反応の件数は、平成25年5月16日、厚生労働省厚生科学審議会での予防接種ワクチン分科会副反応検討部会配布資料の医療機関報告文の医師が重篤とした副反応件数91件を報告いたしましたが、企業からの医師が重篤とした副反応分210件もありましたので、ご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（森時徳） 20日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） おはようございます。通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、指宿ジオパーク構想についてであります。ジオパークとは、地球科学的に見て、重要な自然の遺産を含む自然に親しむための公園、重要な特徴を複数有するだけでなく、その他の地域の自然遺産や文化遺産等有機的に結びつけ、保全、教育、ツーリズムに利用しながら地域の持続的な経済発展を目指す仕組みとなっております。現在、日本国内では世界ジオパークに認定されている地域が5か所、そして日本ジオパーク認定が25か所とお聞きしております。この数についてはその後変動があったかもしれませんが、県内では霧島市もその中の一つで、世界認定へ向けて積極的に取り組んでいるのであります。錦江湾ゾーンにおいても、鹿児島市、三島村が日本ジオパーク認定に向け手続きに入っている中で、本市だけが取り残されている感が否めないところであります。この件につきましては、5年ほど前から市民の中の指宿ジオパーク研究会の方々によって調査研究がなされており、この会の顧問にもなっておられます鹿児島大学の大木教授、鹿児島探検隊の東川氏などの指導もあり、講演会、研究会など、積極的な取り組みがなされてきているところでもあります。もちろん本市の社

会教育課とも連携を取りつつ、情報・資料等の協力を得ながら進めてきたということは言うまでもありません。この間、本市のジオパークとしての可能性については、先ほど述べました鹿児島大学の大木教授や関係者からお墨付きをいただいております、また、日本ジオパークへの申請についても、その準備は整っている。つまり、偶然にもＣＯＣＣＯはしむれで取り組んできていた指宿まるごと博物館の資料が、そのまま使えるのではないかとということで、条件は整っているものと考えられます。そして、本市にとって日本ジオパークへ認定されることのメリットとしては、世界ジオパークへの足がかりということ言うまでもありませんが、観光振興、教育、これは学校教育、社会教育ともにであります。そして環境に対する市民の意識向上、そして農業振興等に大きな好影響を与えるものと思われまます。このようなことに鑑み、お尋ねしますが、メリットを含め本市の可能性についての認識を伺いいたします。そして、すぐに認定されるかどうかは別として、日本ジオパーク加盟への手続きに入るべきだと思いますが、市としての見解をお伺いいたします。

次に、障害児の学童保育についてであります。前回の第1回定例会におきまして、このことは福祉政策のど真ん中の問題として、本市の政策が、障害を抱え立場の弱い方々へ対して前向きなのかそうでないのかを質したところであります。障害を持つ子供、そしてその保護者、これらの方々のご苦労、子供に対する切なる思い、経済的に働きたくても働けない現状など、丁寧に述べさせていただきました。日々大変な状況の中、この方々はそれでも希望を失うことなく、保護者同士、お互い連携を取り、助け合いながら努力されてきているのであります。このような現状に対して、市の認識としては、実態として母親と家に閉じこもっている、働きたくても働けない保護者、特に母親が心身ともに疲労している。母親の就労保証という観点からも、障害児学童保育の場は必要であるとの議会答弁であり、市長におかれましては、この方々との懇談会の中で明確に行政の責任で障害児の発達支援、自立支援をしていかなければならない。また、障害児学童保育の設置は義務だと答えられております。これは行政の義務だということだと思っておりますが、市長の発言ということで、これ以上の約束はないわけでありまます。このような中、この方々からの要望書に対して出された回答が、これまでの議会答弁もある中で、あまりにもかけ離れた内容であったことから、市の責任において、障害児の学童保育に取り組むべきである旨の質問をさせていただいたところであります。答弁としては、市直営を含め検討をし、市内四つの施設を候補として当たったが困難であった。開設費やランニングコストなど財政面で厳しいことから、民間の社会福祉法人による実施が、一番ふさわしいとの結果に至ったということでありました。実際に、この4月から民間の社会福祉法人による障害児学童保育の受入れが行われておりますが、現状の施設ではいかにせん手狭だと思われまますし、施設内に運動のできる園庭などありません。そして交通量の多い市道に直接面しているなど、この事業所の方々もご苦労が多いのではないかとと思ひます。行政として民間の社会福祉法人が始めたから、これでいいんだと思ってもらっては困るので



あって、行政の責任でやるんだとの市長の発言もあったとおり、やはり、市が主体となって取り組むべき重要課題であると思いますが、いかがお考えでしょうか。そして、市内四つの施設の候補地を当たったが、確保が困難であったとのことですが、本市の社会福祉協議会で事業展開しているさつき園と連携した事業検討はできないのかお伺いいたします。

胶南市との友好都市盟約についてであります。一般的に友好都市との交流盟約を結ぶ場合には、歴史的背景や文化、経済、スポーツなど、あるいは子供たちや学校間の交流、JCや青年団、各種団体等の関わりがあって、それらの交流を通じて双方の市民の間に十分な理解と気運の高まりがあって初めて行われるものである旨の主張をさせていただきました。それはお互いの思いや考えが違った場合、あるいはメリットよりもデメリットが大きくなった場合など、盟約を結んだ後、簡単に解消することが難しいからであります。そして、盟約を解消することにでもなれば、指宿市として対外的な信頼性に影響を及ぼすからであります。このようなことから、慎重な姿勢が必要ではないかという質問をした際、市長は答弁として、これまで指宿市が締結してきた姉妹都市盟約締結の流れとは異なり、先に盟約を結んで交流を進めた方がスムーズに行く。形式上、形だけの友好関係というのはこれからは止めるべきである。そしてこうもおっしゃいました。中国という国の特異性を考えたときに、どのような交流を図るか熟慮に熟慮を重ねたと答えられております。中国という国はいろいろな面で特異性を持っている国でありまして、政治体制が全く中国との関係においては、慎重な姿勢というものは当然必要で、実際、領土問題、歴史問題など重要な国家間の問題を含んでいるわけでありまして、ところが、市長は初めて訪問した胶南市において、熱烈な歓迎を受けた。仮調印の準備がされていたので仮調印を済ませてきたとのことでありました。当時、指宿市民の誰もといっても過言ではないと思いますが、場所も名前すら知らないこの中で、この市長の行動については、正直驚かされたと言いますか、あきれ果てたというのが率直な思いでありました。しかも市長は今問題になっている尖閣の認識についても、日本固有の領土であり歴史的にも国際法上も領土問題は存在しないという日本政府の判断と全く同じであると表明がなされております。胶南市側にもこのように主張するというものでありました。私もこの考えは当然だと思っておりますが、恐らく胶南市側は全く反対の主張をされるのではと思えますし、それ以上の過激な反応も予想されるのではと懸念するところであります。単に経済交流ということではないわけで、都市間交流ということになれば、政治的な関係になるわけで、この尖閣の認識を隠しながら友好関係が保てるとは思われません。実際、仮調印後、すぐにでも指宿を訪問することになっていた胶南市が、2年以上経った今でも全くその動きが見えません。このような現状において、市長の判断はどうであったのか、また本調印は議会の議決事項として議会に諮るとのことでありましたが、あの仮調印で何が決められているのか。拘束されるものがあるのか。そもそもあの仮調印はなんだったのかお伺いいたします。

また、昨年度は予算化された渡航に関する予算が執行されなかった中で、本年度も予算化

されておりますが、施行できるのかどうか。これを総合的に考えたときに、来年、改選を迎えるわけですが、いつまでこのような中途半端な状態が続くのかお伺いいたします。

なのはな館の問題についてであります。なのはな館は2011年3月の休館以来、2年以上が経過してもなお、その方向性が示されていないわけであります。この間の動きとして、まず、本市直営での検討を行ったが、年間運営費などの問題で無理と判断をした。そして、公募による運営事業者の選定を行ったが最終的には応募者がなかった。そこで、再度2回目の公募に向けて準備をしているというのが現状であります。しかし、この2回目の公募に関しては、県から引き受ける事業者があるかないかを見極めてから行うようにとの難しい注文をつけられての公募であることから、2回目の公募自体が行えない状況であるというのが事実上であると思います。1回目の公募と同じように、一定の条件をつけて公募し、応募者があればそれを審査し、条件に合えば決定すればいいし、応募者がなければ、2回目でも応募者がなかったという結果は得られるわけで、その結果を率直に受け入れなければならないのではないかなと思うところがあります。可能性の低い2回目の公募ということで、無意味に月日が過ぎていくだけではないかなと思います。これまでのこの問題に関する本市の基本的スタンスは、受入れ事業者があり、しかも、その事業が本市の発展に繋がること。そして市民の理解が得られること。加えてもっとも重要なことですが、のちのち本市の財政負担にならないこと。つまり、解体費等を含めてですが、このような内容だったと思います。このような中で市長は答弁として、あらゆる可能性について検討する。そしてしかるべきときに決断すると答えております。このあらゆる可能性というのは、これまでの市の基本的スタンスが変わることなのか。そしてしかるべきときに決断するということは、これは県からの譲渡を受けるか受けないかという決断になるのかなと思いますが、その時期はいつなのか。また、この判断ができれば自ずと方向性は見えてくるのではないかなと思いますが、いかがお考えかお伺いして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） ジオパークにつきまして、市としての認識についてお尋ねでございます。議員ご指摘のジオパークとは、科学的に見て特別に重要で貴重であり、かつ美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園であり、その地質遺産を保全し、地球科学の普及に利用し、さらに、地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて、地域社会の活性化を目指すものとされております。世界ジオパークネットワークは、ユネスコが支援する世界組織ともなっているところであります。指宿市には、火山地形の面で全国的に誇れる価値を有していると考えられますし、本市の代表的な産業は、例えば開聞岳・池田湖・鰻池・山川港等、火山によって形成された素晴らしい景観や、火山の恵みによる温泉等に支えられた観光、また、火山灰台地をもたらす豊富な農産物や水産物等、火山の恩恵を大きく受けたものであると考えております。また、本市では市民の方が意欲的にジオパーク研究と、その普及に取り組んでいただいておりますが、ジオパークにおいては、民間のガイド活動等による教育普及活動に

よって、ジオパークの考え方が市民へ十分浸透しているといった教育活動や観光振興，地域経済の活性化に結びつく活動が継続的に行われていることが，そのジオパークの価値の対象となると認識しております。

次に，障害児の学童保育でございます。本市の福祉行政の根本を担うものとして，責任ある対応が必要と思うというご指摘でございます。障害を持つ子供たちの学童保育事業につきましては，学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において，子供たちの様々な経験や体験を通して，自立の促進を図るとともに，保護者の就労を支援する観点からも，放課後等の活動の場が，必要であると認識をしているところであります。このことから，先進地視察や県内の実施状況を調査研究した結果，早期の実現ができるのは，障害者の事業について，総合的なノウハウを持つ社会福祉法人による実施が一番ふさわしいという結果に至ったところであります。このため，指宿市内や南薩地域の社会福祉法人等に打診をいたしましたところ，南九州市で，障害者支援施設を運営しているあすなろ福祉会が，県の指定を受け，本年4月から丹波校区内で，障害児の学童保育事業を開設したところでございます。本市といたしましても，保護者の方や指宿養護学校の先生方，さらには，事業所等の関係機関と連携を図りまして，この事業が，子供たちにとって，安心・安全で楽しく活動できる場となるよう，努めているところであります。

次に，中国 膠南市との仮調印の内容についてでございます。平成23年2月に今後の交流について話し合うため，私が直接 膠南市を訪問いたしました。その際，交流を充実したものとするためには，その目的や今後の方向性等を明らかにし，両市にとって，意義のあるものにしめようとの思いから，仮調印に至ったところであります。仮調印の文書は，今後，両市が教育・文化，経済，農業，観光などの各分野において交流を図っていくという協議内容を確認したものであり，中国名で「締結友好都市意向書」，日本名で「友好親善都市合意書」となっているところであります。

なのはな館についてでございます。2回目の公募ができない中で，決断する時期はいつかのご質問もいただきました。なのはな館の休館に伴い，平成23年2月に実施いたしました第1回の公募におきましては，ご案内のように応募者がなく不調に終わったところでございます。市といたしましては，なのはな館の敷地が市有地であり，周辺地域が本市の発展にとって重要な場所であることから，何とか施設を有効に活用したいと考え，県に対しまして，2回目の公募実施を申し入れているところでございます。しかし，県は2回目の公募に応募していただける業者がいるかどうかを見極める必要があると考えていることから，現状においては2回目の公募には至っておりません。こうした状況が続く中，これまでの答弁におきましては，然るべきときに決断したいと答弁してまいったわけでありまして，施設運営に関する意思表示をしていただける事業者がない中で，今後も休館の状況が続くようであれば，あらゆる可能性，そういう意味で，あらゆる可能性と申し上げたわけですが，その可能性

を検討し、決断をしてみなければならぬと思っているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

総務部長（邊見重英） まず、ジオパークに関しまして、メリットについてのご認識のご質問だったと思います。

ジオパークにつきましては、世界ジオパークと日本ジオパークの二つの認定段階がございます。世界ジオパークへの認定メリットは、世界への発信の手段を手に入れることですが、世界ジオパークへの認定を受けるためには、まず日本ジオパークネットワークの準会員に登録した後に、日本ジオパークへ認定を受ける手順を踏まなければなりません。それと、日本ジオパークへの認定に際しましては、地質遺産等についての研究成果が資料としてあること、これを元にガイド育成、学校などへの教育利用、市民への周知が図られていること、看板・案内板・リーフレット等があり、ジオツーリズムのツアーが行われていること、継続した経済基盤と運営組織があることといった必要事項があるようでございます。また、日本ジオパークに認定された場合は、4年ごとに再認定審査を受けることになっているようです。ジオパークに関しますメリットは、先ほども市長の方からもございましたが、地域の教育事業の充実化と、観光の活性化の基盤整備を、明確な基準の下に取り組める点であるとされておりますが、一方で、ジオパークの認定をされるためには、それ相応の費用の支出と人員の確保というものが継続的に必要になってくるものであります。ジオパークにつきましては、例えば世界遺産に比べて認定数は少ないようであります。また、その知名度も幾分か低い状況にございますので、今後とも調査研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、日本ジオパークネットワーク加盟への検討についてということでございます。日本ジオパークネットワークへの加盟の検討についてでございますけれども、現在、県内には、議員の方からお話がございましたように、霧島連山を題材とした霧島ジオパーク、桜島と始良カルデラを題材といたしました桜島・錦江湾ジオパーク、それから鬼界カルデラを題材とした三島ジオパークがございますが、霧島は日本ジオパークへ認定され、桜島・錦江湾と三島につきましては、日本ジオパークネットワークの準会員になっているようでございます。また、指宿市から対岸の南大隅町にかけての一带は、約10万年前に噴火した阿多南カルデラに含まれており、このカルデラの外輪山は、開聞岳東側から矢筈岳、鬼門平、高江山、魚見岳へと続いておりまして、大隅半島の根占港、大浜・辺田海岸、辻岳、立目崎の断崖へと伸びています。指宿市と南大隅町とは山川根占航路で繋がっており、鹿児島県としても広域観光を推進しております。今後ジオパークに取り組むのであれば、指宿市と南大隅町との連携や、例えば錦江湾沿いの自治体が一体となって取り組むなど、ある意味、広域での取り組みなどを含めて、調査研究していく必要があるかと思っているところでございます。

続きまして、股南市の仮調印の内容のことについてでございます。補足させていただきます。正式な盟約書ではないのかというようなお話でございました。仮盟約につきましては、

張建国 膠南市副市長と取り交わしているところであります。訪問した際に、膠南市に対して、膠南市長の指宿市訪問を要請しておりまして、膠南市長が指宿市を訪問した際に、正式な盟約締結をしたいと申し上げているところです。なお、正式盟約を締結する際には、事前に議会のご承認を賜りたいと思っております。

次に、関連予算が計上されているが執行できるのかということでございました。関連予算についてですけれども、膠南市人民政府に対しては、これまでも指宿市への訪問について依頼をしてきております。膠南市側からは日程が合うときに訪問すると返事をいただいておりますし、実際に指宿市への訪問計画もあったところでございます。中国の都市と友好都市盟約を締結している他市によりますと、中国の都市が訪問する際は、直前になって打診してくる事例が多くあるということを知っております。平成23年度も直前の打診であったことから、膠南市からいつ打診があっても対応できる体制を整えておくために予算は計上してあるところでございます。しかしながら、現状ではいつ訪問されるか予定が立っておりませんので、今後も指宿市への訪問について、働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、来年、改選を迎えるが、いつまでこのような中途半端な状況が続くのかということでございました。指宿市の今後の発展にとりましては、中国からの観光客誘致は重要な要素の一つであろうと考えております。中国から多くの観光客を指宿市に誘致するためには、友好都市盟約を締結していることが、大きなメリットをもたらすと考えておりますので、膠南市と盟約締結に向けて進んでいくべきであると考えております。しかしながら、尖閣諸島問題に端を発しまして、両国政府の関係がこれまでとは異なる状況に置かれているところでございまして、現状では盟約のための相手側の訪問がいつになるのか見えていないところでございます。このようなことから、市としての働きかけを今後も続けてまいりたいと考えております。

次に、なのはな館の問題についてでございます。県からの譲渡を受けるのか受けないのか判断すれば、自ずと方向が見えてくるのではないかとございまして。なのはな館は市の発展に大きく寄与した施設でございます。それと同時に、県及び市において多額の経費がたぎ込まれた施設でありますので、最大限施設の有効活用が図られる必要があると考えております。休館後、既に2年が経過し、公募の目処が立っていない現状におきましては、このまま休館の状態で建物が放置されたならば、新田地区の特性が生かせず、また、防犯面での懸念もあり、さらに、観光都市指宿のイメージ低下を招く恐れがございます。そこで県に対しまして、2回目の公募を施設所有者である県において実施していただくようお願いしておりますが、公募により事業者を決定できなかった場合、解体費、建物の瑕疵による大規模な修理の必要なときの費用、毎年の施設運営経費に係る県からの補助の3点について、県が担保していただけるならば、市での活用も検討したいということについても要請をしているところでございます。譲渡を受ける受けないにつきましては、後年度に、市に大きな財政

負担を残すことがあってはならないことから、慎重に判断する必要があると考えているところでございます。以上です。

健康福祉部長（野口義幸） さつき園との連携による学童保育の検討は考えられないかとのご質問でございました。

現在、さつき園では、南九州市との共同運営のもと、未就学児の療養を行う児童発達支援を定員20名で実施しているところであります。登録児童につきましては、5月末現在で、指宿市が40名、南九州市が9名の合計49名の登録となっていることから、午前と午後のグループに分けて療育を行っております。障害児の学童保育をさつき園と連携した場合、スペースがないため、現在の場所で実施することは難しいと考えております。障害児の学童保育を実施している「わかば」は、現在、19名の登録となっておりますが、今後、夏休み等の長期休暇中の利用者が多くなり、一時的に対応が困難になった場合は、一時預かりの事業である日中一時支援事業の利用や、恒常的に定員を超える利用者がある場合は、定員の見直しや新たな事業者を模索するなど、この事業の推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

19番議員（下柳田賢次） 2回目、順次していきたいと思えます。まず、ジオパークでございます。その可能性については、今、いろいろと述べられて、その認識はあるというふうに答弁として受け取ったわけでございますが、まず近隣ですね、聞き取りのときに、今答弁あったようなことは、私の方からも申し上げたところでございますが、霧島市、世界へ向けてもう積極的に動いているわけでございます。推進課を設けて、専門家、火山の専門家も採用しております。これは最近の新聞で出ていたのでご存じかと思えます。そしてまた錦江湾ゾーンを見ると、今ありました鹿児島市、そして南の方の三島村、ここもすでに日本ジオパーク認定に向けてエントリーしているわけでございます。そうしますと、この間の、真ん中の指宿だけが全く動きがないということになるわけでございます。そして、先ほど答弁にありましたが、鹿児島は始良カルデラ、これは桜島、そして三島村は、鬼界カルデラ、そしてこの一番錦江湾のど真ん中にある阿多カルデラ、指宿含む、この地域が全くその動きを見せないということは、これは、関係者から見ると指宿は何やってんだということではないんでしょうか。そして、先ほどの答弁で、連携が必要なので南大隅町、そこらとの連携を考えながら検討するような話でございましたが、結局、霧島が、もう日本にジオパーク認定されております。もう世界を目指しております。今後、鹿児島、三島村が自治体として、あるいはカルデラゾーンとしてもそういう動きをしたときに、指宿は本当にこのまんま、この潜在能力、ポテンシャルある中で、全くその申請への手続きということは考えないんですか。先ほど、できない理由っぽい理由として、持続的に教育だとかガイド育成だとかをしていかなきゃいけない、4年ごとに審査があるとかというような話がありましたですけど、それができないということですか、指宿では。どうですか、市長。

総務部長（邊見重英） ジオパークの登録が、指宿は、もっているものがあって、容易なので

はないか、あるいはすぐにでも取り組むべきではないかというご質問だったと思います。これまで指宿市では、指宿の様々な魅力を掘り下げ、学び、広めるため「指宿まるごと博物館構想」については、指宿時遊館COCOはしむれの博物館活動の一環として取り組んできております。また、この構想に基づき、市民の方々の協力によるガイドの育成や地域の魅力発見のための様々な実践、専門家の協力を得た資料の蓄積などを行ってきております。一方で、「指宿まるごと博物館構想」の推進につきましては、第1次総合振興計画基本計画の主要施策の概要の一項目でもございまして・・・

(発言する者あり)

議長（森時徳） 簡潔にお願いいたします。

総務部長（遠見重英） はい。結論を申し上げますと、先ほども申し上げたんですけれども、ジオパークに認定されるためには、市といたしましても、それ相応の費用の支出と人員の確保などが継続的に必要になってくると、認識いたしておりますので、今後とも調査研究が必要であろうとされているところです。

19番議員（下柳田賢次） 先ほどその、費用的なことを言いましたが、その前にまずメリットですね。これは非常に大きいものがあると思います。観光振興について、インターネット等での発信力は今の数倍に広がることは明らかであります。つまり、地球学、地質学、火山学、もちろんジオパーク、それらから検索した場合に、どのチャンネルからも指宿の、今、観光課が発信している情報等も含めて、すべての情報が発信できるわけでございます。ましてや本市の開聞岳や池田湖、鰻池、目の前に広がる錦江湾、砂むし、知林ヶ島、魚見岳、これらの景色の裏側にあるストーリーが分かれば、同じ風景が何倍も意味を持つということがあります。このような知識を元に、例えば旅館の仲居さんであったり、あるいはタクシーの運転手であったり、あるいはボランティアガイドであったり、こういう方々が、訪れた観光客の方々に、こういうものを加えて説明をすることによって、この受ける印象というのは、数段上がるわけでございます。そしてまた、本市の今のオルレとの相乗効果、砂むしだけでは新しい新たな魅力の発信に繋がるものと思います。農業振興においては、オクラやそらまめ、実えんどう、カボチャ、徳光スイカなどの素晴らしい本市の特産物あるわけでございますが、これらがなぜ特産物としておいしいのか、あるいは安全でそういう作物になっているのか、これは先ほど言いました開聞岳の火山灰、土壌によるそういう連綿と引き継がれた、この歴史あるこの土壌がそういうものを醸し出している。これ安納芋でもそうですよ、市長。安納芋の茎をほかの地域で作ってもあの味は出ないと言われております。あの地域でなければ出ない。それと同じことがこの開聞岳周辺の山川・開聞地域というものに、そういう潜在能力があるということです。これを、やはり発信をして、本市の農作物の付加価値を高めて、他の地域とは違いがあるんだということ発信する。こういうことによって、本当の意味での、本市の日本の食料供給基地としての発展に繋がるのではないかと。そして、先ほど教育うんぬ

んとか言っておりましたですけれども、これは、子供たちへの教育、これは故郷に自信と誇りを持つための教育でもあります。自分の故郷がどういうことで、こういう形を今形成しているのか。そこらをやるのにですね、そういうのがあるからという理由で今できないような話。そしてもう一つ、財政的に支出がどうこうと言いましたけれども、これ確かに申請料、あるいは申請するための、その認定を受けるために準備する資料だとか、必要になってきます。お伺いしているところによると、申請料で300万、400万ぐらいかかるんじゃないか。あるいは資料については、3,000万ぐらいかかるんじゃないか。ところが指宿においては、この指宿まるごと博物館でもう資料はできてるじゃないですか。これで申請して十分いけるんですよ。先ほど大木教授、本年4月に退官されたようでございますが、お墨付きはいただいているわけですよ。それなのに、あなた方の判断で、難しいという判断をするんですか、部長。

総務部長（邊見重英） 議員からご指摘のとおり、私どもの指宿市には十分な題材というのはあるということは認識いたしております。ただ、先ほども申し上げましたように、これからいろいろと認定に向かってということになりますと、様々な課題があると。そういうことの中で、私どもとしては、今後更に調査研究する必要があるということで答弁させていただいております。

19番議員（下柳田賢次） その調査研究の内容についてちょっとお伺いします。例えばどうということですか。

市長（豊留悦男） 議員のご指摘、思いは私どもも十分分かっているところであります。この件につきましては、3年ほど前からこの研究会の方々とも話をいたしました。大変有意義であり、本市の観光・農業振興にとっては、すばらしいものだという認識は全く同じであります。予算的、いわゆる財政的な裏付けのことも少々申し上げましたけれども、ある県では、20年度は2,000万ぐらいいったと、21年度は5,000万円ぐらい経費が必要だったという報告もいただいております。私も霧島の様子につきましては、5市1町だったでしょうか、それで構成している方々との意見交換もいたしました。私が錦江湾を巡るジオパーク構想については単独市ではなくて、鹿児島、指宿、三島を含めた錦江湾沿岸で一帯となったジオパーク構想はできないだろうかという、そういう提案もしております。つまり、ジオパーク構想の優位性というのは、私どもは認めているわけでありまして。今後、これをどのように進めていくのか、それに伴う予算の裏付けをどうしていくのかということについても、今、慎重に検討しているところであります。例えばリーフレットの作成経費、ある市では2,000万円用意しているという報告もございます。これはどのようなリーフレットなのか。看板、その他いろいろなものに関わる付随するものなのか。そういうところを含めて、このジオパーク構想は検討しております。指宿まるごと博物館構想が、このジオパーク構想導入にいたっての、いろいろな取り組みをして、申請に当たっては大きな役割を果たしてくれるというのも、分かっ



ているところでございます。予算的なもの、そして広域的なものをどう進めるのかということを含めて、今検討しているということでもあります。

19番議員（下柳田賢次） 今、市長が答弁いたしました。単独ではなくて、総合的に、広域的にやるんだということでございますね。そういうことですね。そこに予算がどうかということもございますが。そうしますとね、錦江湾ゾーンで広域に組むとすると、鹿児島と三島村、この錦江湾ゾーンですよ。霧島を入れるかどうかは別として、霧島が単独で世界を目指しているわけですので、そこらを含めてこっちの方に来るかどうかは別として、この鹿児島市、指宿市、これは南大隅含むですよ、カルデラ別で言うと、始良カルデラ、阿多カルデラ、鬼界カルデラというこのゾーンで組むと。その場合にでも鹿児島と三島はもうエントリーしているんですよ。ですから、そこに遅れを取ることなく、指宿市も日本ジオパークには認定申請をして、そして将来的にはこの三つが錦江湾ゾーンで世界へ目指すと、これが筋じゃないですか、市長。

市長（豊留悦男） 今、私の構想を申し上げました。具体的にそれがテーブルに乗って話が進められているわけではございませんけれども、やはり、三島、鹿児島市より誇れる指宿まるごと博物館構想という、この構想は、つまり、ジオパーク構想に基づいて計画なされたものであると、私は認識をしております。やはり、ジオパーク、それが指宿の発展にどのように繋がるのか、ひいては、この錦江湾沿岸の関係市とどのような連携を図り、継続的な、持続的な、そして有用なものとしてジオパークが、その成果を発揮できるように、今後調整をしたいと、話し合いたいと発言したわけでございます。

19番議員（下柳田賢次） いずれにしても、取り組んでいくということの認識で間違いありません。時間がないので、今、そういうふうに認識をいたしました。市長は今、答弁で、私の考えであると、テーブルに乗って、ここで発言する市長の発言というのは、すべてもう、最後の約束ですよ、市長の答弁というのは。それをあくまでも私の発言でまだテーブルに乗ってないって、そんなばかな話があるわけじゃないですよ。今あるこの観光資源の掘り起こし、あるいは今まで着目していなかった新しい観光資源の発見へと繋がる。そしてまた新たな観光資源への着目と活用で名所、旧跡、単体でなく多様なトータルとしての地域資源への着目と活用を図っていく必要があると思います。このようなことからこの日本ジオパーク構想、他地域に遅れることなく、すぐにでも取り組んでいただきたいと思いますので、強く要請をしておきます。

時間がないので、次にまいります。障害児の学童保育でございます。このような問題をですね、その民間事業者も当然、最善の努力でやっておられるということは重々承知でございます。しかし、民間がやり出したから、ある意味それでいいんだということになると、行政の責任、役割を回避すると思われても仕方がない。福祉政策に積極的な自治体か、それとも財政がとか、民間がやるからとか理由をつけて、やる気がないのかが問われているのだ

と思います。この対応では、積極対応とは言い難いと思います。福祉政策というものは、それを必要とする人たち、ここでは障害を持つ子供たち、そしてその保護者ということになりますが、この方々がいくら努力しても、努力してもどうしようもない部分なのだと思います。だからこそ支援が必要なのであり、お願いをしているのであって、それにこたえていくのが行政の最も重要な役割であるはずであります。市長の発言にもあるとおり、行政の責任でやらなければならない、障害児学童は行政の義務であると公言しているわけですから、この発言に対する責任、行動によって果たさなければならないと思います。言うだけ言って行動が伴わないということでは、大変な迷惑なことであります。この問題については市の責任、市が主体となって取り組まなければならないと思います。先ほど登録数等もあったと思いますが、やはり今、54名ぐらいのその学童保育を必要とする子供たちがいる中で、19名の登録というこの数字がどうであるのか、もちろん民間の事業者は、できる範囲での精一杯の努力はしているはずでございます。しかし、やはり子供が行きたがらない、その状況というものをどのように捉えているのか。行きたがらない子供が悪いのか、それとも、行きたがらない原因を見つけそれを解消していく、子供が自ら行きたがるような、こういうことが大事であると思うのであります。そういった意味で、今の現状でどうかということをお答えしたいと思います。

健康福祉部長（野口義幸） 4月より、社会福祉法人あすなる福祉会が、放課後等デイサービス事業所「わかば」として、現在、定員20名で事業を開始しているところでございます。あすなる福祉会では、この事業の実施に先立ちまして、春休み前に、指宿保健センターで当該事業の説明会を開催いたしました。また、春休み期間中に、個人面談を実施した結果、5月末現在で17名、現在19名のサービス利用登録となっているところであります。現在、登録している子供たちは、指宿養護学校の生徒の皆さんのみですので、学校の終業時に合わせて迎えに行き、デイサービス事業所で学校の宿題をしたり、近くの公園に遊びに行ったり、図書館を利用するなど、様々な活動を行っております。開設当初の放課後デイサービス提供につきましては、月曜日から金曜日としておりましたが、保護者の希望により土曜日も開設するなど、保護者の意見も取り入れながら、より利用しやすい環境づくりに努めているところであります。なお、事業所に園庭がないことにつきましては、近くの公園等を利用したり、活動のできる場所へ移動するなど、様々な活動を工夫して実施しているところであります。このように「わかば」が、保護者や指宿養護学校の先生方と連携して、サービスの充実に努めているところでありますので、市といたしましても、連携を図り、当事業の推進に取り組んでまいりたいと思っております。また、園庭が少ない、小さい、手狭だ、施設が手狭だというようなお話もございましたが、このことにつきましては、あすなる福祉会様の方も十分理解しておられまして、事業所に園庭を備えた活動の場を持つ事業の展開を今後は計画したいということで、現在、土地の取得に向けて調査などもしているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） はい、この問題、まず市長のこの方々への発言というものが、きっかけでありました。直営でやるのか、委託でやるか、それとも民間にお任せするのか。これを行政サイドの方から検討すれば、どれがいいかということで、社会福祉法人にお任せすると方向を選んだわけでございます。逆に、これを必要とする方々、障害を持つ子供であり、その保護者ということになりますが、この方々のサイドから考えた場合に、どのスタイルが一番いいのか、もちろん運営者が誰かということだけでなく、事業内容が重要であることは言うまでもありませんが、市長の発言はまさに、この方々の立場に立ったものであり、この方々との約束であったものと思います。もちろんこの民間事業者側も、最大の努力はしていただいているわけですし、今後も事業内容・施設等、その充実に更なる努力研鑽を重ねていただけるものと思っておりますが、やはりこの事業を必要としなければならない方々を第一に行政が責任を持って、そして行政が先頭に立って取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

健康福祉部長（野口義幸） 先ほども申し上げましたが、保護者の方々、利用者の方々と十分お話をしながら事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 是非ですね、それをやっていただきたいと思っております。行政側は十分に話し合いをやっていっていると、いつもそうやっておっしゃるんですが、いろいろと話を聞くとですね、なかなかそこが十分であるかどうかという判断があるわけでございます。本当にこれを必要とする方々、非常に日々ご苦労なさっているわけでございますので、十分にその方々のご意向を汲み取っていただき、そして行政が先頭に立ってこういう問題は進めていただきたいと、こういうことを強く要請をいたします。

時間がありませんので、申し訳ないですけど次に進ませさせていただきます。

胶南市との友好親善都市合意書が作られております。私も開示請求していただき、中国語、日本語で作られております。日本語で「友好親善都市合意書」ということですが、ここに市長も署名をされ、日付も入っているわけでございます。これに拘束されるものは何かということをお伺いしたわけですが、今のこの現状を見てですね、指宿市側としては向こうが来るのをずっと待っている状況が、これが2年以上続いているわけですよ。その先の目処も全く立っていない中で、来年、改選を迎えるわけですよ。これをこのままほっといて改選向かわれるんですか、市長。

総務部長（遠見重英） 先ほども申し上げましたが、これまでの胶南市との交流の中では、例えば東日本大震災に対するお見舞いのメッセージをいただいたり、相互の友好関係を発展させたいというメッセージもいただいております。また、指宿市への訪問につきましても、胶南市の計画に入っているとの連絡もいただいております。平成23年11月には市議会議員の方々や認定農業者開闢支部の方々が胶南市を訪問した際にも、熱烈な歓迎を受けたように、胶南市人民政府は大変友好的でございました。このようなことから、日本と中国との国家関係の

改善状況を見守りながらですね、胶南市の方には、交流の促進をまた働きかけていきたいと考えているところです。

19番議員（下柳田賢次） これはですね、あくまでも仮調印ということですので、仮に、どういう状況が発生するか分かりませんが、今のこの状況。これは、解約することも、この仮調印という立場ではできるということでよろしいですか。

総務部長（遠見重英） 当然相手がありますことですから、解約というのは極力避けていかなければならないと。仮調印をさせていただいておりますので、現段階で私どもとしては、正式な調印に向けて進めていきたいと考えているところです。

19番議員（下柳田賢次） その方向はそれでいいんですが、この仮調印という性格上、解約も可能かどうかを聞いているんです。

総務部長（遠見重英） 双方の理解があればそれも可能だと思います。

19番議員（下柳田賢次） そしてですね、この合意書に至るに至って、全く初めてお伺いした胶南市で市長はこれにサインをしてきたわけですが、この熱烈な歓迎を受けたということと、既に準備がされていたということで、初めてお伺いした胶南市でこの調印を済ませてきたということでしたが、この熱烈な歓迎というのはどういう内容だったんですか。室長も一緒に行かれましたよね、どんな内容だったんですか。

市長公室長（川路潔） 胶南市を訪問した際に、胶南市の副市長自らが青島空港まで出迎えてくださりまして、青島市や胶南市を案内してくださいました。また、青島市の副市長主催の歓迎会であったり、胶南市副市長の主催の歓迎会が準備されておりまして、親日的で非常に歓迎をいただいたところでありました。

19番議員（下柳田賢次） まあ普通はですね、そういう方向で関係のある相手市が来た場合は普通それぐらいは、大体どこの市もやられるのではないかなと思うんですね。指宿市も当然やると思うんですよ。それを熱烈歓迎を受けたからサインをしてきたという理由にはならないんじゃないかというふうに思うんです。でまた胶南市側が、指宿市の情報をどのように知ったわけですか。胶南市の関係者1回も来ていないですよ。この指宿の状況というのは胶南市側は、どういう状況で把握して、それほど熱烈に結びたいということなんですか。

市長（豊留悦男） 突然知らないところに行って、この仮調印をしたわけではありません。これに至るまでには、いろんな方々が努力をし、仮調印に至るまでのいろいろな段取りをしていただいたわけでありまして。指宿市のこと、これは胶南市、青島市の方々、大変よくご存じでいらっしゃいます。私どもも行く前には、当然、青島や胶南市の状況を調べ、そして気候や農産物や、そして今後発展するであろう青島、胶南市との友好都市盟約締結に向けて、指宿市にとってどんなメリットがあるのかということ等を、本当に慎重に協議してこの地を選んだわけでありまして。いろんな方々がいろんな場で、指宿市と胶南市との締結に向けて努力をしていただいたということでありまして。

19番議員（下柳田賢次） だから普通はいろんな方々というのは、指宿市のいろんな方々なら分かるんですよ。それで相手のことをよく分かって結ぶということなら分かるんですけども。でもいろんな方々というのは、指宿市の方々ではない方々ではないですか。市長が言う、元中国大使であったり、あるいは外務省の方々ということではないんですか。そういった意味からですね、やはり今のこの状況を招いている。結局、市長は最初に結んだ方がスムーズに行くと言ったんですよ、で最初に結んだわけでしょ。スムーズに行っていないじゃないですか、この2年半近く。あなたは、それが一番いいって言って、その方向を選んだわけですよ。この2年半全然進展していないこの状況については、どう考えているんですか。

市長（豊留悦男） 最善の友好都市盟約の結び方をしたと私は自負しております。なぜこのようになったのか、それは私が答弁するまでもなく、議員が一番ご存じだろうと思っております。

19番議員（下柳田賢次） それはだから中国という立場を考えればこれぐらいは想定できたはずですよ。あの状況でも尖閣の問題というのはもう、常にあったわけでございますから。それでも市長は先に結んだ方がいいって言ったんです。私はもうちょっと慎重の方がいいんじゃないないですかと言ったんですけど。それを私が知っているからといって、その答弁にはなりませんよ。この2年半全然動いてない、あなたは動くって言ったんですよ。先に結んだ方が動くって言ったんですよ。2年半全然動いてない。これについてどう思われますか。

市長（豊留悦男） 議員のご質問については、はなはだ疑問があります。動いていないというのをどういう判断でやっているのか、理解に苦しみますけれども、努力、動き、そして股南市との連絡を取ったり、本調印を結ぶための努力は、日々やっているわけでありまして。……

19番議員（下柳田賢次） これ通告していますよ。これまさに今の1回目の質問で私はしたとおり、あなたは最初に結ぶ方がいいって言ったんですよ。私は、外国であり中国であるならもうちょっと慎重にした方がいいと言ったんです。あなたは、熟慮に熟慮を重ねて最初に結ぶ方がいいと言ったんですよ。それが今現在、あなたは努力はしていると言ったんですけど、動いてはいないんですよ。まさに、あの3月に行った後、その年の10月には来ることになっていないじゃないですか、2年目の。来なかったじゃないですか、土壇場で。それから毎年お願いをしてても来ないじゃないですか。これが動いているって言うんですか。努力しているのは認めますよ。担当課が連絡をしたり、それもこっちから一方的にですよ。お願いをして来てください、来てくださいと言っているわけですよ。しかし来ないじゃないですか。これを動いていると。それに対して、わけの分からない質問をしているってどういうことですか、それは。

市長（豊留悦男） ですから、私は動いているんですよという、そういう意味で言ったわけで

あります。動いていないというのは、あなたの判断ではないですか。私は確実に、本調印へ向けて、政治情勢が変わったら動くであろうという、その仕込みを今まさにやっているではありませんか。

19番議員（下柳田賢次）　じゃ、期限を限定してください。来年、改選を迎えますが、今年中に肢南市は来ていただけるんですね。

総務部長（遠見重英）　現状では、行政同士の関係については、国といいですか、制度上の違いもございますので、日中両政府間の関係がよい方向に向かうのを待つ必要もあるかと思っております。このため今後も働きかけを続けてまいりたいと思います。それから、肢南市とのやり取りでございますけれども、これまでeメールで約50通、それから電話で7回程度の連絡を取っております。今年度においても、メールで連絡を取っておりますが、残念ながら指宿市への訪問の予定はまだ立っていないという連絡をいただいているところです。

19番議員（下柳田賢次）　全く言っていることとやっていることが違うんですね。

時間がありますので次にまいります。

なのはな館の問題についてでございます。これまでですね、この質問をして答弁でいろいろ言われているんですけど、ずっと一貫して同じ答弁なんですね。しかるべきときに判断するって言ったんですよ、しかるべきときっていうのは来年の改選を迎えて、それまでということではないんですか。それと、今までの認識としては、指宿市は解体費等を含めて、県が面倒をみてくれなければ受けないという認識だったはずですよ。これを例えば水面下で、そういうことがなくても受けるという話があるわけじゃないですよ、市長。

総務部長（遠見重英）　まず、なのはな館につきましては、県の立場、市の立場、あるいは市民の方々の思いなど、考慮しなければなりません。さらに、議員からもございまして、私も申し上げておりますように、後年度における市の財政負担が懸念されることから、このことにつきましては、総合的そして慎重に判断していかなければならない重要な事項であると考えおります。

議長（森時徳）　簡潔にお願いします。

総務部長（遠見重英）　はい。なのはな館の建物が閉鎖されたまま長期間が経過することになれば、新田地区の特性が生かせず、防犯面での懸念、観光都市指宿のイメージ低下など多くの市民の皆様が心配されると思っておりますので、今後、なのはな館をどうするかについて、現段階では時期を明確にすることはできませんが、施設所有者である県と更に協議しながら、市としても慎重に検討した上で判断をしてまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

総務部長（遠見重英）　様々な判断をする中での提案、提案といたしますか、要請なりは県にいたしておりますが、現段階でそのような取り決めというのはやっておりません。

議長（森時徳）　暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 17 分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

7 番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。皆様、台風はどうだったですか。大丈夫でしたでしょうか。通り過ぎてよかったなあと思います。昨日、6月23日は沖縄慰霊の日でした。深い悲しみを刻む歴史を繰り返してはならない。二度と起こしてはならない。今、国は憲法99条を変え、9条までも変えようとしている。右傾化する政府に歯止めをかけようと、大衆と共にとの立党精神の下、公明党は平和の党として一生懸命取り組んでいます。また、昨日、開聞アリーナにおいては、さつき園の親の会、すくすくくらぶが主催しました学習講演会がありました。その講演会に参加しまして、講師の笹森理絵先生のお話にとっても感銘を受けました。一人ひとりの子供さんとの対応の仕方、そして親の接し方。とても勉強になりました。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず始めに、学校や幼稚園、保育園のアレルギー対策についてであります。気管支ぜんそくやアトピー性皮膚炎、花粉症など、急増するアレルギー疾患への総合的な対策指針の策定を国に義務づけたアレルギー疾患対策基本法案が、5月17日自公両党によって衆議院に提出されました。国民の二人に一人が何らかのアレルギー疾患に悩まされている。まさに国民病です。この法案は、全国どこでも適切なアレルギー疾患医療が受けられる体制の整備を基本理念とし、総合的な対策を推進する基本指針の策定を国に義務づける、アレルギーの原因となる大気汚染の防止や森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品表示の充実などの措置も国に求め、生活環境を改善する対策も進めていく。昨年12月には、東京都調布市で食物アレルギーのある女児が、アレルギー成分の入った給食を食べて死亡した事故が発生してしまいました。そこで、今日は、特に食事によるアレルギーの面から質問いたします。ここではまとめてお伺いしたいと思います。

まず1番目に、アレルギーを持つ子供の人数をどのようにして把握しているのか。また、本市の小・中学校にはどの程度いるのか。アレルギーの原因となる食物にはどのようなものがあるのか。

2番目に、給食センターにおけるアレルギーを持つ子供に対する対応はどのように図っているのか。また、調理の順序や方法等についてはどうなのか。

3番目に、学校ではアレルギーを持つ子供に対して、どのような配膳の対策を取っているのか。また、職員間の共通理解は図られているのかどうかお伺いいたします。

2点目に、今年に入って成人の風疹の流行が懸念されています。免疫を持たない妊娠初期の女性が風疹に感染すると、赤ちゃんが難聴や白内障、先天性疾患など発症する可能性があ

ると言われています。そこで、本市の現状についてお伺いいたします。

3点目に、子宮頸がんワクチン接種による副反応についてお伺いいたします。この件については、先日、同僚議員が詳しく質問されていましたが、私は、このワクチンの推進を進めた者としてお伺いいたします。同僚議員の質問にもありましたが、本市でも重篤な症状に悩まされている中学生がいることを知り、心からお見舞いを申し上げるものでございます。ご本人はもちろん、ご家族の皆様のご心痛は耐え難いものがあると思います。このワクチンは、将来、子宮頸がんで悩むことのない、予防ができる唯一のワクチンとして推進したわけですが、このような事態に陥ったこと、とても残念でございます。原因を一日も早く突き止め、ご家族の皆様が安心して生活できる日が、一日も早く来ることを願っております。そこで、本市でのワクチン接種の副反応の実態についてお伺いいたします。

4点目に、命を守る取り組みの充実を図るためにお伺いいたします。国民の二人に一人ががんになると言われています。そこで胃がん検診の現状についてお伺いいたします。無料クーポンの導入もされているわけですが、なかなか受診率が上がっていないのではないのでしょうか。そこで現在、本市ではどのような現状になっているのでしょうか、お伺いいたします。

5点目に、子供の貧困をなくそうということで、今、対策が急がれています。本市での小学生、中学生の子供さんがいる世帯の貧困の状況についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） アレルギーを持つ子供についてでございます。アレルギーを持つ子供の把握について、保育所等にもお聞きしながら、その把握については努めているところであります。近年、児童・生徒を取り巻く生活環境や社会環境の急速な変化は、児童・生徒の心身の健康にも大きな影響を与えております。中でも、アレルギー疾患の児童・生徒への対応は重要な課題の一つで、保育所、学校においても安心・安全に生活できるよう配慮することが大切であろうと思っております。現在、給食等において特段の対応が必要な児童は、各園それぞれ1名から5名程度あるようでございます。市内の認可保育所の合計で27名となっているところであります。アレルギーを持つ児童の把握といたしましては、まず、保育所入所申請時において、アレルギー等の病気について保護者に記入していただくとともに、窓口でもどのような症状のアレルギー反応なのか、また、どのように対処するかなどについて、再度聴き取りを行っております。そして、その個々の情報を入所予定の保育所へ提供しているところでもあります。なお、特段の対応が必要と考えられる場合には、事前に保育所と対処方法などを協議し、連携を図っております。さらには、各保育所においても、入所時に保護者と面接し、アレルギーの有無や内容、程度などの詳細について確認いたしまして、アレルギーを持つ児童の把握に努めているところであります。

次に、子供の貧困に対する現状についてでございます。貧困世帯の現状について把握することは、収入が少なくても親戚などの支援がある場合や、逆に収入が多くても支出の多い場



合など、各世帯において状況が異なるため、判断が難しいところでもあります。福祉の立場から判断した場合には、生活保護世帯のうち、児童・生徒がいる世帯やひとり親家庭などが、経済的に不利な世帯と考えられているところでもあります。この点から申しますと、生活保護世帯338世帯のうち、児童・生徒のいる世帯は16世帯であり、児童・生徒は合計で19人でございます。また、ひとり親世帯は、平成24年度調査で664世帯、うち高校生以下の人数が954人となっております。そして、生活保護世帯やひとり親世帯の支援といたしましては、子供たちができる限り希望する大学や高校に通えるよう、教育支援や生活支援、あるいは保護者への就労支援などの総合的な福祉対策を推進しまして、親から子への負の連鎖を断ち切ることができるよう努めているところでございます。

以下、いただきましたご質問等につきましては、教育長及び担当部長等に答弁をいただきます。

教育長（池田昭夫） アレルギーを持つ子供の把握ですが、ぜんそくや食物アレルギーなど、アレルギーを持つ子供の把握については、学校におきましては、入学前の入学説明会や就学时健康診断で保護者からの申し出や、学校医の診断等により把握いたしております。また、入学後は、家庭環境調査票や健康調査票で調査し、実態の把握に努めております。特に、食物アレルギーを持つ子供については、学校ごとに調査を実施し、把握しているところです。給食センターにおいては、2月に新年度における食物アレルギー対応食の新規申込みと、継続を希望する児童・生徒についての調査を行い、保護者に提出していただいております。これらの調査の結果、本年度は、4月8日現在で、アレルギー対応食を実施している児童・生徒は23名となっております。また、アレルギーを引き起こす食材が多く、給食での対応が困難なために、弁当を持参している児童が2名おります。アレルギー反応を引き起こす食材は、乳製品、卵などが最も多く、次に甲殻類のエビやカニ、貝類のホタテやあさり、イカなどで、食物アレルギーのある児童・生徒には、これらを除いた除去食や代替りのメニューの代替食を提供しているところであります。

次に、給食等での対応状況はというご質問がありましたが、アレルギー対応食を希望する児童・生徒の保護者に対しては、学校給食アレルギー対応食実施意向調査表と血液検査で、アレルギー反応の程度を確認できるアレルギー検査結果表の写しを給食センターへ提出していただいております。その後、保護者と学校・栄養教諭・給食センター職員等で面談を行い、その結果を踏まえた上で、アレルギーの原因となる食材を除去した給食か、あるいは他の食材に変更した給食を提供しているところであります。また、アレルギー症状は、乳幼児に鶏卵や乳製品で出ていたものが成長とともに治まっていく傾向がありますので、当初の面談から3年経過後を目途に再面談を行い、その後の変化を確認しているところであります。給食調理に際しましては、アレルギー対応食の調理員を配置し、通常の調理ラインから離れた場所で、原因食材を取り除いた食材と専用の食器を使って調理をしております。そして、でき

あがった給食は、専用の食器に入れて、対象児童・生徒の学校、学年、名前、除去食材等が書かれたシールを貼り、学校へ届けております。学校では、アレルギー対象者の除去食材が記載された献立表を見ながら、届けられた専用容器、シールを給食担当教諭等がチェックをして各教室へ配缶し、教室では担任等の管理の下、給食食器に移し替えて対象児童・生徒に配膳しております。このように、喫食するまでの間、各段階でのチェックを行い、アレルギー対応食の提供を行っているところであります。

次に、教員や職員のアレルギーを持つ子供への対応は十分かということなのですが、学校では、先ほど申しましたけど、まず、給食担当教諭が、学校ごとに配布されている、アレルギー対象者名と除去食材が記載されている献立表を確認するとともに、児童・生徒名のシールが貼られている専用容器をチェックし、各教室へ配缶しております。教室では、担任が、該当の児童・生徒に間違いなく配膳されるよう管理しております。また、このことについては、各学校とも、全職員が共通理解しており、給食担当教諭や担任が不在のときも、他の職員が同じ対応ができるよう、職員間の連携も図っておるところであります。以上です。

健康福祉部長（野口義幸） 保育園での給食等での対応でございますが、各保育所では、アレルギーに対する配慮が必要な場合は、保護者に医療機関で診察を受けた診断書等を提出していただき、その医師の診断に基づき原因食物を除去したり、含まれていない食材を使用したりして、児童一人ひとりに対応した給食等を提供しているところでございます。また、アレルギーの原因食物が複数であるなど、非常に複雑で給食の提供が困難な場合には、その保護者と協議をいたしまして、弁当を持参していただくなどの対応を取っております。児童の食物アレルギー反応は、年齢ごとに変化することが多いですので、定期的に診断書等を提出していただくなど、児童個々に対応した給食を提供することにより、保育所での給食を楽しんでもらえるよう取り組んでいるところでございます。

次に、教員や職員のアレルギーを持つ子供への対応は十分かとのご質問でございました。各保育所には、これまでも平成23年3月に厚生労働省が作成した、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づいた対応をお願いしてきておりますが、改めて平成25年4月9日付の厚生労働省事務連絡「新年度の保育所給食における食物アレルギー等を有する乳幼児への対応等について」において、周知を図っているところでございます。

次に、成人の風疹の流行が懸念されているが、現状はということでもございました。風疹の発生状況ですが、今年に入りまして、全国の感染者は1万人を超え、昨年一年間の2,392人を大きく上回っております。特に首都圏、関西圏で流行している状況がございます。鹿児島県の状況でございますが、平成25年1月に県内で1例が発生後、平成25年6月6日現在では236人が発症しております。保健所別発症件数では、川薩で201件、鹿児島市で22件となっており、本市においては幸いにして発症事例がないところでございます。

続きまして、子宮頸がんワクチン接種の副反応の件でもございました。子宮頸がんワクチン

接種による副反応の実態についてのご質問ですが、現在、子宮頸がんを予防するワクチンとして、サーバリックスとガーダシルの2種類が厚生労働省の認証を受けております。平成25年5月16日付の厚生労働省の資料によりますと、販売が開始された平成21年12月以降、本年3月末時点での副反応報告は1,968件となっております。接種後、副反応が疑われる重い症例の報告が多くあり、ワクチンによる副反応の実態解明が進み、適切な情報提供ができるまで定期予防接種ではあるが積極的な勧奨をしないよう、厚生労働省から勧告を受けたところであります。ただ、ワクチン接種は、感染症予防のために重要な接種でありますので、国に副反応の実態解明を早急にしていただき、一日も早く対象者や保護者らが安心してワクチンを受けることができるように願っているところであります。

それから、本市における子宮頸がん予防ワクチン接種の状況でございますが、これは平成23年度から任意の予防接種として実施しており、接種者数を年度別に見ますと、平成23年度が573人、平成24年度が109人、合計で682人となっております。今年度から定期接種となっております5月末では、14人となっております。本市における副反応は先にも報告いたしましたが1件発生をしている状況でございます。

次に、胃がん検診の現状についてでございます。がん検診については、健康増進法に基づき、市町村が実施する事業になっており、国においても、がん対策基本法により、女性特有のがん検診等の受診率向上に施策を講じているところでございます。本市においても、受診率低下に危機感を持っており、医師会その他関係機関と対策等について協議を重ねているところでございます。本市の胃がんの検査法につきましては、問診及び胃部線検査の撮影と、医者2名によって画像診断による検査を実施しております。本市の平成24年度の胃がん検診の受診状況であります。対象者数は1万9,478人、うち受診者が1,196人で、受診率が6,1%となっております。要精密者が149人で、うち精密検査受診者が134人となっております。また、未受診者につきましては、個別通知等により受診勧奨を行っているところであります。なお、がんの発見者数でございますが、平成24年度は1名が発見されております。本市の統計における胃がん等の受診率は、県内でも最も低いところでございますが、原因の一つとして、職場検診や個別受診等での受診が数値に反映されていない状況があると思っておりますので、そのため、本年度から、個別受診等を健康マイレージ制度の受診検診ポイントに導入し、健康づくりへのきっかけづくりや、健康意識の向上と受診率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上です。

7番議員（高田チヨ子） それでは、アレルギー対策からご質問させていただきます。1回目の質問で、学校や保育園でも、子供について、十分把握して事故が起きないように気をつけているということがよく分かりました。それでもなおかつ、万が一、配膳ミスが起こってしまったとしたら、そのときはどのように対応するのでしょうか、お伺いいたします。

教育長（池田昭夫） 配膳ミスは、絶対にあってはならないものだと考えております。給食セ

ンターにおけるアレルギー対応食は、調理の開始前に、職員全員で確認し、調理工程の最初に作るようにしております。また、これらの対応食は専用容器に入れて調理、配缶に間違いが起こらないように十分に配慮しております。学校におきましては、先ほど申し上げました通り、職員の共通理解の下、献立表で確認したり、専用容器をチェックしたりなどし、誰でも配膳の対応ができるようにしております。しかし、それでも、アレルギーを持っている子供が摂取してしまった場合は、迅速な対応が求められます。学校では、発見した職員が、大声を出して近くの児童・生徒や教職員に応援を呼び、校長へ報告するようにしております。報告を受けた校長は適切な処置を施すとともに、養護教諭、担任及び保護者へ連絡し、少しでも容体の進行が認められた場合は、ためらわず救急車を要請するように指導しております。

7番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。もう二度と事故が起きないようにすることが一番大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

2011年に食物アレルギーによる重篤な症状、アナフィラキシーショックなどを和らげるといわれる自己注射薬エピペンが開発されています。このエピペンが、今現在、保険適用されているわけですが、このエピペン、本市ではどのような取扱いをしているのでしょうか、お伺いいたします。

教育長（池田昭夫） アレルギー反応による、いわゆるアナフィラキシーショックへの緊急補助治療として、アドレナリンの自己注射薬、一般的には商品名「エピペン」という医薬品があります。アドレナリンには、気管支を広げる作用や、心臓の機能を増強して血圧を上昇させ、ショック症状を改善する作用があるため、エピペンを注射することにより、症状の悪化を防止することができます。しかし、その効果は10分から15分しか続かないため、エピペンを注射した場合でも、救急車を要請しなければなりません。アナフィラキシーを起こす可能性が高く、エピペンを携帯する必要がある児童・生徒は、学校と保護者が話し合い、保護者の理解と了解の下、より適切で迅速な対応ができるように配慮しております。例えば、該当の子供は、登校したら、校長にエピペンを預け、下校時に持ち帰るようにしています。預かったエピペンは、校長室の机に保管するようにしております。もし、該当児童がアレルギー反応を起こし、アナフィラキシーショックへの兆候が少しでも認められた場合には、迅速に職員が対応し、エピペンを注射するとともに、すぐに救急車を要請するようにしております。

以上です。

7番議員（高田チヨ子） 取扱いの方よろしく願いしたいと思います。

それでは、風疹の対策についてお伺いします。今、いろいろとお話をお聞きしまして、指宿には1人もいないということで、ほんと胸を撫で下ろしているところですが、妊娠をしているお母様方はとても心配で、いつもマスクをかけて、外に出ることができない、そういう状況にあるということもお聞きしております。それで、本市では風疹について、どのような対策を取るつもりかお伺いいたします。

健康福祉部長（野口義幸） 風疹に対する本市の対策といたしましては、現在、厚生労働省の発行しているチラシを啓発用といたしまして、市民協働課において婚姻届がなされたときに配布を行っております。また、任意でのワクチン接種や外出後の手洗い、うがいや咳エチケットに気をつけたり、マスクを使用するなど、感染予防対策の必要があることから、これらの周知を図っているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 初期の妊娠しているお母様方はとても不安に思っていますので、何とかこの風疹対策も、絶対に事故が起きないようにしてほしいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、子宮頸がんワクチンの接種についてお伺いいたします。今、いろいろお聞きしまして、20日の日に同僚議員も、この子宮頸がんワクチンについては、1時間かけて、本当に、専門家ではないのかっていうぐらい、一生懸命勉強して、質問をしていました。私、本当に感心したんですけれども、本当に、大事なことだなぁって、すごく感動いたしました。この副反応を起こした生徒さんが、指宿に1人いるってということで、本当に、何とかしてあげたいなぁって思っているところなんですけれども、この子宮頸がん予防接種について、本人や保護者に向けての研修会をする必要があると思うんですけれども、研修会を本市で開催するということはできないのでしょうか、お伺いいたします。

健康福祉部長（野口義幸） 子宮頸がん予防接種につきましては、本人、保護者向けの研修会の開催をしないのかというご質問でございました。

予防接種の有効性や副反応、それから健康被害救済の仕組みなど、保護者や接種対象者の理解は欠かせないものであると思っております。このため、本市といたしましては、広報その他適切な措置を行い、十分周知していく必要があると考えております。先ほども申し上げましたが、今後、厚生労働省の副反応の実態が解明され、接種が再開となった場合には、本人及び保護者に対する研修会の開催が必要であると考えているところでございます。なお、勧告を受け医師会と協議を行い、先日、保護者に対しましては、積極的な勧奨を行わないとの通知を厚生労働省からのチラシと併せて送付したところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 副反応に対しての、副反応を起こした子供さんに対する対応とか、補償の問題というのは先日お話がありましたので、これは控えていきたいと思えます。本当にこの問題が起きないように取り組むことが大事であるし、そして、この子宮頸がん予防ワクチンというのは、することによって将来になりかねない子宮頸がんを予防することができる唯一のワクチンだということは、本当に、これは各外国でも実証されているところなんです。だから本当に、副反応が起きないようにして、何とかこれをまた、できるようになっていけたらいいのかなぁって、そんなふうに思います。ただ、今は控える必要があるのかなぁって、そういうふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは次に、命を守る取り組み、充実のためにというところで、胃がんのことについて

は、今、お話を聞きましたのでよく分かりました。この検診をしたところで、平成24年度はがん患者が1名発見されたということも分かりました。本当にこの検診をするということは、とても大事なことであるなって、改めて感じておるところでございます。それと今、ピロリ菌の問題が非常に重要視されてきております。そこで、このピロリ菌を除菌することにより、胃がんを予防できると言われてはいるんですけども、認識しているかどうか、お伺いいたします。

健康福祉部長（野口義幸） ピロリ菌はヘリコバクター・ピロリと言いまして、高倍率の顕微鏡でしか見ることのできない、ごく小さな鞭毛虫で、強酸性の胃の中でも生きていける特殊な菌であると認識しております。この菌が胃液の分泌状態などの異常なときに活発化し、排出された毒素により、胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍を経て、進行すると、胃がんになるというメインルートがあると分かってきております。ピロリ菌除菌に対する認識ではありますが、ピロリ菌が感染して起こった胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの治療に、症状によっては、薬の組み合わせは異なりますが、胃酸の分泌を抑え、潰瘍を修復する薬を服薬し、菌を除菌する抗生物質を1週間程度服薬することで除菌されると理解しているところでございます。また、除菌費用につきましては、胃腸の調子がおかしいなぁという症状で、医療機関を受診し、胃の内視鏡検査後に慢性胃炎や十二指腸潰瘍・胃潰瘍などと診断され、併せてピロリ菌感染も分かれば除菌は、本年度の2月から保険適用となっているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） このピロリ菌除菌が保険適用になったということですので、本当に大事なことだなぁと思います。私たち、50代以上の方は、ほとんどピロリ菌に感染されているということなんですけれども、皆様ご存じでしょうか。それはなぜかという、生水を飲んだ、それが原因だそうです。だからみんな、井戸水を飲んだりとか、生水を飲んだり、それを飲んだことが原因でピロリ菌ができたと言われてはいるんです。だから、私は絶対ピロリ菌はいないって思わずに、皆さん50代以上の方は、そういう可能性がありますよということだそうですので、検診をしていただきたいなと思います。でですね、それと併せて、胃がんリスク検診を導入できないか、お伺いしたいと思います。

健康福祉部長（野口義幸） 胃がんリスク検診ですが、胃がんリスク検診は、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかを、血液による簡易な検体検査で確認できる新しい検診法でございます。胃がんリスク検診は、A B C 検診と呼ばれておりますが、この検診の導入にあたりましては、特定検診と同時実施する方法などが考えられます。しかしながら、このA B C 検診は、直接胃がんを発見する検査ではなくて、不特定多数の対象者の中から、胃がんになる危険性の高い人を見つけ、一つの群としていく方法でございます。したがいまして、本市においては、胃がん検診率が低いことから、A B C 検診の導入について、今後、医師会や関係機関と協議をし、導入を検討してまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひいたします。それでは、子供の貧困対策について、お伺ひいたします。

今、生活保護世帯のこととか、いろいろお話をしていただきました。それでは、この生活保護世帯や、ひとり親世帯に対する福祉の政策はどうなっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

健康福祉部長（野口義幸） 生活保護世帯やひとり親世帯に対する福祉の施策でございますが、生活保護世帯の子供たちへ教育扶助といたしまして、給食費や学習支援費などを月額1人当たり、小学生で8,910円、中学生で1万3,480円を支給いたしております。また、高校生がいる場合には、生業扶助といたしまして学習支援費などを月額1人当たり1万2,010円支給をいたしております。このほか、必要に応じて、入学準備金や教科書等の購入費用、通学に必要な定期代等を支給しております。

次に、ひとり親世帯への施策といたしましては、児童扶養手当が全部支給の場合で、児童1人目が月額4万1,430円、2人目の加算が月額5千円、3人目以降1人につき月額3千円の加算となっております。平成24年度現況届時点では、491人の受給がありました。この対象になっている児童数が778人でございます。また、ひとり親家庭等医療費助成といたしましては、平成24年度は1万1,524件、総支給額が約2,700万円となっております。このほか母子世帯で20歳未満の子供を養育する寡婦世帯に対して、経済的自立と生活意欲の向上、児童の福祉の増進のために必要な資金の貸付を行っております。また、母子家庭の母や父子家庭の父の自立支援を図るため、教育訓練給付金や高等職業訓練給付金の制度があり、これらを活用していただくように周知を図っているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） いろいろ扶助をしているっていうことが分かりました。本当に、ひとり親世帯の方、また生活保護世帯の方も、安心して学校に通えるように、また勉強ができるようにしていただきたいなって、そういうふうに思ひます。

それでは次に、本市独自の奨学資金っていうことで考えられないのか、お伺ひしたいところなんですけれども、まずは本市の奨学資金の現状がどうなっているのか、お伺ひいたします。

教育部長（濱田悟） 現在の市の奨学資金についてのご質問でございます。奨学資金は、向学の意思・能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、修学を促すことを目的として、金銭の貸与・給付を行う制度でございます。自治体が運用する奨学資金のほとんどは、貸与型の奨学資金となっております。本市には、指宿市奨学資金、大重・岩崎奨学資金及び新小田奨学資金の三つの奨学資金制度があります。このうち、指宿市奨学資金と大重・岩崎奨学資金については、高等学校・専門学校・短期大学・大学・高等専門学校等に在学する者に対して貸付を行う奨学資金であり、正規の在学期間中に指宿市奨学資金が月額2万円と5万円、大重・岩崎奨学資金が月額3万円の貸付を行い、貸与期間終了後13か

月目から償還を行う制度となっております。新小田奨学資金は、昭和45年に新小田栄吉氏より出資をいただき創設された市独自の給付型奨学資金でございます。市内に居住し、高等学校に在学している者に対して給付を行うものです。毎年度10人以内の奨学生に月額5千円を給付し、償還の必要のない奨学資金でございます。

7番議員（高田チヨ子） 3種類奨学資金があるということをお伺いしたんですけれども、貸与型ということで、借りたときには一生懸命、卒業したら一生懸命働いて絶対返すぞって、みんなそういうつもりで借りていると思います。しかし、現実には、奨学資金は借りただけけれども、働き出したんだけど、返すつもりであったけど、いろんな事情があって返済できず、滞っているっていう、そういうこともあるやに聞いております。そこでお伺いいたします。この奨学資金の償還猶予制度があるのでしょうか、その償還猶予の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

教育部長（濱田悟） 奨学資金の償還につきましては、貸与期間終了後、12か月間を据置き、13か月目から償還するようになっております。指宿市奨学資金は、月額2万円を貸与を受けた者は、月額1万2千円を、月額5万円の貸与を受けた者は、月額2万円と6月と12月にはそれぞれ4万円を加算した額を、大重・岩崎奨学資金は、月額1万5千円を、元金総額に達するまで償還するようになっております。償還利息は付かない制度となっております。指宿市奨学資金、大重・岩崎奨学資金ともに償還の猶予制度があり、猶予の状況については、合併後の7年間で計11件の償還猶予申請書が提出されております。11件すべてが指宿市奨学資金であり、事由別で見ますと、進学を理由とした猶予が7名、在学中の理由が2名、病気療養の理由が1名、求職中の理由が1名となっているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） いずれにしても、この奨学資金の制度、充実していく必要があるなあって思いました。よろしくお伺いいたします。

最後に、昨日、富士山の世界遺産登録が正式に決まりました。日本人として、私もこんなに嬉しいことはありません。また、牡丹色の花が白浜に群れ咲く岩手県野田村っていうところに、十府ヶ浦っていうところがあるそうです。そこに自生するハマナスが見頃だそうです。このハマナスは、津波の後から咲いたんだそうです。ハマナスの花言葉は、美しい悲しみだという。悲しんで悲しんで、その悲しみの底から、立ち上がり希望を紡ぎ出し生きていく、その心の中にこそ本当の美しさが輝くのだからということを知りました。本当に大事なことだなと思いました。以上で、終わります。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時58分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。



13番議員（前原六則） こんにちは。13番、前原六則です。先日の新聞、ラジオ、テレビで徳光小学校の児童が、育て収穫し、出荷したスイカの鹿児島市場での競り様子が伝えられておりました。地元の特産物を生かした体験食育活動を推進している学校経営に敬意を表します。

では、通告していました3項目についてお聞きしてまいります。

まず、1項目目の開闢地域の振興について。先日、国民宿舎の建っていた場所に行きました。現在、更地でございます。この場所は、前、田原迫市長の施策によって、国民宿舎かいもん荘を解体したのち、跡地利用としては、宿泊施設を建設、運営する民間業者を公募するというスケジュールでありましたわけですが、この件の現況について、お聞きいたします。

次に、2項目目のヒヨドリ被害対策について。先日の産業建設委員会を傍聴して、24年度の指宿市における鳥獣被害は4,400万円、うちヒヨドリ被害額は3,900万円と把握しているとの答弁をお聞きしたんですが、被害額の調査はどのような手法で行っているか、お聞きいたします。

3項目の時報サイレンについてですが、現在、指宿地区内において、12時の時報を知らせるためのモーターサイレンが鳴っていますが、設置付近の住民は、テレビの時報も聞けない、市街地では、鹿児島市など市外から訪れた観光客の方々から、火事ですかと聞かれ、時報ですよと答えますと、へえーと言われるときがあります。そこで、時報モーターサイレンを実施している県内と、指宿市内の現況についてお聞きいたします。また、私がサラリーマンのとき、山川で聞こえていた時報は、モーターサイレンではなく時報チャイムと、夕方は、「よい子の皆さん、6時になりました、家に帰りましょう。」といった放送が流れて、地域の温かさを感じていました。今年から整備が始まり、随時デジタル防災無線が本格稼働したときの時報通知等の在り方はどのようになるのでしょうか。お聞きいたしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） かいもん荘跡地利用についてでございます。いわゆる民間にできることは民間にという基本方針の下、平成18年度にPFI事業導入調査を実施しましたが、残念ながら民間のインセンティブが得られない結果となり、PFI導入を断念した経緯がございます。そこで、PFI以外の方法で、民間のノウハウを最大限活用するため、既存施設の解体や100人規模の宿泊施設及び100人程度の宴会場を建設すること等を条件に、土地の無償貸付を行うというスキームで、平成20年11月から12月にかけて、第1回目の公募を実施いたしましたけれども、応募者はございませんでした。その後、国の緊急経済対策の一環として、地域活性化・生活対策臨時交付金が創設されたことから、この交付金を活用して、平成21年10月から平成22年2月にかけて、既存施設を解体し、跡地を更地にしたところでございます。そして、平成22年2月から3月にかけて2回目の公募を、更地での30年間無償貸付、宿泊施設及び宴会場の規模は自由提案するという条件で行ったところ、1社の応募登録があったところで

すが、選定委員会において出された資金計画の質疑について、明確な回答が得られなかったことから、平成22年12月に審査を打ち切ったところでございます。その上で、登録受付期間を平成24年6月1日から10月1日の4か月間に拡大するとともに、市のホームページや建設新聞に掲載するなどして、宿泊施設や宴会場の規模について、提案型とした第3回目の公募を実施いたしました。応募者の登録はなかったところでございます。

次に、市内におけるモーターサイレンによる時報の吹鳴は、指宿地域においては、消防署からの無線操作による正午1回の実施でございます。また、山川地域では、それぞれの区により扱いが異なり、正午のみ吹鳴しているのは2区、正午と午後4時や5時に吹鳴しているのが4区、時報のサイレン吹鳴をしていない区が4区となっているところであります。開聞地域においては、サイレン吹鳴による時報は実施しておりません。なお、県内19市における時報の実施状況は、2市が全地域でモーターサイレンを利用して時報を実施しており、本市と同様、地域別で実施しているのが6市、モーターサイレン未使用が11市となっております。時報につきましては、県内多くの市が防災行政無線によるミュージックチャイムでお知らせしているようでございます。

以下、いただきました質問は部長に答弁をいたさせます。

総務部長（邊見重英） 時報サイレンに関しまして、デジタル防災行政無線稼働による時報通知等の在り方についてでございますけれども、デジタル防災行政無線の整備につきましては、平成24年度に池田校区、今和泉校区を整備し、平成25年度において、指宿校区、柳田校区、魚見校区、丹波校区の整備を終える予定です。平成26年度と平成27年度には、現在アナログ方式で実施している開聞地域、それから山川地域を順次デジタルに更新し、全市において防災行政無線のデジタル化を終了する計画となっております。したがって、本年度の整備において市内全域で防災行政無線放送が可能となりますことから、市といたしましては、市自治公民館連絡協議会理事の方々を中心とした指宿市防災行政無線通信施設の運用に関する検討委員会、これは仮称でございますけれども、を立ち上げ、適正な運用を市民の皆様とともに検討していこうというふうに考えております。したがって、この委員会において出されましたご意見・ご要望を生かしながら、防災行政無線のよりよい活用方法やモーターサイレンによる時報の吹鳴の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

農政部長（池増広行） ヒヨドリ被害の被害額等の把握についてのお尋ねであったかと思いません。被害が発生いたしましたから、市内一円のほ場の調査を行っております。平成24年度につきましては、そらまめ・スナップえんどう・実えんどう等、ほか7種類の豆類野菜等が被害を受けております。また果樹におきましては、ポンカン、タンカン、ビワの3果樹において被害を受けておまして、被害のあった耕作面積でいきますと、201.2ha、このうち被害状況によりまして被害率を掛けまして、被害数量を推定し、被害額を算定しているところでございます。24年度におきましては、ヒヨドリの被害といたしまして、3,927万9千円、23年

度におきましては、ヒヨドリの飛来が少なかった傾向があり、被害額としては把握していないところでございます。また、平成22年度に関しましては、野菜等で1,195万円、果樹類で309万6千円となっているところでございます。

13番議員（前原六則） これから開聞地域の振興を考えるにあたり、現況を把握したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。開聞山麓には、指宿市内の人がよく使う体育館、総合グラウンドなどの施設と、開聞登山、ふれあい公園などの市内外の人たちの交流するゾーンがあります。それぞれの年間の利用者数の推移と、利用者からの要望はないか。また、施設全体の利用率向上対策は取っているか、お聞きいたします。

産業振興部長（高野重夫） かいもん山麓ふれあい公園に係る施設等について、利用者数の推移、利用者からの要望等及び施設全体の利用率向上策についてお答えをさせていただきます。

まず、かいもん山麓ふれあい公園の年間利用者数の推移でございますが、ふれあい公園、それから愉徒里館、そばの館、登山者の総数は、平成5年度8万488人、平成10年度7万4,735人、平成15年度11万9,522人、平成20年度8万1,012人、平成24年度10万538人となっております。平成24年度を平成20年度と比較しますと、1万9,500人、率にして24.1%の増となっております。

それから、利用者からの要望・意見等につきましては、ふれあい公園を利用するお客様から、直接いろいろとご意見を伺っておりますし、お手紙をいただくこともございます。登山に関する事、例えば、登山道を大きな石が塞いでいるとか、樹木が倒れているとかの大切な情報をいただくためにも、また、利用促進を図るためにも、情報をいただくために、登山客を含めた意見箱を設置するなどして、登山客を含めたふれあい公園へのお客様のご意見やご要望を広くいただけるように努力してまいりたいと考えております。また、そばの館にはすでに意見箱を設置しておりますけれども、そばについて美味しかったとかいう感想をいただいたり、お客様が多いときの接遇などについて苦情をいただいたりしたこともございます。今後もお客様のご意見には謙虚に耳を傾けながら、より一層の接遇やサービス改善に努めてまいりたいと考えております。

利用率向上対策につきましては、各時季において、例えば、夏のふれあいキャンペーンとして、市内の主に小・中学生や幼稚園、保育園に通う子供のいる家庭をターゲットに、ゴーカートやパターゴルフの無料券を配布したり、秋には、アウトドアキャンペーンとして、数々の体験メニューを紹介するとともに、バーベキューセットの半額貸出を行っております。冬には、ミラクルキャンペーンと題し、そばの館皆楽来のそばの50円割引をするなどして、利用率向上対策を図ってきたところでございます。さらに、秋から冬にかけては、県内の大学や高等専門学校、専門学校を1件1件訪問しPRするなど、閑散時季対策にも取り組んできたところであります。そのほか、ホームページでのPRやパンフレットの更新、園内のディスプレイや看板の充実、新聞や雑誌、専門誌などへのPRなどに鋭意取り組んできたところで

ございます。

教育部長（濱田悟） 開聞総合体育館及び開聞総合グラウンドは、平成10年度に完成し、これまで開聞地域のスポーツ施設の拠点として、開聞地域の方々を中心にご利用いただいております。バレーボールやバスケットボールを中心に、毎月多くの大会が開催され、多くの地域外の方々にも利用いただいているところでございます。最近5年間の利用状況ではありますが、体育館につきましては、平成20年度2万7,599人、平成21年度1万8,404人、平成22年度2万1,010人、平成23年度2万1,129人、平成24年度1万8,530人となっております。また、開聞総合グラウンドにつきましては、ソフトボールを中心に、平成20年度1万3,026人、平成21年度1万3,377人、平成22年度9,085人、平成23年度1万4,071人、平成24年度1万1,850人となっております。

利用者の要望につきましては、小さな維持補修的なものがほとんどで、その都度対応してきております。それ以外では、総合体育館内のトレーニングルームの機器が老朽化しており、利用者から整備の要望があり、計画的な整備の必要があると考えております。本年度におきましては、トレーニング機器の中でも利用度の高いランニングマシンを1台新規に整備することとしております。

利用向上対策につきましては、開聞総合体育館におきます平成24年度の大会開催利用状況は、バレーボール大会延べ36日、バスケットボール大会延べ12日、その他の大会延べ9日、計延べ57日の大会開催となっており、そのほとんどが開聞地域以外の参加者を含む大会となっております。開聞総合グラウンドにつきましては、開聞ソフトボール協会の大会を中心に利用されていますが、そのほか南薩地区中学校サッカー連盟や、指宿地区ソフトボール協会の大会にも利用されているところでございます。このように、開聞地域の体育施設につきましては、開聞総合体育館を中心に、大会の開催による地域外の関係者の利用がなされているところでございます。今後におきましても、施設の維持補修とサービスの向上に努め、大会の誘致を積極的に図ってまいりたいと考えているところでございます。

13番議員（前原六則） お聞きしますと、特に利用者から大きな改善等についての要望はあまりないようですが、裏を返せば充実している施設であるか、あるいは利用者にとって期待されていない施設であるかということだと思んですが、どのように解釈しますでしょうか。

産業振興部長（高野重夫） ふれあい公園を利用される方々は、インターネットやパンフレット等の情報により、どういう施設があるかということはあらかじめ理解された上で当公園にある施設を利用する目的で来られる方が多数おられます。また、ふれあい公園は、秀峰開聞岳の麓に位置し、ログハウスやキャンプ場等の宿泊施設や、パターゴルフ場、ゴーカート、夏休み期間のプールといったレジャー施設、さらには、そば打ちが体験できるそばの館なども立地しており、家族連れやグループの方々を中心に大変喜ばれているところでございます。そして、ふれあい公園は、開聞岳登山客の案内所としての機能も持っており、毎年多くの登

山客に利用していただいております。特にログハウスやキャンプ場、オートキャンプ場につきましては、お客様に対して予約時や、また受付をするときにお話をいろいろお伺いしますけれども、その中でリピーターも多数おられます。また、初めておいでになった方からは連泊の希望が出ることもしばしばあり、大変ありがたいことだと思っているところでございます。

教育部長（濱田悟） 施設の関係につきましては、先ほども申し上げましたが、今のところトレーニングルームの機器の整備以外に特に大きな要望はございません。施設自体が、まだ平成10年の建設であるため、いろんなところの整備も必要だと思っておりますが、現時点では、充実した施設の状況と考えているところでございます。

13番議員（前原六則） インターネットで事前に調べてくるとか、それから、それなりに地元の方々に、また近隣の方々に利用されていると、体育館にあっては近隣の市町村の方々の大会なども開かれるということで、いいことじゃないかなと思うんですけども、今後も十分にそういったリピーター客とか、いろいろこの利用される方が満足するようなのに、向上に努めていただきたいというふうに考えております。

ですが、体育館とふれあい公園の、ふれあい公園の方には管理棟にシャワーがございます。それから体育館の方には、同じようなシャワー室がございますが、この利用者数などはどのような状況でしょうか。

産業振興部長（高野重夫） ふれあい公園のシャワー室につきましては、管理棟に男女別に2室ずつ、オートキャンプ場に男子用4室、女子用3室の計11室がございます。利用者数は、平成20年度431人、21年度717人、22年度687人、23年度618人、24年度595人となっております。うち、登山客利用と思われる方は、平成20年度120人、21年度165人、22年度217人、23年度169人、24年度250人となっております。

教育部長（濱田悟） 開聞総合体育館のシャワー施設につきましては、男女各四つのブースがあります。無料で自由に使用していただいております。利用状況につきましては、トレーニング機器利用者を中心にご利用いただいておりますが、利用者につきましては把握をしていないところでございます。

13番議員（前原六則） よくですね、開聞岳に登った仲間から、ふれあい公園の管理棟の方に、管理棟といいますか、ふれあい公園の方に、温泉施設があればなということ聞かれることが多いです。先ほど、登山者利用の状況を述べられていましたが、24年度の登山者数は約2万8千人、正確には2万8,510人という形で資料はいただいているんですけども、うち250人だけというような予測をしていらっしゃるみたいです。率に直しますと1%未満ですよ。ゴルフ場においてはですね、よくプレイ後、入浴などするわけなんですけれども、聞きますと、入浴者数の予測を立てて、それからこの温泉施設を設置しているとか、ゴルフ場の管理者から聞いたことがございます。数字的なのはちょっと私の方も根拠数字は現在持ち合わせてお

りませんけども、今後、その辺りも勉強していただくようにしてもらいたいと思います。日本の富士山が世界遺産登録となります。その影響を受けて、薩摩富士と称される開聞岳への登山者が増えることになるかと思えます。そして、車で来られてキャンプをする方もまた多くなることが考えられます。ログハウスには、浴槽がありますけども、オートキャンプ場利用者からは、浴場設備などの要望はないか伺いたします。

産業振興部長（高野重夫） オートキャンプ場へのお客様の多くは、そこを拠点として、キャンプ及び自炊などのアウトドア体験や、周辺の観光地などを巡るといような目的で利用していただいているというふうに思っております。本市には多くの魅力ある温泉施設がありますので、お客様から温泉や砂風呂の問い合わせがあるときなどは、レジャーセンター開聞、それからヘルシーランド、たまた箱温泉、山川砂むし温泉砂湯里、さらには鱈温泉や砂むし会館砂楽などを紹介しておりまして、現に多くの方に利用していただいているというふうに考えております。そのようなことから、お客様からは、直接、ふれあい公園への温泉施設設置の要望については、今のところ特には聞いておりません。

13番議員（前原六則） 要望は聞いてないってことなんですけれども、このふれあい公園における宿泊施設はですね、季節によって利用者の変動が激しい状況下であります。繁忙期には、アルバイトで補えばいいという状態ではですね、不安定な雇用とともに従事者の質の向上が図られないのではないかと思うところです。今後、これらの改善に向けた活性化策を練るためにも、利用者からのアンケートをとる必要があるのではないのでしょうか。

産業振興部長（高野重夫） 平成24年11月から12月にかけて、ふれあい公園の現状把握や、今後の施設の在り方などについて、意見等を聴取することを目的に、かいもん山麓ふれあい公園に関する市民アンケートを実施いたしました。市民全体から無作為に700人を抽出して市政事務嘱託員を經由してアンケートを配布したところ、230人の方々から回答をいただきました。このアンケートの結果によりますと、ふれあい公園の認知度につきましては、開聞そうめん夏祭りなどが開かれることなどから、知っているという方が220人で、回答者全体の95.6%という高い割合を占めました。そのほか、1度利用したことがあると回答した方が27人、2度以上利用したことがあると回答した方が167人となり、合計194人の方が何らか利用したことがあるということでございます。また、自由意見の中で、施設の日常管理や今後の施設の在り方等につきまして様々なご意見が寄せられたところでもありますけれども、施設の満足度につきましては、やや不満と回答した方が12人、非常に不満と回答した方が5人ということで合計17人となっております。逆に非常に満足と回答した方が14人、やや満足と回答した方が46人、普通と回答した方が116人となり、計176人の方が、施設の満足度については概ね肯定的なご意見をいただいたところでございます。その上で、今後も登山を安全かつ快適に楽しんでいただくための、登山客からの情報や、食事処としてそばの館味楽来の更なる経営改善に繋げるためにも、そのような情報、福祉施設としてのゆとり館の健全経営

を行うための情報，市民の健康づくりや，憩いの場としての公園運営を図るための情報を得ることは非常に重要なことと考えておりますので，引き続きお客様からの意見を聞くための手だてを講じ，施設の更なる利用促進や満足度の向上に繋げていきたいというふうに考えております。

13番議員（前原六則） かなりの方々が，かなりといたしますか，ほとんどの方々が満足度非常に高いということなんですけれども，やはりですね，事前にホームページを見て来るわけで，その施設を，まあそんなもんだという形でくるわけですので，アンケート的にはそういうふうにもなるのかなとも思ったりですね，それから，ふれあい公園の周辺の利用者のターゲットを，市外利用者と捉えるのか，指宿市民とするのかで，アンケートの回答内容も変わってくるとも考えられますので，今後の調査の在り方についてですね，この辺りを考えて，やはりよりよい，幅広い，県内の方々，もしくは県外の方々が利用できるようなふうに運営していただきたいというふうに考えるわけです。開聞岳登山をする人達の話の中でですね，開聞岳の周辺には温泉源があるのと聞かれます。それはふれあい公園の周辺に，川尻にレジャーセンターがあるっていうのを知らない市外，もしくは県外の方々がですね，このようなことを聞く場合があります。これまで民間と行政において，開聞ふれあい公園付近での温泉源についての調査はしたことがあるかどうか，お伺いいたします。

産業振興部長（高野重夫） 開聞岳の山麓，北側の一帯において，地下深部での地熱の存在の可能性を知るため，平成5年12月から3月にかけて，旧開聞町時代，鹿児島市の業者に委託して，垂直探査と水平探査による簡易な電気探査を実施した経緯がございます。その泉源調査業務結果の報告によりますと，堀削候補地点として，開聞中学校北の鉄道線路付近で深さが1km程度，それから，開聞総合体育館の駐車場の西側地点で1,200m程度，あるいはそれ以上の掘削を行えば可能性があるという報告がなされているようでございます。

13番議員（前原六則） 調査があるということです。

次に，角度をちょっと変えましてですね，福祉温泉利用券の24年度の指宿，山川，開聞の3地区別の申請者数をお聞きしたいと思います。

健康福祉部長（野口義幸） 福祉温泉利用券の24年度の実績でございますが，指宿市温泉入浴助成は，ヘルシーランド及びレジャーセンターかいもんの使用料を助成する事業で，高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を図る目的で実施しております。利用対象者は，指宿に住所を有する65歳以上の方と身体障害者手帳を所有されている方で，個人で申請していただきます。1年間に1人分といたしまして48枚の利用券を交付いたしております。平成24年度は，地区ごとに申しますと，指宿地区で483人，山川地区で555人，開聞地区で520人，合計1,558人から申請をいただいております。

13番議員（前原六則） 市内の3地区の中でですね，人口当たりの温泉利用券申請者数は開聞が一番多いようですね。私は，高齢者がお互い浴場での会話，交流を通して，精神的スト

レスを発散したり、体を温めて血行を高め、身体の健康を保つなど健康づくりに非常に役立つこの事業は、予防医療の見地から非常に役立っていると思うわけですが、上村副市長にちょっとお尋ねいたします。健幸まちづくり推進の戦略として、開聞地区の集落ごと、温泉利用券申請者数の把握はしていませんか。ちょっとお伺いいたします。

副市長（上村欣久） 大きなエリアで把握しておりますけれども、各地区ごと、あるいは公民館ごととは把握しておりません。

13番議員（前原六則） チャレンジデーでは湯沢市に負けたものの目標を上回ったとのことでした。6月3日の新聞に、そのように載っていたわけです。私はですね、このことは、早い時期から各自治公民館館長組織と連携してこの活動に取り組んでいたら、もっと大きな効果、また結果を得ていたと思います。今後、SWC、スマート・ウエルネス・シティ構想の果実をしっかりと得てほしいと思うところです。各集落ごとの申請者数をまだ把握されていないということです。この辺りは、やはり、指宿市内、開聞地区に限らず全地域ののをば、調べ上げようと思えば調べ上げられると思います。その辺りはしっかりと調べて戦略に生かしていただきたいもんだと思います。なぜこのことを聞くかと言えば、開聞にはレジャーセンターかいもんというのがございます。これが川尻地区周辺に偏った申請者数なのか、十町地区の申請者数がどうなのかというのば、ちょっと知りたかったわけでございます。

開聞岳登山者やふれあい公園を訪れる鹿児島方面からの利用者は、そのひとときを過ごしたらすぐ鹿児島に帰ってしまうというようなことでございます。しかし、ふれあい公園周辺に温泉施設、ふれあい公園周辺に温泉施設でもあれば、利用滞在することで長時間をつぶし、登山者は夏よりは夕暮れの早い冬場が多いので、ログハウスに泊まるとか、オートキャンプ場の利用者も増えてくるのではないかと考えるところでございます。さらに、十町周辺地区の方々の福祉にもつながり、地元の方々と地区外から来られた方々との大きなコミュニケーションができてリピーター客を増やすきっかけとなり、地域の方々の自信となることで、その相乗効果は大きいと思うのですが、どのように捉えますか、このことについて。

産業振興部長（高野重夫） かいもん山麓ふれあい公園の周辺には、車で10分から20分の距離に、レジャーセンターかいもんや山川砂むし温泉砂湯里、ヘルシーランド、絶景露天風呂のたまた箱温泉、西郷隆盛の愛した鰻温泉など、魅力ある温泉施設が数多くあります。下山してこられた登山客やログハウス、キャンプ宿泊のお客様から温泉施設を尋ねられたときは、これらの施設を案内しております。特に、近くにあるレジャーセンターかいもんは、地元川尻地区住民をはじめ、他地区の大勢の方々からも愛され、利用され、住民福祉向上にも大いに貢献している施設でもあります。ふれあい公園のホームページにも近くにある温泉施設として、このレジャーセンターかいもんを紹介しております。そのようなことから、レジャーセンターかいもんなどの既存の温泉施設を有効活用し、ふれあい公園を利用されるお客様のニーズにこたえていけるよう努力してまいりたいと考えております。



健康福祉部長（野口義幸） 先ほど、レジャーセンターかいもんにつきましての申請者のところで、副市長の方から発言がありましたが、地区ごとの入浴者数は把握できておりませんが、申請者数についていいますと、開聞地域では、十町地区が142名、仙田地区が86名、上野地区が24名、川尻地区が268名の520名の方から申請はいただいております。

13番議員（前原六則） この同じ開聞地区でもですね、この申請者数から見ますと、レジャーセンターの、この何といいいますか、地元の方々の利用度といいいますか、それがちょっと伺えるようでございます。その辺りも頭に入れながら今後また、聞いていきたいと思っております。

昨日、同僚議員の質問でですね、スポーツ合宿誘致と7年後予定の国体開催についての質問がございました。開聞総合グラウンドは広くて、平成19年には、土を入れ替えるグラウンド改良整備も行っています。ふれあい公園周辺に温泉施設があると、開聞のスポーツ施設を利用した競技の誘致活動に大きな武器になると思いませんかでしょうか。お聞きいたします。

教育部長（濱田悟） 平成32年第75回国民体育大会鹿児島大会の開催に向けましては、本市としましては、昨年10月に関係機関、各競技団体の代表者にお集まりをいただき、7競技種目を選定し、本市の開催要望を県に出しているところでございます。スポーツ合宿等で要望等というのは特に聞いてはおりませんが、スポーツ合宿を行っていただいている団体からは、宿泊先に温泉施設があることが魅力的であり、選手の方々に好評であるとはお聞きしております。また、大会等実施する場合には、利用施設の内容に対する要望等であるようでございます。

13番議員（前原六則） 本当に温泉施設というのは、スポーツ、汗をかいて体を休めるのにはですね、最適な施設ではないかというようなふうに考えるわけです。

さて、多くのですね、開聞地区の方々から合併して活気がなくなったということをお聞きします。先日、ある会合で、私が議員になる前の職場でよく利用していた料理屋に行きました。開聞のですね、料理屋に行きました。そこで出された料理を食して感じたのですが、最近、お客が少なくなり、料理をする機会を失っているせいでしょうか、腕も落ちているような内容でございました。また、6月2日に釜蓋神社から石垣までの海岸ウォークラリーに参加しての帰り、えい別府温泉センターで入浴体験をして、大川周辺の方だけではなく、釜蓋神社に訪れて温泉を知り、それ以来、リピーター客になったという鹿児島市の方々や川辺からの方々がいまして、ちょっと話をしましたけれども、やはり、こういう施設で地域外の方々同士が話しするというのは、非常にまた、そこに思い出ができるわけでございます。ふれあい公園一帯の市の施設と、また福祉の健幸まちづくり、そして開聞地区の活気を取り戻すためには、交流人口を増やすことだと、私は思います。開聞地区にある施設を有意義的に結ぶ対策として、温泉施設の設置が一番だと思いますが、市長このことをどう思いますか。

市長（豊留悦男） 実は昨日、健幸マイレージパターゴルフ大会が、40名近く参加して行われ

ました。開聞地区の方々もたくさん参加していただき、このような賑わいを取り戻す、そういう事業をしていただければありがたいという声をたくさんいただきました。心地よい汗を流しました。そういう意味で、あそこにもし温泉施設でもあれば、本当にゆったりとしているいろいろな交流が深まるのではないかという思いは私もいたしましたところでございます。ただ、費用対効果、つまり、そういう施設を造った場合に、多くの方々が利用していただき、いわゆる採算性のある施設となり得るかという観点から考えたときに、どうしたらいいのかということは、今後検討されるべきであろうと思います。地域の、つまり、開聞・山川・指宿の均衡ある地域の発展を目指す上からも、様々な観点から開聞地域の振興については考えなければならないとされているところであります。今日いただきました質問等を、今後、開聞地域の振興にどのような形で生かせるのかということについても、部・課で検討させていただければありがたいと思っております。

- 13番議員（前原六則） その点、よろしくお願いいいたします。何せ、ふれあい公園の利用者は年間10万人以上の方々を利用し、また、登山客にしても年間2万8千人、24年度は超えているわけでございます。今後、ますます増えるであろう登山客、また、ふれあい公園の活性化を考えると、地域の方々の活気を取り戻すための施策としては、すごく有意義じゃないかと思えます。市長がおっしゃいましたように、費用対効果というのは、やはり頭の中について回ることと思えますが、施設整備を考える中で、穎娃の別府温泉センターは過疎債のみで造っているようでございます。考えるときに、過疎債だけでなく、何らかの補助金と組み合わせれば市の負担は更に緩和されると思えますが、そのようなことは可能でございませうでしょうか。

総務部長（邊見重英） 温泉施設を建設するとした場合の財源ということでございますけれども、地方債の過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第4号に規定されております、観光またはレクリエーションに関する施設に該当することから、制度上におきましては、過疎対策事業債の対象事業とはなるところでございます。また、何らかの補助金があった場合についても、補助裏に対して過疎対策事業債を活用することは可能でございます。しかしながら、総務副大臣通知による過疎対策事業債の地方債同意等基準運用要綱において、観光又はレクリエーションに対する施設を対象とする場合は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設を対象とするというふうに規定されているところでございます。したがって、独立採算が可能となる温泉施設の場合には、過疎対策事業債を充当することはできないところです。なお、過疎対策事業債は、赤字が見込まれる温泉施設を建設する場合は、充当できることというふうになるんですけれども、初期投資費用のみの活用となり、赤字が想定される維持管理費には充当できないことから、独立採算が見込めないような施設の建設ということにつきましては、後年度に負担も勘案して判断する必要があると考えているところでございます。

13番議員（前原六則） いろいろ説明がございましたけども、今後、私も財源などの勉強を重ねて、この温泉施設を活用した開闢地区の振興に取り組んでいきたいと思っているところです。よろしく願いいたします。

では次に、ヒヨドリ被害の対策について、いろいろお聞きいたします。

ヒヨドリ被害の対策としていろいろあるようですが、農政部として被害の防止策はどのような方法を把握していらっしゃいますでしょうか。

農政部長（池増広行） ヒヨドリの被害を防ぐための方法はいくつかあげられます。例えば、被害発生を予想して猟友会に捕獲の依頼をする方法、また、農家が行う方法として、色付きテープやテグスをほ場に張り巡らしたり、反射シートを吊り下げたり、竹竿の先に紐を結び手鏡を下げたり、大きな音を出す爆音機を設置したり、防鳥網を張るなど、いろいろな方法があるところであります。この中で、農作物を完全に覆う防鳥網は、最も確実な被害防止策になり、効果的な方法と考えられているところでございます。

13番議員（前原六則） 今定例会でのですね、補正予算に、鳥獣被害防止総合対策交付金活用では、ヒヨドリ被害対策は入ってないんですが、県議会での答弁の新聞記事がございました。その中で、ヒヨドリの被害が、24年度は、県内で1億4,020万と前年比に対して急増したと述べられております。県の被害額に対する指宿市の被害額は3,900万でございます。県内のヒヨドリ被害の中でもですね、指宿市がかなりのウエイトを示しているのではないかと思います。生産農家としての経験から見ますと、この防止策を考えますと、そらまめの被害防止は、やはりアーチパイプに防鳥ネットを張る方法が、作業の面から、非常に良いのではないかと考えております。それで、ではどのぐらいかかるのかなと、私なりに試算したわけなんですけども、10a当たり8万前後かかるなというふうに思っているところでございます。鳥獣被害防止策の普及を図るために、農家への一部資材購入補助金事業を創設する心づもりはないか、お伺いいたします。

農政部長（池増広行） 防鳥網の設置に利用できる支援策といたしましては、無利子貸付であります市の農業振興促進資金も防鳥網購入に活用できますので、貸付制度を農家の方々への周知を行い、利用していただきたいと思っております。また、お尋ねの補助事業に関しましてでございますが、鳥獣被害防止実践事業で対象となるのが、捕獲機材の導入や、侵入防止柵等の被害防止施設等であり、ヒヨドリ等の対策の防鳥網については、対象外になっているところであります。しかしながら、今後も県の方と協議をしながら、この防鳥網につきまして補助対象となるよう要望をしていきたいと思っているところでございます。

13番議員（前原六則） 本当、前向きなご回答ありがとうございました。是非、県の方もやはり多額のヒヨドリによる被害額が出ております。農家の所得を少しでも増やすためには、こういう被害などをなくすることじゃないかと思えます。是非とも、県の方にも、お願いして、今後とも引き続き、要請をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございました。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時03分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

6番議員（木原繁昭） 皆さんこんにちは。6番、木原です。台風が心配されましたが、大したこともなく通過し、ほっといたしました。指宿市は日々の売り上げにおいても、今がオクラの最盛期ではと思いますので、被害があまりなく何よりでした。しかし、今年の梅雨は、ことのほか雨量が少ないようですので、雨の方は適量期待したのですが、思うように降らず、田んぼも畑も水不足の感じです。今後、災害のない程度での恵みの雨を期待し、池田湖や鰻池に流れ込む水も不足しないことを願いたいと思います。ところで、一般質問2日目の予定でありました21日金曜日は夏至でした。1年のうちで昼間といいましょうか、天気が良ければ太陽が出ている時間が一番長い日ですが、日の出の一番早い日、日の入りの一番遅いのは、夏至と一致しないそうです。日の出の一番早い日は夏至の1週間前、日の入りの一番遅い日は、夏至の1週間後だそうでございます。また、夏至の日は、ライトダウンの日でもありました。我が指宿市でも各公民館に呼びかけ、放送していただいたようでした。引き続き来たる7月7日七夕の日も夜8時から10時までをライトダウンして星空を見ながら、地球温暖化、低炭素社会について考えましょうというクールアースデイの日でもあります。私も是非実行したいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず始めに、国道226号線沿いの歩道拡幅についてでございます。国道226号線の平川辺りが、片側2車線の工事が段々と進みつつあり、鹿児島市等への時間的距離は、少しずついいいますか、やっとないいいますか、改善されつつあります。今回、私は、指宿市内の226号線の状況についてお聞きいたします。片側2車線とはいきませんが、市内の226号線も歩道もしっかり確保され、安全性も大分高まったのではと思われるところもかなりあるんですが、一方では、まだまだ整備が進まず、狭い歩道が申し訳程度に白線で区分されているところもあるようです。また、縁石で区分はしてあるのですが、歩道の幅の狭いところも多々あるようでございます。そこで伺います。市行政側から見て、指宿市内を通過している国道226号線の歩道で、改善がまだ不十分だと思われるところは、どのようなところがあるかお伺いいたします。

続きまして、浸水対策についてです。まだところによっては、床下浸水があったりもするのですが、弥次ヶ湯、湯之里方面、場所によるかもしれませんが、合併当初よりこのところ少し良くなったようなことも聞くのですが、近年改善されたところはどのようなところか

ありますか伺います。

続きまして、健康なまちづくりについてですが、日本一健康なまち指宿を目指して、今また以前にも増して力を入れ、25年度より積極的に健康づくりを行う地区を市も応援しますということで、健康運動教室等も始まりました。日本一という大きな志を持つことは非常に良いことだと思います。それらを目指すにあたっての現在の指宿市の医療費等の現状等をお伺いいたし、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

市長（豊留悦男） 国道226号線沿いの歩道整備等についてのご質問をいただきました。

指宿市を南北に縦断します国道226号は、鹿児島市、南九州市にアクセスする幹線道路であり、本市の産業や観光振興等を担う基幹道路として重要な路線であります。しかし、その路線の中には、歩道の幅員が狭隘であったり、整備が遅れているため、近年の通行量の増加、特に大型車両の増加に伴い、歩行者・自転車通行が危険な箇所があると認識しております。国道沿線には多くの小・中・高等学校が立地していることから、通学路として利用されておりますので、登下校における児童・生徒の安全・安心な歩行空間を確保するためにも、歩道の拡幅並びに段差の解消や、交差点改良工事などの整備が必要であると考えております。

次に、近年、改善された主な浸水対策事業の件でございます。まず、潟山地区の白水館周辺の浸水対策といたしまして、公共下水道事業により白水館北側に雨水ポンプ施設の建設を平成19年度に着手し、平成21年4月より供用開始しております。このポンプ施設の完成により、異常潮位等の外水位の高い状態でも強制排水が可能になり、浸水被害の軽減が図られております。

次に、南十町及び北十町地区の国道226号東側の秋元川から市役所までの排水区域で、JRを横断しています暗渠の断面改修工事と水路工事を平成23年度から実施し、今年度で完成する予定であります。これらの工事によりまして、本排水区域の浸水防除が図られることになると思っております。

以下、いただきました質問については部長等に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（野口義幸） 当市の医療費等の現状についてというご質問をいただきました。

まず、国民健康保険の医療費の現状についてでございますが、本市の過去5年間の1人当たりの医療費は、平成20年度35万9,780円、平成21年度37万1,326円、平成22年度38万7,617円、平成23年度39万9,970円、平成24年度40万3,451円となっております。前年度比の伸び率は、平成21年度3.2%、平成22年度4.4%、平成23年度3.2%、平成24年度0.9%と、毎年増加の傾向となっております。なお、平成23年度の市町村国保の平均医療費は、県が36万2,410円、全国が30万8,669円で、本市は、県平均の約1.1倍、全国平均の約1.3倍と高い医療費となっております。また、県下19市の中では、8番目に高い医療費となっております。

続きまして、介護給付費でございますが、本市の過去5年間で申し上げますと、平成20年度35億9,790万円、平成21年度36億4,607万円、平成22年度35億6,350万円、平成23年度37億

4,259万円，平成24年度39億3,704万円となっています。前年度比の伸び率は，平成21年度1.34%，平成22年度マイナス2.27%，平成23年度5.03%，平成24年度5.20%となっております。介護保険事業計画による計画的な地域密着サービスの整備や，通所介護サービス事業所の増加により，最近は5%台の伸びとなっております。国や県平均との比較ですが，最新の統計である平成22年度介護保険事業状況報告の概要によりますと，第1号被保険者1人当たり介護給付額は，年額で，居宅サービス，地域密着型サービス，施設サービス等を合計しますと，全国平均は，22万9,006円で，鹿児島県平均は，25万9,503円となっております。指宿市は，23万931円で，全国平均より高く，県平均よりも低い状況となっております。1人当たりの給付額は，県内19市中，下から3番目と，県内では低い方となっております。以上です。

6 番議員（木原繁昭） 引き続き，国道226号線の歩道整備についてですが，丈六・片野田・小田等にかけての国道整備時に，歩道に植栽されたハイビスカスが一部分枯れて，低い草花に植え替えられたりされております。運転者から見れば見通しもよくなり，運転がしやすくなってきているところもあります。歩行者と自転車のすれ違いも安全性が向上しているのではと思われま。観光とかの関係もあるようですが，安全という面からは，低木植栽や何も無いのもよいような気がします。このように広い歩道のところは事故の確率がかなり低くなるのではと思われま。ところで，昨年でしょうか，狭い歩道のところで，中学生が歩道を歩いているところに，車が突っ込み，生徒が怪我をしたようなことを聞きましたが，どのような事故だったのか。また，近年，これに似たような，歩道に車が突っ込み，事故になったケースが，市内，国道226号線歩道上でほかにもあったのかお伺いいたします。

教育部長（濱田悟） 先ほどの事故の件ですが，教育委員会事務局では，事故発生直後に学校から報告を受けております。事故の概要は，平成24年1月13日，金曜日ですが，当時，南指宿中学校の2年生の男子生徒が，国道沿いの歩道を徒歩により下校中，秋元交差点付近で，後方から鹿児島方向に向かって走行していた軽自動車は，歩道を乗り上げてきて避けることができず，追突されたものでございます。生徒は左足首付近と親指を骨折し，3週間程度入院をしております。その後，学校・PTAで関係機関へ国道改善に向けて要望書を提出したところでございます。それから，小・中学校の登下校中の事故の関係で，過去3年間を申しますと，小・中学校の登下校中における自動車と事故等であったものが，教育委員会が把握している分につきましては，平成22年度は2件，平成23年度が1件，平成24年度が3件となっております。このうち，国道226号線での事故は各年度1件ずつ発生しているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 国道226号線においては，各年度1件ずつ登下校の事故があったということでしたが，住民も含めて，学校等から国道226号線に限ってのことですが，改善の要求があったところは具体的な場所とか，改善要望内容等について，お伺いいたします。

建設部参与（上谷修） 住民や学校からの改善要求の多かった箇所は，というご質問でござい

ますけれども、毎年5月に教育委員会主催で開催されております、児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会におきまして、児童・生徒の登下校時の安全確保の観点から、通学路の歩道拡幅の整備要望が出されているところであります。国道226号沿線におきましては、沿線に立地するすべての小・中学校から歩道拡幅改良整備要望として出されております。また、国道に隣接する各自治公民館長さんや地域住民の方々からも要望を望む声が寄せられております。具体的な要望の箇所といたしましては、開聞十町交差点改良と、その周辺の歩道の段差解消、山川大成小学校正面前の交差点改良、南中学校から二反田川までの区間と、北中学校から指宿小学校までの区間、岩本トンネルから指宿商業高校の区間の歩道拡幅と交差点改良などの要望が出されているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） たくさんのいろんなところからの要望が出ているようでございます。距離としてもかなりあるんじゃないかと思いますが、これは、それを受けて、国・県等への改善の働きかけというのは、どのような形でやってきているんでしょうか、お伺いいたします。

建設部参与（上谷修） 国道226号の道路改良拡幅工事や交差点改良工事等についての整備につきましては、南薩地区4市の、指宿市、枕崎市、南さつま市及び南九州市の各市長並びに議会議長をもって組織されます南薩地区総合開発期成会を通じて、道路管理者であります国並びに県に対しまして、早期整備促進の要望を行っているところであります。また、南薩地域土木事業連絡会においても、幹線道路網の整備促進について要望をしているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） この整備というのは南薩地区のって形になっておりますか。例えば指宿地区単独で、そういう形としては全然やってはいないんでしょうか。そういう形になっているんでしょうか、向こうにやるような形で。単独でこの場所をお願いしたいとか、そういう形は、やっていないのか。またそういう形にはなっていないのか、お伺いいたします。

建設部参与（上谷修） 指宿市単独と申しますか、地域の方々からは、地域審議会やみんなで語る会で、歩道拡幅改良等に対する要望が出てきております。なお、国道改良の要望といたしましては、秋元交差点から二反田川の区間につきましては、北十町地区公民館長と二月田通り会の会長の連名で、国道226号北十町地区の整備について、鹿児島国道事務所長へ陳情書を提出しているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 今の秋元十町から二反田川の件なんですけど、なんか動き出しているようなことを聞いたんですが、その内容について教えていただけたらと思います。

建設部参与（上谷修） 秋元交差点から二反田川の整備計画の内容でございますけれども、平成25年度に、国直轄事業として新規に採択されました北十町歩道整備事業は、秋元交差点から二反田川までの約1km区間につきましては、交差点の改良と歩道の拡幅整備が計画されているところでございます。本事業の詳細につきましては、7月初旬には地元説明会を開催する計

画であると聞いておりますので、その中で、整備の内容、整備スケジュールが示されるものと考えております。

6 番議員（木原繁昭） 7月初旬に説明会があるということで、前の方に進みつつあるので期待したいと思います。

続きまして、教育委員会に伺いますが、秋元交差点に向かってと言いますか、今、工事をやっている、南中の方の停車場線だけ、駅前の道路が、国で32・3億でやられていますけど、あそこから南中の前を通して、秋元交差点への件ですが、国道の拡幅をしようとする場合に、どうしても土地買収を伴うので、住民の同意が一番大切で、その地主さんの同意書等を揃えての要望があると一気に具体性が帯びてくるということを知りましたが、地区住民や関係地主さんの同意に繋がるような働きかけに発展していくために、学校PTAと話し合い、具体的な行動が、一刻も早く進むような取り組みはできないのかお伺いいたします。学校側やらPTA側との話し合いによって、地区住民に働きかけて、土地等の所有者等に理解を得る働きを、住民、PTA側とというか、そういう周りの住民の方々から、同意書を得て、お願いしていく形の行動ですね。

教育部長（濱田悟） 学校生徒の交通安全に関しましては、毎年5月に児童生徒交通・水難防止対策連絡会などで話し合いを行っているところでございます。毎年いろんな学校から交通の、そういう要望等があがってきているわけでございますけれども、その中で、南中、PTA、学校、そういう要望等があれば、また、学校等と、PTAとか、検討していかなければならないとは思っております。

6 番議員（木原繁昭） 要望等があればというか、その手法として、是非、みんなでいいですか、PTAの方々やら公民館長さんとの協力を得て、土地所有者等の理解を得た形での、署名等を貰った形での要望書を出されると、事はすごく進みやすいんじゃないかという意味で、そういう働きかけを、誰かが音頭を取る形ですか、いろいろなことをやってはいるんでしょうけれども、そういう形で、ただ要望を出すっていう形じゃなくて、その自分たちから、土地の持ち主等に働きかけていって、その拡幅するにあたって必要な土地の方の署名等を貰ったの要望といいですか、そうすれば一気に進むと言うことを、当然、やりやすいので進むということを知ったのですが、そのような働きかけというか、みんなでそういう形を進めていくことの働きかけ、外への要望というんじゃないかと、みんなでこういう、そういう働きかけをできないかということですけども。

教育部長（濱田悟） 先ほども申しましたように、南中だけでなく、指宿市内には小・中学校17校ありますので、南中だけ教育委員会で働きかけるというのではなく、やっぱり学校の、そういう熱意が先に立つんじゃないかと思っております。

6 番議員（木原繁昭） 学校の熱意が大事だと、当然まあそういうことで私今は、住民にまとめ方といいですかね、それを要望しているんですけども、また検討していただきたいと思



います。

それでは、浸水対策についてでございます。潟山のところやら、改善されたというか、白水館のところですね、平成21年4月よりということ、また今、その市役所の辺りののも、排水溝が大きくなっているようでございますが、大牟礼3丁目・4丁目、弥次ヶ湯一帯は、まだまだ大雨が降ると、道路等が車で走れぬぐらい浸水しているようです。それでも以前よりはましかなあという声も聞きますが、ここ近年、どのような改善がされて、いくらかは良くなったのか、お伺いいたします。

建設部長（三窪義孝） 大牟礼・弥次ヶ湯排水区の浸水対策につきましては、現在、潟口雨水ポンプ場と、弥次ヶ湯地区内3か所に設置しております5台の雨水仮設ポンプによる強制排水により、浸水被害の軽減を図っております。これまで、潟口雨水ポンプ場の機器につきましては、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金によりまして、エンジン2機のオーバーホールを実施しております。また、弥次ヶ湯地区の雨水仮設ポンプ5台につきましても、排水能力を保持するため、平成22年度にきめ細かな臨時交付金によりまして、ポンプ機器を更新しております。しかしながら、公共下水道事業で計画しております新潟口雨水ポンプ場及び弥次ヶ湯雨水ポンプ場の完成までには期間を要しますので、今後もポンプ機器の点検、水路の草木伐採及び堆積土砂の浚渫等、施設の適正な維持管理に努め、浸水被害の軽減を図っていきたくと考えております。

6 番議員（木原繁昭） 今、潟口ポンプ場がスタートしているわけですが、弥次ヶ湯ポンプはその後ってということですので、またずっと遅くなるのかなという心配しておりますが、調整池等の建設も含めて、早く進めればと思っております。ところで、今の潟口ポンプ場の進捗状況ですが、本年度6億の予算が組んでありますが、今年度分としては、どのような工事が行われるのでしょうか。

建設部長（三窪義孝） 新潟口雨水ポンプ場建設の進捗ですが、建設用地につきましては、土地買収・建物等移転もすべて完了し、現地は更地となっております。現在、土木・建築工事の入札手続きを日本下水道事業団で進めており、7月上旬に施工業者が決定する予定であります。今後の工程といたしましては、平成26年度までに土木・建築工事を完了し、引き続きポンプ施設の機械・電気設備工事を実施し、平成29年度からの供用開始を予定しております。

6 番議員（木原繁昭） 平成29年度よりの供用開始というので、3年いくらかかることになるかと思いますが、ある住民に聞きましたら、どういうあれでそのように伝わったのか、今年すぐ今にもかなりよくなるような話を地区の役員だったか、館長さんよりだったか、聞いたようなことをおっしゃったんですが、何かそういう説明等が館長さん等へあったのでしょうか、それがまあ上手く伝わらなかったとか、そういうのがあったのでしょうかね、説明等が。

建設部長（三窪義孝） これまでも、新潟口ポンプ場につきましては、平成29年度供用開始ということを目指しております、直接的には潟口の館長さんとはお話をしたんですけど

も、そこら辺がうまく伝わらなかったかもしれません。したがって、私どもとしては、その新潟口雨水ポンプ場建設事業に関わるることについて、広報紙の7月号に完成予想図、施設概要等を掲載することにしております。

6番議員（木原繁昭） しっかりと住民に伝えていただきたいと思います。この平成29年度までは、現状は変わらないという考えでよろしいでしょうか、完成までは。現状の状態というか、もう少しどっかにうんぬんというのはございませんか。

建設部長（三窪義孝） 新潟口雨水ポンプにつきましては、総事業費が約26億円でございます。したがって、国の予算の関係もあるんですけども、我々としては、29年度を目標に、供用開始を目標に頑張っていきたいと思っております。

6番議員（木原繁昭） 立派な新潟口ポンプ場が早くできて、大雨が降った場合、できるだけ浸水のないことを祈りたいと思います。

それでは、3番目の健幸のまちづくりについてですが、先ほども回答された中にも入っていたんじゃないか思います。総務省の統計局は、2012年9月16日敬老の日を迎えるにあたり、統計から見た日本の高齢者動向をまとめたレポートを発表した。それによると、日本の65歳の人口は、2012年9月15日時点で3,074万人となり、初めて3,000万人を突破したことが分かった。総人口に占める割合も24.1%で過去最高、いわゆる団塊の世代が高齢者入りを始め、急速な伸びを示しているとうございます。先ほど指宿の医療費が1人当たり39万9千円、県が36万2千円、国が30万8千円ということで、65歳以上の高齢者人口というのが国が24%ですね、県平均が26.5%ですか、指宿が32.1%だったでしょうか、そのくらいだということで、指宿市の場合、国・県に比べて、かなり高齢者率が高くなってきて、またこれからはどんどんどんどん高くなるんじゃないかと思います。これはもう先ほど回答をいただきましたですね。高齢化率が高いほど医療費が増えていくんだろうなあという予想はつきますが、今後、指宿市の高齢者の推移といいますが、医療費の伸びは、財政計画を立てるには重要な要素になると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

健康福祉部長（野口義幸） まず、本市の高齢化率でございますが、本市の平成25年3月末の高齢化率は32.41%となっております。国・県の高齢化率は、内閣府の平成24年度高齢社会白書によりますと、平成23年10月1日現在、国が総人口1億2,780万人に対して、65歳以上の高齢者人口は2,975万人で高齢化率23.3%、県は、総人口169万9千人、65歳以上の高齢者人口は45万人で、高齢化率26.5%となっております。本市の5年後の高齢化率の推計につきましては、平成29年10月1日の総人口が4万1,141人で、65歳以上の高齢者人口は1万4,902人で、高齢化率36.2%の推計となっております。高齢者人口は、いわゆる団塊の世代が65歳以上になることから、今後、10年間は増加が続くものと思われま。

本市の国民健康保険の関係でございますが、平成23年9月末現在の国民健康保険被保険者で、65歳から74歳までの構成比につきましては、指宿市が31.3%、県が31.7%、国が31.4%

となっております。被保険者数の約3割が高齢者となっていることとなります。将来の国民健康保険特別会計の歳出の見通しにつきましては、平成25年策定した指宿市国民健康保険事業財政健全化計画の中で、平成27年度歳出を80億5,997万9千円になると推計いたしたところであり、これは、平成24年度の歳出決算額の78億5,144万6千円と比較して、2億853万3千円、約2.7%増加することとなります。今後も国民健康保険被保険者の高齢化、それに伴う医療費の増加が見込まれ、歳出が増加していくものと推計されることとなります。今後、できるだけ歳出を抑制できるよう、健康づくり事業を行い、国民健康保険特別会計の健全化を図っていきたいと考えております。

次に、介護保険給付金につきましては、平成23年度に策定した第5期介護保険事業計画で、平成26年度、45億6,145万円を見込んでおります。平成27年度以降は、国の介護保険法の改正等も見込まれることから、第6期介護保険事業計画策定の中で算定していくこととしております。高齢者の増加に伴い、サービス利用も増えることから、今後も介護給付費の増加が続くものと予想されております。以上です。

6番議員（木原繁昭） 今後も高齢化が進み、医療費等、介護費等、毎年伸びていくだろうということが予想されるわけです。指宿市もできるだけその伸びを抑えようというべく、SWC構想として、健康寿命を延ばすためにということで、いろいろな取り組みを行っていますが、5月のお知らせ版にもありましたが、5月29日水曜日、指宿市では初めての取り組みだったんじゃないかと思いますが、チャレンジデーが催されました。どのようなものだったのか、また、人口規模が同程度の自治体と、ということで、秋田県の湯沢市と参加率を競うということでした。その対戦等の結果等をお知らせいただければと思います。

教育部長（濱田悟） チャレンジデーにつきましては、人口が同規模の自治体同士が、5月の最終水曜日の午前0時から午後9時までの間に、15分以上続けて運動やスポーツに参加した住民の参加率を競うものでございます。チャレンジデーは、多額の医療費問題を抱えていたカナダで、運動人口が少ないことに着目したサスカトーン市を中心とする50市町村に、住民の運動・スポーツの実施への意識向上と習慣化などを目的に、1983年に始まったものでございます。その後、約600もの自治体を実施するなど、カナダ全土に広がり、5人に1人が参加するカナダ最大のスポーツイベントとなっております。今では、発祥の地のカナダと同一日に世界各地で行われるようになり、2010年には、世界で40か国、5,500万人が参加するスポーツイベントとなっております。我が国におきましては、笹川スポーツ財団がコーディネーターとして、1993年から普及活動を行っており、本年度は本市も初参加しましたが、全国で101の自治体、205万人が参加したところでございます。

取り組み結果はどうだったのかということでございますが、今回は、秋田県の湯沢市と対戦し、湯沢市46.2%に対しまして、本市は、1万2,190人の方々に参加していただき、参加率28%でございました。結果としましては敗戦ではありましたが、目標にしておりました

25%を上回ることができました。中でも今回のチャレンジデー当日に、市内の66の地域でウォーキング、ラジオ体操やグランドゴルフなどに取り組んでいただきました。今回、チャレンジデーへの参加によって、こうした取り組みが生まれましたことは、市民の運動、スポーツや健康づくりの動機付けとして成果があったのではないかと考えているところでございます。

6 番議員（木原繁昭） 湯沢市が46.2%と指宿市が28%ということでしたが、初めてのチャレンジとしては、私もすごく良かったんじゃないかと思っております。同僚議員の話でもありましたが、もう少し段々市民の皆様浸透を図っていけば、もっともっと、1年に1回ではなく、いろんな形で、この15分でしたですかね、15分間以上の運動をするという形ですので、広がっていけば、健康寿命を延ばすのに貢献できるんじゃないかと思っております。

ふれあいデイ事業というのがありますが、後でこのことも詳しく教えていただけたと思いますが、地域介護予防モデル事業でふれあいデイ事業に対しての名前なんでしょうか、ミニふれあいデイ事業というのが行われているんですが、各公民館で行われているようなことを聞いたんですが、これはどのような地区で行っているのか。また、参加者数等はどうかしているのか。また、その参加年齢等も分かりましたら、ちょっとご説明願いたいと思います。

健康福祉部長（野口義幸） ミニふれあいデイの事業内容についてご質問いただきました。

この事業は、一人暮らしや身体機能の低下により、閉じこもりがちな高齢者の介護予防を目的に実施しているものでございます。会場は、気軽に参加できるよう公民館等で行っています。平成24年度は、鰻地区と上野地区で実施いたしました。鰻地区で9回、参加延人数が115人、上野地区で12回、参加延人数が387人でした。この地区は本年度から地域の自主活動になりますが、ふれあいデイの一環として市社会福祉協議会のスタッフが支援していくことになっております。内容は、血圧測定や歌・健康体操のほか、消費者被害問題などの講座なども実施いたしました。対象者は65歳以上の高齢者です。本年度は、新たに田之畑地区と利永地区で実施することで立ち上げております。

6 番議員（木原繁昭） 今、本年度は新たに田之畑地区と利永地区ということでしたけれども、この鰻地区、上野地区等も引き続きやっているのか。また、そして今後ともそうして増やしていくつもりなのか、その辺については。

健康福祉部長（野口義幸） 鰻地区と上野地区は本年度から地域の自主活動ですけれども、市社会福祉協議会のスタッフが出向いて支援していくということで行います。それから、今後につきましても、モデル地区として、このような形で来年度以降も取り組んでいけたらというふうに思っております。

6 番議員（木原繁昭） ミニふれあいデイ地区はそういうことですが、ミニふれあいデイ事業はそういうことで、新しく24年度から始まったということですが、ふれあいデイ事業としては、指宿市はかなり歴史も長く、たくさんの方が参加しているように思われるんですが、その辺の参加人数やら成果と思われるようなものがございましたら、何か指宿市はこのふれあ

いデイをやる前は、かなり医療費が県下でワーストワンのようなことを聞いているんですが、まあそれは違うかもしれませんが、かなり悪かったのが、このふれあいデイをやることによってかなり改善されたということを聞いたような気がするんですが、その辺について教えていただければと思います。

健康福祉部長（野口義幸） ふれあいデイについてでございますが、ふれあいデイは合併前の旧指宿市で始まった事業で、平成12年度にスタートいたしております。この事業は、比較的元気な65歳以上の方を対象に地区公民館等を利用して、日常動作訓練から趣味活動の各種事業を展開しております。これらのサービスを通じて、介護予防の意識を高め、自立した社会参加を促進するとともに、介護予防のための基本的な知識の普及や啓発を図るため、現在、陶芸やグランドゴルフなど15講座を実施しております。平成24年度の参加延人数は7,833人で、地域別内訳では、指宿地域が6,105人、山川地域が904人、開聞地域が824人となっております。事業効果は大きく出ているものと思っております。

6 番議員（木原繁昭） もう平成12年度からということですので、もう12・3年を経過してきているわけですが、これによって、健康寿命を延ばす、いろんなことに顔を出すことによって、頭の回転と申しますか、人に触れ合うことで、痴呆の、痴呆と申しますとちょっと変です、ね、ちょっと。そういう関係のことを抑えられるとか、健康寿命が延びると申しますか、そういうことの効果があったようなことは、統計上実感されているのでしょうか。多分、結構いい効果は出ているような気もするんですが、その辺の統計とかがあるのでしょうか。

健康福祉部長（野口義幸） 参加をしたから認知にならなかったとか、参加をしなかったから寝たきりになったとかというような把握はいたしておりません。

6 番議員（木原繁昭） いろんなことに参加することは多分いい効果はあるんじゃないかと、統計は分かってないけれどということでしたけど、いい効果がでているんじゃないかと想像するところでございます。あと、いろんな事業をやっているんですが、元気度アップポイント事業っていうのも、これは昨年度からですか、新しくでしょうか、取り組んでいることを聞いたんですがこの辺についてもちょっと教えていただけたらと思います。

健康福祉部長（野口義幸） 高齢者元気度アップポイント事業という事業ですが、これは本年度から取り組んでおります。65歳以上の高齢者を対象にした事業で、高齢者の方が外に出る機会を設け、閉じこもりを防ぎ、仲間と会話を楽しむ機会を増やすとともに、健康づくり、生きがいづくり、ボランティア活動などの社会参加を促し、介護予防の推進を図ろうというものがございます。事業内容は、まず、高齢者の方には市社会福祉協議会で会員登録をしていただき、市が実施する介護予防に関する運動教室や学習会などに参加する、または介護施設等で入所者に対するボランティア活動を行う。などの活動をされるとポイントを付けることにしております。ポイントは、30分以上90分未満の活動が1ポイント、90分以上の活動が2ポイントとなります。ポイントは指宿市商工会議所、または菜の花商工会が発行しています

商品券と交換をできるようにしております。年間50ポイントで5千円になりますが、この5千円を限度として商品券との交換ができるようにしております。現在、6月10日発行の広報紙お知らせ版で事業案内をいたしているところです。事業実施は7月からのスタートを予定いたしております。以上です。

6 番議員（木原繁昭） これからということで、まだその登録者も今からだということですので、次のことを聞かせていただきたいと思います。

健康運動教室ですが、この前は片野田でしたでしょうか、NHKのテレビにも放映があったそうです、私ちょっと見なかったんですけども、人の話に聞きましたが、そういうのはテレビにも映っていたよということでした。今、話聞きますと片野田・小田・大山地区でこの健康運動教室、これも一番メインにして、これを含めての、例えば、運動場の整備とか、散歩するところの整備とか、そのような申請もできるようなことを聞いたんですが、運動教室以外にそういう整備の申請等もあったんでしょうか、お伺いさせていただきます。

総務部長（邊見重英） 整備の申請がもうあったのかということでございますかね。現在ですね、この環境整備を申請いただいている、あるいはこちらで情報を把握させていただいているものでございますけれども、スケジュールとしては、6月末日までに申請していただき、7月中に、交付あるいは不交付の決定をしていこうというふうに、スケジュール的には考えておりますけれども、これは6月18日現在でございますが、先ほど申し上げました環境整備、これは具体的には、地域運動場整備補助と地域ウォーキングロード整備補助と、この二つのものがございまして、これらに申請を希望しているということでありまして。希望している集落については16集落、情報いただいております。

6 番議員（木原繁昭） 希望しているところは16集落ということでした。これは健康運動教室を含めて申請しなければならない形なんでしょうか、その辺は確かそのように出ていたような気がするんですが、その辺を教えてくださいたいと思います。

総務部長（邊見重英） この環境整備事業の申請につきましては、議員の方からも今ございましたように、健康教室との開催と併せて申請いただくこととなります。また、健康教室だけの開催というのも、これはそれで結構でございますので、いずれにしましても、健康教室につきましては健康増進課の方ですね、それとあと今申し上げました地域環境整備事業につきましては、市長公室の方にお問い合わせいただければと思います。

6 番議員（木原繁昭） 健康運動教室、今、NHKでも放映のあった、片野田・小田・大山地区、今3地区だと聞いておりますが、この辺の参加状況と、人数とかですね、分かっていたらお願いいたします。

健康福祉部長（野口義幸） まず、この健康運動教室でございますが、市の方で4名のインストラクターを採用して、保健センターの方に勤務しております。それから、現在、健康運動教室を実施している地区は大山地区、片野田地区、小田地区の3地区となっております。ま

ず、大山地区は毎週火曜日に実施して、25名が参加しております。年齢構成は40歳以上で比較的女性が多い傾向がございます。次に、テレビ放映がありました片野田地区は、毎週水曜日に実施し、24名の方が参加しております。年齢構成は20歳代から60歳までの比較的若い女性の方が多くあります。最後に小田地区でございますが、毎週土曜日に実施し、13名の方が参加しております。年齢構成は50歳以上で女性が中心でございます。どの地区でもやはり女性の力が大きいようです。運動の内容は、ストレッチや筋力トレーニング、簡単なエアロビクスなど多くの種類がありますので、随時、地区の参加者との話し合いの中で運動の中身は決めさせていただくことにしております。以上です。

6番議員（木原繁昭） この健康運動が各地区に広がって、健康寿命が延びる形になればいいかと思っております。80歳でエベレストに最高齢登頂に成功した三浦雄一郎さんのことで、鹿屋体育大学スポーツトレーニング教育研究センター長、山本正嘉教授の取材が南日本新聞にありましたが、三浦さんの筋肉は全体的に実年齢よりも30歳も40歳も若い、驚くことに10年以上筋力の低下がほとんど見られない。逆に、今年3月の計測では、背筋など過去最高を出した部分もあり、若返っていた。三浦さんはこのデータに自信を持ってエベレストに挑めたと思う。4年前に、骨盤骨折の大怪我をしたときは、介護生活者になってもおかしくなかったが、背筋テストを9回できるまでに自力で持ち直した。80歳でエベレストに登るという明確な目標を持ち、成功させるという強い気持ちがあったから乗り越えられた。人並み外れた強い精神力の持ち主だが、三浦さんを特別扱いしては学ぶものはない。普通の人でも70・80歳で筋力アップできる。健康のためにと漠然と運動するのではなく、まず、具体的に目標を持つこと、達成したい思いから負荷を掛けた運動も苦にならなくなる。人間はメンタル面から衰える。頭も使って意識付けすることも大事。三浦さんのそういう面を学びたい。それが身体を若返らせる秘訣となるとありました。ただ健康ということだけでなく、明確な目標を持つということは、なかなか難しいかもしれませんが、今も元気な市在住の80歳、90歳以上の方や、また、場合によっては脳梗塞などやって、こうしておけばよかった、もう少し健康に気をつけておけばよかった等の反省等の方や、今までの生活ぶりや考え方を取材し、いろいろな形で市民にお知らせすることはかなり健康について考えるのに意義あることじゃないかと思えます。その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

副市長（上村欣久） 今、議員ご指摘の通り、やはり目標を持って健康づくりをするというのが非常に大事だと思っております。このために、先ほどお話しに出ました環境整備も自分の身近に、そういった整備をすることです。毎日運動して、そして元気になろう、できれば何かいいことがあればもっと頑張るだろうというようなことです。実はマイレージ制度というのをかみ合わせまして、構築したところでございます。今回チャレンジデーもそうですけれども、まずはきっかけづくりというものから始めまして、そして運動の習慣化というのを、今回私たちは目標にしております。市民の皆様も、自分の健康づくりがですね、幸

せになるっていうある目標を持っていただいて、運動していただければと思いがあって、今の取り組みをしているところでございます。

6番議員（木原繁昭） いろんな形で、市民にそういう気持ちを起こさせるような働きかけをやっていただきたいと思います。これで質問を終わります。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

15番議員（新川床金春） 15番、新川床。今定例会の一般質問のとりを努めることができ、大変光栄に思っております。豊留市長は6月20日の同僚議員の一般質問の中で、2020年に予定する国体開催に伴う施設整備、健康で幸せな健幸のまちづくりに取り組む意欲を見せ、行政を推進するため、引き続き市政運営を担わせていただきたいと思います、2期目を目指す決意を述べました。これまでは1期目で分からないことが多く、副市長、各部長等が一般質問の答弁を大分していましたが、2期目を目指す決意があるのであれば、私が市長と声をかけたときは、市長自ら答弁していただきたいと思います、まずもってお願いします。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

1番目のごみ行政について。一般ごみの委託状況についてお伺いします。指宿市の委託業者は収集運搬、車両管理までのすべてを受託し、管理しています。山川・開聞地区は、収集運搬だけ委託し、車両購入・車検等の維持管理は、指宿市が行っているようですが、間違いないのかお伺いいたします。

ごみ出し指定袋について伺いします。3月定例会の一般質問の答弁で、市民の代表、女性連の代表、そして事業者の代表、みんなでいろいろな角度から協議した内容が答申となっていると答弁いただきました。手元にですね、平成25年2月に指宿市廃棄物減量等推進審議会が採択された答申案を持っております。審議員17名のうち、女性の委員が5名いますが、子育てに奮闘している女性が審議員に何人いるのか。答申書の5ページで、各施策の実施時期についてということで、1番目に環境教育の充実、分別品目の細分化、資源ごみ分別収集地区報奨金の増額及び地区常設収集所の充実、4番目に生ごみ処理機器購入補助の充実、5番目に循環型社会の構築、6番目に地区未加入者対策、7番目に指定ごみ袋の価格改定までについては速やかに実施し、市民事業者の協力の下、ごみ減量・資源化を推し進めるべきだとなりました。3月は全地域で地区総会が開催されたと思います。環境政策の担当者や、各地区担当職員が総会に出向いて、説明を実施した地区は何件あるのか、お伺いいたします。

清掃センターの焼却炉の現状についてお伺いします。指宿市清掃センターの焼却炉は、基本設計では1日8時間、処理量30tとなっています。平成15年焼却炉故障があり、改修工事で



一時的には16時間稼働できますが、本来の8時間稼働の30 t に変わりありません。指宿市清掃センターの1日当たりの可燃ごみの搬入量と稼働時間についてお伺いします。

2番目の、スマート・ウエルネス・シティ構想についてお伺いします。SWC構想の対象者として、子供から高齢者までの全市民が健康づくりの対象だと思っておりましたが、指宿市は、小学生以上と限定しています。私が視察に行った新潟県三条市では、市内在住者、在勤者及び在学者となっております。SWC構想を取り入れる自治体の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

地域公共交通、デマント交通ということで通告してありましたが、同僚議員がデマント交通のことについて伺いましたので、私は、地域公共交通についてお伺いします。産業建設委員会の所管事務調査で、福岡県八女市のふるさとタクシーの取り組みを調査してきました。乗合タクシーの利用経験者の80%の人が暮らしが便利になった、94%の人が乗合バスが必要だと回答しています。利用経験のない方からも、87%の人が乗合タクシーは必要と回答しています。八女市の乗合タクシーは、市民生活を支える新しい公共交通と期待されておりました。指宿市は、平成24年5月から6月15日まで、市民5千人を対象に指宿市まちづくりアンケートを採っています。アンケート結果と、アンケート結果を基にSWCワーキンググループを何回開催したのかをお伺いいたします。

市長と語る会について伺います。語る会で出された要望項目の進捗状況についてお伺いします。私は、今回、平成23年11月18日に、魚見校区で開催された市長と語る会に参加しましたので、主に魚見校区の問題について伺います。市長にしてほしいこと、要望項目が多岐にわたっていました。その中で市長が、提案された魚見岳の活用の仕方、離岸堤の問題、道路標識の問題等は現地を見させていただき、すぐにできるものは公民館長さん方に、今日の話の結果をお返ししますと述べてますが、公民館長さんへの回答内容と時期、その他の進捗状況はどうなったのかをお伺いしまして1回目を終わります。

市長（豊留悦男） ごみ行政についてでございます。一般ごみの委託状況については、ご指摘のとおりでございます。一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、各地域とも随意契約により委託しており、業務車両に関しては、その仕様書の中で、指宿地域においては受託者の所有車とし、山川及び開聞地域においては市が貸与することとなっているところでございます。

市長と語る会でございます。語る会については、本市では共生・協働の推進を図り、より良い指宿市を形成するため、市民の皆様の声を聞く機会の一つとして、平成22年度から実施しているところでございます。語る会ではそれぞれの団体から、様々な要望がございました。魚見校区についてはご指摘の通りでございます。一朝一夕には解決できない事案もあります。市民の皆さんからいただいた貴重なご意見を大切に、財政状況や毎年度の事業量なども勘案しながら解決に向け努力したいと思っております。なお、いただいた質問等につきまして

は、校区へは、文書でその対処方法等については、お知らせ、回答をしているところでございます。

以下、いただきました質問につきましては、部長等に答弁をいたさせます。

総務部長（遠見重英） まず、スマート・ウエルネス・シティ構想の対象者のご質問をいただきました。特に、健幸マイレージ制度の対象者が小学生以上になっていると、他市の状況等についてのご質問だったと思います。

この制度は、現在健康づくりに取り組まれている市民の皆様にはその継続を、また、これまで健康づくりに取り組まれていなかった方々には、健康づくりのきっかけとなり、その取り組みが習慣化されていることを目指して創設したものでございます。運動に取り組むことによって抽選で賞品が当たりますので、これを外発的動機付けとして、市民の皆様には、主体的に健康づくりに取り組んでいただけるものと考えております。対象者についてのお尋ねでございますが、本市では、健康づくりを主体的に行っていただきたいということと、抽選ではありますけれども、賞品が当たりますことなどから、小学生以上としたところでございます。なお、賞品の内容につきましては、大人向けと子供向けとを区分し、子供向けにはスポーツ用品等としているところでございます。現在、スマート・ウエルネス・シティ首長研究会には、26市町が加盟しておりますが、本市と同様の形でのマイレージ制度につきましては、本市のほかには5市が実施しているようでございます。このうち、2市では年齢制限がございませんが、3市では制限を設けておりまして、1市が18歳以上、2市は20歳以上となっているところでございます。

それから、プロジェクトチームの協議の回数等についてご質問がございました。市役所内部では、プロジェクトチームを発足させましたのが平成23年度からでございます。平成23年度は14課19人の職員で、また、24年度には19課35名に増員し、協議を重ねてきております。この間、平成23年度が4回開催しております。また、平成24年度につきましては、6回開催してきているところです。このほかにも、プロジェクトチームの部会長会議なども開催させていただいております。以上でございます。

市民生活部長（谷口強美） まず一つ目は、廃棄物減量等推進審議会の委員について、17名中5名の女性がいらっしゃったということで、年齢等についてのお尋ねでございました。5名の委員のうち、57歳から74歳まで、それぞれ、57歳から60代、70代と委員の方がいらっしゃいました。

それから二つ目は、総会時の説明について、どの程度説明したのかということでございました。開聞地域、あるいは山川地域も、総会時に環境政策課の職員が出向くところと、それから地元の職員が、私も含めてですが、山川地域では総会時に説明をいたしました。開聞では、7集落の546名が参加したようでございます。そのほか、各地区集落団体を含めると、18団体で839名という数値が出ております。

それから三つ目は、清掃センターの稼働時間の件でございます。1日で30tの処理能力の1炉でございますが、24年度の実績では12時間の操業ということになっております。以上でございます。

15番議員（新川床金春） 一般ごみの収集運搬は、私が言ったとおりだということですが、合併後ですね、同じような業務委託内容で、業務ですね、このように契約内容が違うのがほかにもあるんですか。お伺いします。

総務部長（邊見重英） 一般廃棄物の収集運搬業務委託契約以外で、合併後調整ができずに同じ事業内容でありながら、地域や相手などにより契約の内容が異なるものがあるかというご質問でございますけれども、現在、契約担当課、これは財政課でございますけれども、把握しているものとしては、そのような事例はないというふうに考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） ほかにないということでしたらですよ、同じ仕事をさせるんだらですね、車を自前で買っていただいて管理するようにすることはできないのか、お伺いします。

市民生活部長（谷口強美） 車の車両の状況でございますが、現在、山川・開聞地域については、市の方で車両を購入して、業者に委託しているわけですが、それから、指宿の場合は、業者の方で購入していただいているということでございます。今後につきましては、ごみ量の推移や収集形態、ステーションの数等の変動、あるいは新ごみ処理施設までの運搬距離等の状況を見ながら、業務車両の取扱いなど、業務を遂行する上で最も効率的で適正な管理方法を判断してまいりたいと思います。

15番議員（新川床金春） 実際、同じ仕事をして、車の管理が違うのはおかしいと思います。今、指宿が買っている車を、要するに、その事業者に貸与しているというよりも買い取って貰うというようなやり方で、何年かですよ、委託費の中でそれを精算していただくというやり方はできると思いますんで、できないことはないと思いますんで、対応していただきたいと思います。時間の関係で次に行きます。

ごみ出し指定袋についてですが、アベノミクスが景気がいいなあということでしたが、ごく最近、景気が悪く、ちょっと調子が悪いようです。国では消費税を8%から10%に上げるということはもう決定してます。消費税が上がると大変困るのは、子育て世代や年金生活をしている高齢者、身体障害者、生活保護者など多くの市民であります。家計にかかる費用がかさむ中で、ごみ出し指定袋を値上げするということは、市民生活に多大な影響を与えることには間違いありません。ごみ減量化、資源化のための施策の7項目に、速やかに実施するというので、先ほども言いましたけれども、ごみ出し指定袋の値上げの改定について、市民にいつ説明をしたのか、お伺いいたします。

市民生活部長（谷口強美） 現段階では、2月、3月から4月にかけて、各集落の館長とそれから出前講座等で説明をいたしております。

15番議員（新川床金春） 今、2月から3月にしたということですが、3月の定例会で私が、この発言の機会をもらってしたんですけど、うちの地区の公民館長が、私がおみ値上げの問題とか、減量化について話してくださいと言ったときに、いやそれは議員がしてくいよいよと言うぐらいの認識だったと、前回言っていますよ。そのぐらいの問題だから、その後をやっているのかということ聞いていますけど、4月以降にやったことはないのか、お伺いします。

市民生活部長（谷口強美） 各集落では成川地区4月9日、それから外国人の技能実習生等にも4月の中旬17・18日、それから各学校、それから中央公民館で、宮ヶ浜地区、潟口地区、柳田・温場地区、それから中小路地区、それから道上・潟山・北十町・湊・池崎地区の方々を対象として中央公民館で実施しております。

15番議員（新川床金春） 指宿市ごみ減量通信の第1号にですね、みんなでごみ減量、リサイクルに取り組もうと、目標ごみ減量20%なんですよ。2月、3月にやって、効果はどうだったんですか。今、4月以降に成川、外国人、各学校とかいろいろ言いましたけれども、やっぱりまだ周知されていないという認識があればですね、市長が、担当課の職員、そして地域担当をしている職員に再度お願いし周知するべきだと思いますが、市長、そういう指示をする考えはないのか、お伺いします。

市長（豊留悦男） 市民の協力がいただけないとごみ減量化はできません。ごみ袋値上げはその一つ的手段でもございます。そういう意味で、議員の皆さん、市民、公民館長さん方から様々な意見をいただきました。経済状況、その他の状況を鑑みながら、その時期は判断をしたいということをお皆さんにもお伝えをいたしました。市の職員が中心になって、そして地域の方々の協力をいただきながら、ごみ減量には努めてまいりたいと思っております。やはり、説明が足りないということであれば、値上げうんぬんは別にしてごみ減量についての協力依頼は、積極的に行ってまいりたいと思っております。

15番議員（新川床金春） もうすでにですね、値上げの答申もっております。市民の声、意見を謙虚に聞くべきだと思いますので、この値上げの改定案について、パブリックコメントを実施すると考えないか、お伺いいたします。

市民生活部長（谷口強美） 審議会の答申書でございますので、現段階ではありません。

15番議員（新川床金春） 今さっき市長がですね、値上げについては経済状況を見てということですけども、もうすでに値上げの答申ももらっているのです、来年市長選に出馬する決意をしています、ですよ、市長。だったらですね、ごみ出し指定袋の価格改定を公約に入れて市民の負託、受けるべきだと思うが、市長選の公約に入れる考えはないのか、お伺いします。

市長（豊留悦男） この件について、まだマニフェスト、その他、市長選に向けての具体的な事業内容、そのほかは考えているところではありません。この場でどうするということは、

従って言える時ではないと思っております。

15番議員（新川床金春） 市民生活を直撃するんですよ。そのことを公約に入れないで、選挙があつて、こんなもう黙っておこかいと、これ国会の話ですよ、指宿市長もそういうことになるんですか。やっぱり市民の代表として、一人しかいない市長がですよ、自分は値上げのための答申を審議会にお願いしているんですよ。それを公約に入れて出るべきだと思いますが、再度伺いますが、公約に入れるのか入れないのか、お願いします。

市長（豊留悦男） 先ほどと同じでございます。

15番議員（新川床金春） 何回言っても同じことだと時間をもったいないので、次に行きます。清掃センターの焼却炉の現状についてですが、指宿市のロビーにですね、先ほど言った第1号があります。第1号の真ん中の下の方に、悲鳴を上げる清掃センターと、指宿市清掃センターは、1日30tの処理能力で設計されています。現在は1日平均36.6tのごみを焼却しています。また潁娃ごみ処理施設は、昭和54年に建設され、既に32年が経過しているため老朽化が進んでいますと。この書類を作ったのは2年前ですので、潁娃ごみ処理施設はもう34年経過しているんですよ。指宿市清掃センターの焼却炉は、ただいま1基で稼働しています。本来8時間稼働の処理量30tが、12時間使っているんですよ。平成15年に炉が壊れた時の、平成15年9月定例会の一般廃棄物処理対策調査特別委員会の中間報告だと、稼働率83%にしろなさいという指針が出ていた。市長、このことを把握していましたか。

市民生活部長（谷口強美） 修理の関係等もありまして、その辺は把握していたところでございます。

15番議員（新川床金春） 既に10年間、1日10時間から12時間稼働しているんですよ。酷使によって、炉はもう大分老朽化して、使用不能になるのではないのかと、私は危惧しておりますが、新炉ができるまであと3年以上あります。この炉は3年間維持できると思っておりますか、市長、お伺いします。

市民生活部長（谷口強美） 指宿広域市町村圏組合が新しい炉を計画中でございますが、平成29年度中の完成を目指して、現在準備を進めております。指宿市清掃センターについては、施設の老朽化から維持補修費に多額の経費を要しており、毎年度更新が必要な焼却炉の耐火煉瓦の補修などに多額の経費をかけているところでございます。また、1日の処理能力30tに対し、24年度まで33.9tを処理しておりまして、焼却炉などの施設自体に大きな負担をかけているのは現状であります。このためにも、今後適正な管理運営に努めますとともに、ごみの減量化、資源化を更に推進して、施設への負担を軽減することで施設の延命化を図ることが重要であると、考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） 今、部長が新炉の話をしました。新ごみ処理場の建設についてという、全議員持っていますよね、全議員も持っているし、部課長も皆さん持っていると思います。この中にですね、潁娃ごみ処理場は昭和54年の稼働以来35年以上経過し、老朽化の進

行とともに、年を重ねる度に多額の費用がと、さっき部長が言ったとおりです。老朽化によって施設が仕様不能になるという事態も懸念されるようになってるんです。指宿の炉もそういう状況なんですよ。だからごみの減量化に、市長自ら市民にお願いするぐらいの気持ちがあって、ごみの減量化を目標の20%にさせていただきたいと、というような取り組みをする。ごみの減量化20%、今、部長は首を傾げましたよ。びっくりしますよ。だから、ごみの減量化20%するためには、市長自ら職員と、議員も一緒に出向いて、指宿の炉は危機的状況だという認識を持たないといけないと思います。平成15年に旧指宿市の議員は体験しております。だから私は言うんですけれども、二度と炉が壊れても、ほかの市町村は受け入れないということ言われているんです。だからどうしてもこの炉は壊れてはいけないという認識の下で市長に伺いますけれども、市長、自らですね、市民に声をかけて、減量化に取り組む考えはないのか、お願いします。

市長（豊留悦男） 炉が危機的な状況にあるというのはもう、皆さんもご存じだろうと思います。ですから、この炉をもたせないといけないわけでありまして、新炉ができるまで。これまで、補修等に多額の経費を要しておりました。これは今始まったことではないわけでございます。できれば、数年前に、この焼却炉の建設について討議がなされ、意見が出され、そして今、安心してごみ処理ができるような状態になっておればありがたいなあとという思いがするのは、私だけなんでしょうか。平成25年度においては、生ごみ処理機器購入補助の拡充をしたり、資源ごみの分別収集地区報奨金の増額をしたりして、ごみの減量資源化へ誘導する施策を実施中であります。職員もそうですけれども、私も率先している方々には、機会あるごとにごみ問題については、市民一人ひとりが当事者として危機意識を持っていただきたいということは申してあるところでございます。すべての市民がごみ問題に強い関心を持って、今後、指宿市においてはごみ問題をどう処理するかということについて、議員の皆様も地域の皆さんも、もちろん市役所の職員もですけれども、一緒にその解決策を探るとき、それがまさしく今であろうと思っているところであります。

15番議員（新川床金春） 市長、その勢いですよ。その意気込みがないとごみの減量化はできません。みんなで一緒にやろうということで、市の職員も議員にも声をかけ、どんどん声かけてですね、事業所にもかけていただきたいと思います。私は、炉が壊れたときのことを思うと、やっぱり市長にきついことも言わないといけないのかなと思って質問していますので、よろしくお願いします。そしたら次にいきます。

スマート・ウエルネス・シティ構想についてですが、先ほど5地区がですね、ポイント制をしていると。その中で、18歳、20歳というところがあるということでした。小さな子供が参加すると、両親や祖父母も大分参加してくると思うんですよ。やっぱり、2市が年齢条件をしてないんだったら、抽選で何が当たるんじゃないかと、子供はポイントを貰って頑張ったねって言われれば、幼稚園、保育園児が喜んで参加するんですよ。やっぱり、小さいときか

ら健康づくりをと市長は言ってますから、この年齢条件について、再度考えることはないのか、上村副市長に伺います。

副市長（上村欣久） 健幸マイレージ制度につきましては、市民の皆さんが主体的に取り組んでいただきたいということで始めました。また、抽選で賞品が当たりますことなどから、対象を小学生以上としたところがございます。しかしながら、この件につきましては、議員ご指摘のとおりですね、今年の実施状況を見ながら、この年齢制限をなくすこと、あるいは制度の見直し等につきましては、鋭意判断していきたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 健幸なまちづくりですので、そのようにしていただきたいと思えます。次に、地域公共交通について伺います。先ほどアンケート結果が出たけどどうだったのかということで伺いましたら、ワーキンググループを何回かしたということの答弁でした。地域公共交通について伺っているの、そこについて解答いただければよかったですけれども、利用しなかったと答えた方々の回答の中にですね、バスの便数が少ない、目的地に行くバスがない、時間帯が合わない、バス停がないなどの回答が多かったです。利用しなかった方の、どのように改善したらあなたは利用しますかという設問を、市長公室に出していません。便数を増やす、どの地区にもバス停を設置、バス停の屋根などいろんな整備をしていただきたい、早朝便、深夜便の運行をするなどの回答がありました。このような回答をもとにですね、ワーキンググループでは、この問題についてどのような話がされたのかお伺いします。

総務部長（邊見重英） ワーキンググループの回数を回答させていただきました。これにつきましては、スマート・ウエルネス・シティ構想についての思いをそれぞれ構想に向けてグループ員に検討していただくというような形でございました。したがって、今、議員ご指摘のバス自体のことについては、そこで具体的に検討がされていたということは、ございませんでした。

15番議員（新川床金春） 部長、指宿市の最大の目標は何ですか。65歳以上の医療費を抑制することですよ。そのために市長が、スマート・ウエルネス・シティ構想は指宿市に合致しているということで取り組んだんですよ。通告もしてありますけど、何回もこれまで市長に3年3か月、市民のための巡回バスについていろいろと質問してきました。その答えが、いや、ないでしたって、何のためのアンケートなんですか。たくさん何ページもあるアンケート調査をし、それがですよ、危機的状況にある指宿市の財政を改善する一番の特効薬であるこのアンケート調査の結果が、ただワーキンググループを開催したからいいというだけじゃない、駄目だと思いますよ。私が行った新潟の三条市もですけど、新潟市もですね、公共交通が高齢者のためになると、歩いて暮らせる、出かけやすい環境を作るために、お年寄りでも安心して移動できる公共交通の充実と利用促進に取り組んでいるということです。指宿市版スマート・ウエルネス・シティ構想のどこにこの事業が盛り込まれているのか、私はこの書類を持っ

ていますので、この何ページにあるということで答弁をください。よろしくお願いします。

総務部長（邊見重英） 私の答弁の仕方が、何かうまくなかったのだと思いますけれども、確かに5千人を対象にアンケートを採りまして、その回答につきましては、市長公室の方でその内容等について検討させていただき、広報紙等でもさせていただいているところです。ただ、今、議員ご指摘の健幸のまちづくりを目指してと、というみなさんにお配りしている資料の中に、ちょっと私の方では市内循環バスのことというのは目に入っておりません。先ほども申し上げましたように、25年度のいろいろな事業を推進していく上で、特に市長公室で実施しております、先ほどのポイント制度であるとか、地域環境の整備事業であるとか、そのようなことの中にアンケート等での意向を反映させていただいているというふうに理解しているところです。

15番議員（新川床金春） 健幸づくり施策の推進、暮らしの場や賑わいの場の再生、正しい食生活の推進、生涯現役社会の実現というのがありますが、このどこにあるんですかっていうことですよ。高齢者の生きがいくりのために、何がいいのかっていうところの、これが何処にあるんですかと聞いているので、教えてください。

総務部長（邊見重英） 今言われたこの計画といいますか、推進計画の中、推進計画といいますか、推進のレジメの中のどこに入っているのかということでございますけれども、具体的に市内循環バスのことについては述べておりませんけれども、当然、全体の事業を実施する中で、循環バスを利用していただいて様々なイベントに参加していただいたり、外に出ただくということがあれば、それは一定の健康増進に繋がっていくものと思っているところでございます。

15番議員（新川床金春） SWCに加盟の12市の中でですね、7市がスマート・ウエルネス・シティ総合特区に申請しているんですよ。その総合特区の中で、政策課題として、地域全体の健康づくり、寝たきりの予防、移動困難者の減少の支援という部分があるんですよ。解決策として、公共交通の拡充、利便性向上により、過度に車に依存しなくても生活ができる環境づくりを推進、新たな規制の特例措置などの提案ということで、歩いて暮らせるまちづくりの再構成の中にですね、停留所などの整備、ベンチなどの整備もできると、特区にあるんですよ。このような素晴らしいメニューがある中で、なぜ入れてないのかという、僕は不思議でたまらないんですよ。市長には3年3か月前から、高齢者のため障害者のため、交通弱者のために、市内循環バスの話をしております。高齢者が行きたい病院に行きたい、そうすることによって、健康づくりもできるだろうと。バスを1便増便すれば700万という答弁ももらっております。700万使ってますね、医療費を1億2億軽減できるかもしれないんですよ。なぜ700万を使えないのか、私は残念でなりません。ただこういう総合特区があるのに、この特区の中のすばらしい事業が、今回の指宿市の健幸まちづくり指針、これに入っていないんですよ。なぜ入れてないのか、市長、お伺いします。



市長（豊留悦男） SWC構想、いわゆる健幸のまちづくりで先発組として7市が、このSWC構想の、いわゆる首長会議に参加をいたしました。岐阜を含め、つくば、新潟、三条、見附、そういう市が健康特区として理想的な健康の街を作ろうということで申請したのが、今ご覧のその計画であります。指宿市は遅れること1年、この会に参加させていただきました。地域交通、つまりデマンド交通についても、利用者が本当にそれを望んでいるのか、そのことで健康に役立つのか、地域の賑わいづくり、そして地域の創生に役立つのかという、多方面の観点から検討しなければならないという話し合いもなされました。指宿市が、例えば、今の循環バスを2倍にし、経費を2倍にしたときに、利用者が果たしているのかどうかを含めて、いつも申し上げておりますけれども、費用対効果という面で、それが実現可能かどうかということについても、現在検討しているところでございます。決して、その議員のご指摘のことを否定するつもりではありません。そのことにより、医療費が削減できるという、いわゆるエビデンスと申しますけれども、それが可能であれば喜んでやるつもりであります。ただ、いつも申し上げますように、指宿市は、財政の再建という、そういう大きな課題も残っておりますので、このデマンド交通を含めて、公共交通機関の充実によりどういうプラス面、つまりメリットが生じるのか、それは分かっていることですが、じゃ現実的にこの便を2倍にしようと、そして交通のこの体系をもう少し多くしようという、そういうことについては、これからの検討課題であると言っているところでございます。交通、公共交通を拡充し、歩いて暮らせるまちづくりを推進する、それはみんなの願いでもあります。いわゆる特区申請をしたらどうかということですが、現在は、例えば、停留所設置の手続きは非常に緩和されておりますし、特に特区の指定を受ける必要はなくなっているところでもございます。そういう意味で、SWC構想の中で、この交通網、デマンド交通を始めとする地域交通体系については、検討をさせていただきたいという趣旨の答弁を、これまでも繰り返しているところであります。

15番議員（新川床金春） 市長、この期待される効果ということで、この書類は市長は見ていますけれども、5年後の経済効果ということで、医療費抑制による経済効果、介護給付費抑制による経済効果、健康関連産業による経済効果と、そして、SWC12市への波及効果、その次がいいんですよ、中心市街地商店街売上げの向上と、バスによって街に出てくる、その高齢者が街でいろいろ買物をする、すると、指宿駅、山川駅、山川の活お海道とかいろんなところが潤うんですよ。ですから1便でも多くして、健康づくりの、イコール商店街の活性化に繋がるのかなと思って、私は質問しております。ですから、市長の言うことは分かりました。ただこうとも考えてこれから調査するべきじゃないかなと思っておりません。

次にですね、3年3か月前、市長が市長になって最初の議会のときですよ、市内循環バスのアンケート調査、そして、ふれあいデイのアンケート調査をしていただきたいということで、

アンケート調査をされたんだろうと思っていました。ふれあいデ이의アンケート用紙をここに持っています。この表裏にも市内循環バスについて、何も書いてありません。市長、3年3か月、何をしていたんですか。私は何回もこのことについて、ふれあいデイで市内循環バスについてアンケートしてくださいと言ってあります。担当部課長に、いつ指示したのか、お伺いいたします。

健康福祉部長（野口義幸） ふれあいデ이의アンケート調査の件でございますが、ふれあいデイに参加した結果、身体面や心理面でどういう変化があったのか。また、日常生活を送る上で健康づくりにどう取り組むようになったのかなど、事業効果に対する質問のほか、来年度参加したい講座や、今後取り組みたい講座などをアンケートで採っております。このアンケートの中では、市内循環バスの増便につきましてのアンケート調査を行っておりません。

15番議員（新川床金春） 部長、私が聞いたのは、3年3か月前にこれでアンケートを採ってくださいと言ったんですよ。それが入ってないということがおかしいよと言っているわけだから、ほかのことはいいんですよ、入れてないんなら入れてないでいいんですよ。実際ですね、本当にお金がいる、指宿の財政支出が多い、その根源が高齢者の医療と市長は思っているでしょ。それを改善する余地があるから、この事業を取り入れたと思いますので、やっぱりいろんな場面場面です。市民の声を聞いていただきたいと思います。先週の金曜日、一般質問の予定でしたけど、台風襲来ということで延期になりました。土曜日、私が市内の高齢者の方と話をするチャンスがありまして、バスのことを聞きました。実際、80歳のおばちゃんが買い物に行って、荷物をいっぱい持っていたけど、ここ車はあんまり通らんから、降ろしてくれということで運転手に相談したら、この地域はフリー乗車区間じゃないということで降ろしてもらえなかったの、その後、市内循環バスは使っていないと、大変重い荷物を持って家まで帰るのは苦痛だったということで、言われました。フリー乗車区間というのは、渋滞などの支障を与えない所定の区間ではどこからでも乗り降りできるということになっているんですけども、指宿の尾掛地区から私の家の前を五郎ヶ岡の浦田商店までがフリー乗車区間です。先週も乗りました、今日も乗ってきました。本当に、バス停まで行かなくていいなあと思いました。山川・開聞地区にもですね、市道で道幅広くて留められるところが何か所もあるということを知りました。成川の前ノ園から鰻、小川の鰻入口までは、そんなに交通量は少ないですよ。そして利永から尾下の方面も、そんなに交通量は少ないと思います。ここはフリー乗車区間になっているのか、お伺いします。

産業振興部長（高野重夫） 市内循環バスのフリー乗降区間についてのお尋ねでございました。市では、市民の皆さんの交通手段の確保を図る主な目的として、市内循環バス、イッシーバスを運行しております。このイッシーバスでは、路線の一部でバス停がない場所でも自由に乗り降りができるフリー乗降区間を定めております。この区間では、交通量が少なく道幅が広くて、運行に、停まっても支障がないというような場所で、特に定めておりますけれど

も、このフリー乗降区間では、まず、手を挙げるとイッシーバスに乗ることができます。また、直接口頭で運転手に知らせると降車することができます。そのような形であります。あと、開聞、徳光、成川の区域では、入野から脇まで、それから、川尻の浜田医院前から川尻東、それから、西徳光から徳光公民館などが、今のところフリー乗降区間として鹿児島交通とは協議をしております。今後、またお客様の、バスに乗って利用者のアンケートを聞き取りなんかをして、要望があるようであれば、支障のない区間ではフリー乗降区間というふうにできないか、協議をしてみたいと考えております。

15番議員（新川床金春） 私が先ほど言った、成川の前園から小川の鰻入口までは、なっていない、利永の県道から尾下のルートもなっていないということです。これをどうかしてくれということで私に要望がありますので、部長に伝えておきますので検討してください。よろしくをお願いします。

鹿児島市はですね、友愛福祉バスを運行し、70歳以上の高齢者は無料なんです。指宿市の市内循環バスは、昨年の利用者は2万6千人で、委託料と売上げを合わせますと1,700万程度で、2往復しております。これを私のひとり勝手な提案かもしれませんが、市内循環バスを1往復増便し、65歳以上の高齢者が1万4千人いますが、その1割の方がですね、月1千円で乗り放題、乗り降りしてもフリーパスでできるというようなことを計算してみました。高齢者の1割が利用した場合、月140万、年間1,680万です。それに委託料を合わせますと2,880万で、3往復した場合に指宿市の鹿児島交通への持ち出しはないような気がします。仮に2割にした場合はですね、その持ち出しを縮小することもできるんです。ですから、ふれあいデイとかいろいろところで市民に声をかけて、笑顔で元気であって欲しいから乗ってくいやいなあというような声かけをして、温泉に行ったり買い物に行ったり、病院も行く、孫んとこへも行くというような利用ができればいいのかなと思います。指宿駅で降りて、今林に途中でなんか用事を済ませて次に行くと400円、今度はそれを逆に帰ると、もう往復で800円いるんですよ。そうすると運賃が高いのもう乗りたくないということで乗らないというようなアンケートもありましたので、月1千円でできるような、提案はできないのか。医療費の抑制策としてなるので、私の試算は私が勝手にしたものですけれども、実際は指宿の持ち出しがないようにするためにそういう検討もできないのか、お伺いします。

産業振興部長（高野重夫） 今、議員の方から、1か月1千円でフリーパス券的なもので運用できないかというふうなお尋ねでございました。試算の上で果たしてその、何人の方が利用するかという部分で実際の今の2万6千人利用されておりますけれども、これは多分1人の方が一週間に1回病院に行ったりしている分の累計で2万6千人という方、そういうトータルです、ですから、2万6千人一人ひとりではなくてある程度人数が限られた部分ですので、運賃収入については大分試算よりは減るのではないかというふうを考えております。ですから、それらも含めていろいろ研究した中で検討してみたいと考えております。

15番議員（新川床金春） ありがとうございます。便数が少ないということが一番の問題なんです。病院に行って帰ろうと思ったら帰りのバスがなくてタクシーに乗る。そういう悪循環で乗らなくなったというのが、私が調べた結果ですね、いろんな方から、そういう話を聞いてますので、そのことだけは伝えておきます。いい方向でいくことを、産業振興部長期待しております。 . . . . .

市長（豊留悦男） . . . . .

15番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。市長はですね、海岸整備、離岸堤の話が出たときに、尾掛地区の道路の向こうに、ボードウォークを休暇村から吹越まで整備できたらなあ、5年・10年のスパンがかかるかもしれないけどという、すばらしい夢を語ってくれました。今、県の事業で知林ヶ島、魚見港のところは綺麗になっております。これがどんどん良くなっていくのも、市長がこのことを念頭にあってやったからかなあということは思っておりますが、要望事項の中でですね、こういうのもありました。魚見岳の階段の登山道の整備をしていただきたい。市長は、魚見岳の階段に杭を打ち、電気を仕込んで夜でも歩けるようにすると、山全体が見える、太陽光を利用するとあまりお金がかからない。階段のところに休めるところを設け、専用のベンチを置き、階段入口に駐車場を整備するというのも、こちらは階段だけだったんですけども、こんなすばらしい提案をしていただきました。太陽光の利用やベンチ設置、駐車場について、関係課で検討したことがあるのか、部長に伺います。

総務部長（邊見重英） 語る会では、それぞれの地域や団体に対する思いというものを、市民の方々もですし、市長にしましても、市側も述べさせていただいて、参加いただいた方々から自発的なアイデアや、こうしたらよいのではないかという意見をお聞きしながら、地域や団体の今後についてより良い施策を一緒に考えていけると思っておりますので、実施させていただいているところでございます。また、そうした対話の内容を踏まえまして、今後の市の施策形成に役立てていきたいと考えております。それと、今、魚見岳登山の整備のお話が出ました。

議長（森時徳） 簡潔にお願いします。

総務部長（邊見重英） はい。そういったご意見も踏まえながら、SWC構想の中で外灯設置やウォーキングロード途中の休憩所設置等も補助の対象になる、地域ウォーキングロード整備補助金の事業を立ち上げたところでございますので、共生・協働の推進も踏まえ、地域の皆さんと行政と一緒に取組んでいけたらと考えているところでございます。

それともう一つ、離岸堤の件がございました。これにつきましては、私どもの方も担当課であります土木課であるとか、観光課の方にも話を伺いました。その中で、現時点では、非常に海岸事業の導入は厳しいと思っております。また、既存の護岸については、経年劣化による老朽化や、浸食による根の仙窟等が見受けられるので、県と協議しながら検討してまいりたいと思っているところで、そのように館長さんの方にもお伝えさせていただいているところです。

議長（森時徳） これにて、一般質問を終結いたします。

#### 議案第57号上程

議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第57号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第57号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,089万6千円を追加し、予算の総額を202億632万円にしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、議案第57号について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第57号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ1,089万6千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を202億632万円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、起債額の変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、12ページをお開きください。款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節19負担金補助及び交付金1,014万4千円の補正につきましては、指宿中央通商店街振興組合と渡瀬通り会が申請してありました国の大型補正予算に伴う商店街まちづくり事業の採択内示があったことから、指宿中央通商店街振興組合に対しては、アーケード及び照明設備改修工事に係る市補助金665万7千円、渡瀬通り会に対しましては、街路灯設置に係る市補助金348万7千円を計上するものであります。

款8消防費，項1消防費，目1常備消防費，節19負担金補助及び交付金75万2千円の補正につきましては、消防救急無線デジタル共通波を指宿市内全域で受信するためには、山上基地局を新設する必要があり、基地局の実施設計委託料について、消防組合の広域議会において構成市負担金を増額することが議決されましたことから、本市の構成市負担金を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款18繰入金79万6千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源として、財政調整期金からの繰入金を計上するものであります。

款21市債1,010万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、過疎対策事業債の追加を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時20分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第57号（質疑，委員会付託）

議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### 散 会

議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 森 時 徳

議員 浜 田 藤 幸

議員 高 橋 三 樹

平成25年第2回指宿市議会定例会会議録

平成25年6月27日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第53号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第54号 指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 指宿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第5 議案第56号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第57号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 審査を終了した請願（請願第1号）
- 日程第8 閉会中の継続審査について（陳情第4号）
- 日程第9 議案第58号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 意見書案第1号 小人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第11 市長の発言取消申出の件
- 日程第12 新川床議員の発言取消申出の件
- 日程第13 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎



19番議員 下柳田 賢 次  
22番議員 森 時 徳

21番議員 松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
農 政 部 長	池 増 広 行	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	濱 田 悟	山 川 支 所 長	森 健 一
開 聞 支 所 長	下 吉 耕 一	建 設 部 参 与	上 谷 修
総 務 課 長	廣 森 敏 幸	財 政 課 長	中 村 孝
市民協働課長	馬 場 久 生	長 寿 介 護 課 長	大 久 保 成 人
農 政 課 長	宮 崎 英 世		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
主幹兼調査管理係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前10時12分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

#### 議案第53号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第53号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（下柳田賢次） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第53号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

市民活動補償保険事業とはどういう内容かとの質疑に対し、ボランティアなどをしていただいた方々に市が掛けていた保険があるが、すべてのボランティア事業が対象にならないということから、市が主催する事業だけではなく、NPO法人であるとか、幅広くボランティア活動をしていただいた方に災害等が生じた場合、保険の対象になるということで市が一括して加入している。地域ごとに集落で加入とかあったが、この保険で市内のボランティア活動についてカバーできるという内容になっているとの答弁でした。集落の整備の中で、コミュニティプラットフォーム育成事業とあるが、どのような事業かとの質疑に対し、新たな制度づくり、組織づくりについて進めていくという内容で、地域のPTAや老人クラブの方々と話しながら、モデル的な部分を作っていくという事業で、今後のコミュニティをどうやっていくかという協議をしていく形になるとの答弁でした。

水道事業施設整備事業が新規に入っているが、独立した公営事業の起債について、過疎債で充当するということは、償還とかは一般会計が丸抱えでやるということかとの質疑に対し、

水道事業や公共下水道、それぞれの会計ごとに償還するとの答弁でした。

水道事業自体、過疎債ということかとの質疑に対し、水道事業の企業会計については過疎債の対象とならず、一般会計の行う簡易水道事業等については過疎債の対象になるとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第54号及び議案第55号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第54号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について、及び日程第4、議案第55号、指宿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました議案第54号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について、及び議案第55号、指宿市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第55号は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第54号については、反対討論として、来年の4月から消費税が8%に上がり、再来年の10月

から10%に上がるということが予定されているわけですが、この消費税増税分と連動する、あるいは、それを前提とした部分が含まれていますので反対としますというものがあ、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第54号について。来年4月から消費税は8%に、再来年10月から10%に上がることになっていますが、消費税のアップと連動、あるいは、前提にされている部分を含んでいると、説明の中で感じたのですがとの質疑に対し、消費税引き上げに伴う対応として、住宅取得については取引価格が高額であるということから、平成26年4月からの消費税引き上げ前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加における影響を平準化し、緩和する等の観点から、特例的な措置としてこの措置が講じられたものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第55号について。措置法の34条で設置義務が明確になり、本部長は市長、副本部長は副市長ということで、市長が設置するということですが、人選や人数等についても、市長の考えに基づいてということなのですか。それに関する定めが何かあるのですかととの質疑に対し、国の新型インフルエンザ等特別対策措置法の第35条に、市町村対策本部の長は、市町村長をもって充てると位置付けされていますので、これに基づいて計画しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案第54号に反対の討論を行います。

本議案は地方税法の一部改正に伴うものであります。東日本大震災復興支援のための固定資産税や都市計画税の免除延長などは当然のことですが、株式などの配当譲渡所得に対する損益通算特定の対象拡大は富裕層優遇ですし、国際バルク戦略港への固定資産税などの軽減措置も十分な担税力を持つ大企業への税優遇策です。また、消費税増税を前提とした内容も含まれています。よって、本議案に反対をいたします。

議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森時徳) 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第56号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第5、議案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ分割付託されました議案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第3号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、財政課所管分について。400万円に対して交付税措置があるのかとの質疑に対し、市民協働課の戸籍システム改修に対する補助金で、今回の通信装置の部分については、国からは専用装置の配布のみで、それ以外は一般財源ですべて対応する形になるとの答弁でした。

システムの口数を増やす分として400万円計上しているが、今後、そのようなお金は発生しないということになるのかとの質疑に対し、今回、4口増やすことにより、戸籍で1口使い、後の残りは予備という形になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。備品購入費204万6千円の振り分けはとの質疑に対し、女性消防隊が102万1千円、大成少年消防クラブが102万5千円であるとの答弁でした。

女性消防の備品とはとの質疑に対し、必須に買わなければならないD1級軽可搬の消防ポンプ及び活動服等を計画しているとの答弁でした。

女性消防隊の一式で補正を組んだわけですが、全国大会での活躍が済んだあと、女性消防隊を消防団にする考えはないかとの質疑に対し、現時点では大会に向けて全力を傾注していただくと同時に、大会終了後、消防団員として活動を希望されたときに、どのような活動をしてもらうのか、組織体制などについて、4月19日に立ち上げた設置検討委員会で検討していくとの答弁でした。

せっかく備品等も整備されるのであれば、継続して使えるような形で、女性消防団の結成に向けて、何らかの広報活動なり、アンケート調査をやってほしいと思うがとの質疑に対し、設置検討委員会で、その辺のところも検討して、大会が10月に終わり、それから広報紙等で募集をかけるにしても1か月ぐらいは必要であろうと考えている。県内の女性消防団の中で、消防団の本部及び分団に配属している消防団が5消防団、本部付きが4消防団、分団に配属している消防団が9分団あり、どのような形がいいのか検討していくとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。人権教育に関する講演会の参加者は、柳田小学校関係者だけですか。希望する市民も対応するのですかとの質疑に対し、今、計画の段階ですが、講演会の対象を柳田小学校関係にするのか、市内の教職員、保護者まで広げていくのかは、今後、検討することになると思いますとの答弁でした。

県から決定通知があり、スクールソーシャルワーカー派遣回数が増え、54時間ほど増になるという説明がありましたが、本市の指導事案の動向はとの質疑に対し、昨年、支援対象となった児童・生徒数は、小学校22名、中学校17名で、支援を継続して行っています。また、その内容は不登校、家庭環境ですが、23年度からすると若干増えつつある傾向にあると捉えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。いす、テーブル、空調設備といろんな関係を認めていますが、当然、地区からこういったものを認めてほしいという申請があって、それに基づいて検討をし、自治総合センターの方で決まったということであって、自治総合センターから追加、あるいは削除というものはなかったのですかとの質疑に対し、特にないと思います。指宿市も9件申請が上がったのですが、上位にどこをもってくるかは抽選です。平成24年度の事業の総括表では、全国で1,741件の38億1,050万円ですが、鹿児島県では、69件の1億5,370万円です。県内に43市町村ありますが、自治総合センターの方でどういう配分をするかわかりませんが、この中で指宿が4件決定されたところですよとの答弁でした。

意見として。コミュニティ助成事業に9件の申請があったということですが、市の財政にも負担が掛かりませんし、今後とも広報に努めて、たくさんの申請を出していただいて、確率が高くなるように努力していただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について。海岸漂着物の事業費の増は、海岸の漂着物が増加しているから強化する意味合いもあると思いますが、漂着物の状況はとの質疑に対し、この事業は平成22年度から23年度にかけて、海岸漂着物処理推進法に基づき、地域グリーンニューディール基金事業を活用して、県の全額補助で実施していました。24年度は補助が打ち切られましたが、約1年半実施する中で、観光地でもあり、海岸清掃は必要だということで、市単独事業として実施しましたが、25・26年度に国から補助があるということで手を上げました。平成22年度のごみの回収量は、5か月間で44 t、平成23年度が99 t、24年度が43 tですよとの答弁でした。

不法投棄のチラシを作るということですが、今でも不法投棄がされているのですかとの質疑に対し、海岸で遊んだ花火、ペットボトル、缶類、川から流れ込んだと思われるような農業用のビニールも流れていますし、時には猫や鳥の死骸も報告されています。海だけではなく、地域から流れ込むということもありますので、皆様にも現実を分かってもらい、海岸だけではなくて、地球規模での環境美化を訴えていきたいと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。保育士の賃金が組まれていますが、単価はほかの課も一緒なのですかとの質疑に対し、今回の補正は単価6,350円で、4月から3月までの294日分で186万6,900円と、6月、12月の賞与分などで219万7,100円の賃金を計上しているところでの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第56号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月12日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。鳥獣被害防止対策の内訳はとの質疑に対し、カラスの罠4基、小動物用の罠40基、電気柵を2km分購入との答弁でした。

小動物用の罠40基で、被害に応じた対策ができるのかとの質疑に対し、指宿市内に四つの猟友会があり、1猟友会当たり10基設置していただくよう話を進めている。実施した後、検証し、増やした方がいいのかどうかを考慮するとの答弁でした。

猪も狸もイタチにも、全部に通用する檻を考えているのかとの質疑に対し、猪用のものは、1m角ぐらいで奥行きが2mぐらいのものだが、今回は、40cm四方で奥行きが70cmぐらいの小動物用と、狸などを想定しているので、猪には対応できない。猪については電気柵で対応するとの答弁でした。

今一番農家が困っているのは猪だ。どの罠がいいのかということの研究して、県に要望していく考えはないかとの質疑に対し、今回、猪は電気柵で追い払うことを想定していたが、密度を減らすことも重要なので検討していくとの答弁でした。

カラスの捕獲はどのようにするのかとの質疑に対し、2m四方ぐらいの大きな檻の形で、中に生きたカラスを入れたり、中に餌を入れて誘導する方法で、天井に空間があるので、そこから入って、後は出られないようになっているとの答弁でした。



指宿はヒヨドリの問題が大きいですが、対策は考えなかったのかとの質疑に対し、現在、ヒヨドリに限定する事業がない。ヒヨドリ対策にどのような方法があるのか検証しながら、この補助事業の中に入れていけないか、県に要請していくとの答弁でした。

カラスの捕獲器の実績はあるのかとの質疑に対し、メーカーに実績を確認して、効果があるということで導入を考えている。地域的なものがあるのか、効果を実証していくとの答弁でした。

ヒヨドリ対策に霞網を何とか利用できないものなのかとの質疑に対し、今年の3月議会で議論され、それ以前も質問もいただいたが、法に規制されているので、霞網は使えないとの答弁でした。

電気柵は1反当たりどのくらい掛かるのかとの質疑に対し、電気柵は1m当たり260円で、1反の周囲は約130m、3万4千円程度になるとの答弁でした。

地権者の自己負担はどのくらいかとの質疑に対し、補助限度額1m260円で、超える部分は農家の負担になり、3名以上の農家の方と規定されている。新しく取り組む事業なので、詳細についてはお知らせをしていくとの答弁でした。

鳥獣被害に対しては猟友会にお願いしなければならないが、手法はどのようにするのかとの質疑に対し、今までは、猟友会の方々にお願いをして、獲ることが主体の被害防止対策だったが、今回、捕獲のための実施隊という組織を作って、防止の講習とか、啓発活動をやっていく。実施隊の組織化を前提に、実施隊を活用しながら防止対策に力を入れていくとの答弁でした。

猟友会の人たちも高齢化している。対策は考えていないのかとの質疑に対し、猟友会も高齢化し、減ってきているので、若い方々に罠免許をどのような形で取っていただくのか、検討していかなければならないと考えているとの答弁でした。

意見として。捕獲だけではなく、追っ払う方法等もあるので、様々な方法を協議会の中で検討を重ね、被害が減る方法をとっていただきたいというものと、小動物用の罠だけではなく、猪の罠も必要なので、早急に県への対策を取っていただきたいというものと、霞網は法で規制されて使用できないことは分かっているが、ヒヨドリの被害は相当なものになっている。毎年、蓄積することによって相当な打撃を受けるので、特定のエリア、区画的な考え方など、市長会などで提案して、所管大臣への要望活動をしていただきたいというものと、県には防鳥網補助があるので、指宿市も幾らか出せるように努力していただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。小牧地区のシラス対策事業は、当初予算がどれくらいあって、幾ら増えたのかとの質疑に対し、当初予算が2,000万円で、それに追加割当8,000万円があり、総額1億円という形になっている。総事業費が3億6,000万円で、排水路、集水路、承水路を合わせて1万230mを整備する予定だ。今年の1億円は、測量設計等を行い、残った

金額で排水路の整備をする予定になっている。具体的な延長はまだ決まっていないとの答弁でした。

順調にいけば28年度に事業が完了するののかとの質疑に対し、予定では29年度までの5年間で計画しているが、早めの事業終息が図られるのではないかと考えているとの答弁でした。

ほかに検討しているところがあるのかとの質疑に対し、池田地区とかを模索してみようと考えているとの答弁でした。

意見として。シラス対策事業は良い事業なので、今後、対象地区を早期に決めてやっていただきたいというものがありませんでした。

次に、観光課所管分について。砂むし会館砂楽は、2月も改修作業をしているが、今回のろ過器改修は、2月の時点では気付かなかったのかとの質疑に対し、まちづくり公社と観光課で注意をしながら点検をしていたが、2月の時点では気付いていなかった。施設の安定的運営のため、十分な施設点検を今後も注意してやっていくとの答弁でした。

ヘルシーランド露天風呂の高圧気中開閉器の更新は、当初予算に計上すべきものだと思うがとの質疑に対し、施設運営を安定的に行うために、機器の更新について当初予算に計上すべきものと思うので、今後、定期点検の在り方について検討していきたいとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。種子島周辺漁業対策事業で、今回何をするのかとの質疑に対し、山川漁協は鰹を主にしているが、ほかに沿岸漁業である鯷、シイラ、鯛ですり身を作っている。そのすり身を効率的に時間を短縮して作り上げるための機械の導入になるとの答弁でした。

機械の導入で生産の増額をどのくらい見込んでいるのかとの質疑に対し、今回の機械導入により、年間にトータルで1,055パック生産できると算出しているとの答弁でした。

消費生活相談員のレベルアップのための研修は、何回ほど行くのかとの質疑に対し、東京が5回、福岡が1回との答弁でした。

今の相談員は3年ぐらいたっているが、内容が変わるので研修に行くのかとの質疑に対し、トラブルの事例が複雑多岐にわたってきており、毎年それに沿った形の事例研修などが行われているとの答弁でした。

出向いて講演をすることはしないのかとの質疑に対し、山川に月2回、開聞に月1回出向き、農業者年金友の会で説明したり、郵便局にも出向いて説明を行っているとの答弁でした。

意見として。生活相談員がいろんなどころに出向いて指導していただきたいというものがありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第6、議案第57号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第4号)

について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ分割付託されました議案第57号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第4号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月24日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

危機管理課所管分について。消防救急無線デジタル化の山上基地局の場所は決まっているのかとの質疑に対し、まだ決まっていないとの答弁でした。

予算を組んでいるということは、場所の検討は進んでいると思うがとの質疑に対し、消防組合から聞いている範囲内では、当初、メディポリス指宿付近にということで検討しているが、民有地だといろいろ問題があるのではということで、どこに設置するのか、土地を取得するのも含めて、今後検討していくと思うが、山上付近の適切な場所に伝搬調査なども踏まえて設置することになるかと思うとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第57号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月24日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

中央商店街振興組合のアーケード改修の内容はとの質疑に対し、外部の化粧は入っておらず、内部の危険な部分を改修する。C型鉄骨や屋根をすべて換える。屋根は錆びにくい鋼板に全面改修し、雨樋も耐酸被覆の強度のある材質に換え、天井部分は中の下地をすべてやり換える工事が主になる。照明器具については、街路灯の半分ほどをLED化したいと考えているとの答弁でした。

砂浜事業のことも考え、5年、10年先を見据えたまちづくりをするべきだと思うが、通り会の方々の意見はどういうものがあつたのかとの質疑に対し、名称を中央通りではなく太平次通りとニックネームを付けて観光客を呼ぶことにも生かしたいという話があつた。今後、化粧等ができる事業がないか探していくとの答弁でした。

中央通りと渡瀬通りの市の補助率が違うのはなぜかとの質疑の対し、総事業費に対して両通り会とも10%を考えていたが、中央通会は、現会員数からも10%の負担は難しく、危険な部分だけを改修してほしいという申し出があつた。観光客の玄関口、市の中心地でもあり、貢献度も大きいことから市の負担が大きくなっている。今回、国の大型補正もあり、補助率が3分の2で改修できるということで、千載一遇のチャンスと捉え、市が助成を行おうとするものであり、これまでは3分の1等の事業しかなかったが、今回を逃せば今後アーケードの整備は難しいものと考えている。また、市が補助金を出す部分に過疎債が充当され、元利償還金の70%が交付税措置されるとの答弁でした。

中央通り名店街を太平次通りと名称を変えるということだが、アーケード入口のアーチ部分の看板も造り換えるのかとの質疑に対し、中央通り商店街は登録した名称で、変えるのは解散した時になる。今回は、通称を太平次通りに変えたいということなので、アーチの部分はそのままになるとの答弁でした。

この事業は、危険防止、安全な市民の生活とともに、通り会の活性化に寄与していくのかとの質疑に対し、天井も10年は安全性が確保でき、アーケードを利用したナイトバザールとか、イベントを充実させ、地域の方々を通りに呼び込んでいきたいとの答弁でした。

意見として。海岸線の整備事業と一体化して、夜も安心して散歩もできる、健康づくりにも役立つ良い事業にしていきたいと思いますというものと、組合員を増やしていくことが重要だ。そして、アーケードが完成したら、大切に管理しながらやっていくよう指導していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した請願1件（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第7、審査を終了した請願1件を議題といたします。

請願第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会に付託になりました請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日に全委員出席のもと、紹介議員の説明を受け審査いたしました結果、本請願の学級の定数改善や義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、以前にも採択をしている事柄でもあり、とても大事なことだと思いますので、採択すべきだと思います。

すという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（森時徳） 次は、日程第8、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下審査中の陳情第4号について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 議案第58号上程

議長（森時徳） 次は、日程第9、議案第58号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## 提案理由説明

市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件1件であります。

議案第58号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の規定による国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた国からの要請により、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（遠見重英） それでは、命によりまして、議案第58号について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第58号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の規定に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間について、再任用職員を含む一般職の職員の給料月額を、職務の級が1級、2級の職員については4.15%、3級から6級の職員については6.76%を減額しようとするものなどであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議案第58号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

六反園弘議員。

16番（六反園弘） 58号に関連して質疑をいたします。職員組合との交渉を、事前交渉も含めて6回ほどやったということですが、その中で、この削減によって職員の生活への影響、そういった問題も語られたと思いますが、こういった問題が出たのかお伺いします。

総務部長（遠見重英） 今回の措置による減額につきましては、給料9か月分で職員一人にいたしますと、平均約18万8千円減少するということになります。そのようなことから、職員の生活に大きく影響するという事は交渉の中でも双方理解をして話しがあったところでご

ざいます。ただ、この措置につきましては、平成26年3月31日までの期限付きの取扱いと、特例的な取扱い措置ということでございますので、一応、合意を得たということになっております。

16番（六反園弘） 具体的な問題が出なかったようですが、職員の方々もローンの問題とか、いろいろあったんじゃないかと思いますが、そこですね、やっぱり、先ほどの消費税の問題等も出ましたけれども、やはり、安易に職員の給料をカットして、それでもって財源を補うという、この辺のやり方というのは、どうなのか。富裕層の不公平税制はそのままにおいてですね、前から問題になっているんですが、こういった庶民からの生活を脅かすような、そういった形で、ますます、以前、国民総中流といわれた日本の国民生活が、やはり今はもう、ますます格差が広がっている中で、このような形でどうなのかというふうに思うわけです。まして今回ですね、地方交付税に絡めて、これが削減を要求してくるという、非常に卑劣なやり方だと私は思うんですが、この辺で問題は感じているのかどうか、その辺は交渉の中でも出たんじゃないかと思いますが、どうなんですか。

総務部長（邊見重英） ただいま地方交付税のことがございましたが、地方交付税法の第3条第2項におきまして、地方交付税の交付にあたっては地方自治体の本旨を尊重し、その用途を制限してはならないと規定されているところでございます。しかし、今回の国からの要請は交付税の用途を制限するものではなく、東日本大震災を契機として、防災、減災事業に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域活性化を図ることが喫緊の課題となっているということから、その財源を確保するための対策であるということと理解しているところでございます。職員の皆様にもそのような説明をさせていただきまして、ご理解いただいたものと考えております。

16番（六反園弘） そういった形の受け取り方でいいのかなという気がするんですが、やはり地方交付税に絡んできているわけです。こういう形でやるとすれば、毎年、去年は平均5%だったから、今度は平均3%ぐらいで今年はやったらどうかと、そういう形ですね、毎年、安易にこういう形の財源確保、これではおかしいんじゃないかという気がするんですよ。この辺はやっぱり、市長なり、これが中央に抗議なりですね、要請なりしていくべきじゃないかと思うんです。その辺のお考えはありますか。

総務部長（邊見重英） 職員の給与を減額するということにつきましては、職員はもちろんですけれども、地域経済へも一定の影響はあるものと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限付きの特例的な措置ということでございますので、私どもはそういうふうな理解の下で職員と合意に達しております。また、議員からもございましたように、全国市長会でも、今回の取扱いについてはですね、やはり地方の主権といいますか、そのような在り方について要望しているという状況でございますので、今後はそのようなことを鑑みたくはですね、取り扱っていくべきものだろうと



思っているところでございます。

議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 反対の討論を行います。

国は、地方公務員給与を7.8%削減を前提に一律の削減をかけて交付税引き下げの方針です。これは正に前代未聞のやり方で、許されるものではありません。医療・介護・教育・農政、その他あらゆる分野で住民生活を支え、懸命に奮闘している地方公務員の生計費を乱暴に削るのは間違いであり、先ほどの答弁においても、給与削減は地域経済に影響を及ぼすという答弁もありました。正に政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行するものです。そもそも地方交付税は地方の財産であり、国が国の事情によって削減することは許されないものです。また、地方自治体の職員の給与等については、国の権限は及ばず、それぞれの自治体の主体性によって決められるべきものです。本議案は、国の要請によって給与削減を行おうとするものであり、その意味でも正当性に欠けます。以上のようなことから、職員組合との協議と合意があったとしても、容認できるものではありません。よって、本議案に反対をいたします。

議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第58号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号上程

議長（森時徳） 次は、日程第10、意見書案第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書案、を議題といたします。

意見書案第1号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

議長（森時徳） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

市長の発言取消申出の件

議長（森時徳） 次は、日程第11、市長の発言取消申出の件、を議題といたします。

市長より、お手元に配布いたしました申出書のとおり、発言を取消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

市長の申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、市長の申出を許可することに決定いたしました。

#### 新川床議員の発言取消申出の件

議長（森時徳） 次は、日程第12、新川床議員の発言取消申出の件、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新川床議員の除斥を求めます。

（新川床議員退席）

議長（森時徳） 新川床議員より、会議規則第65条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、発言を取消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

新川床議員の申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、新川床議員の申出を許可することに決定いたしました。

なお、市長の引用発言についても同様な処置になることをご報告いたします。

新川床議員の除斥を解除いたします。

（新川床議員着席）

#### 議員派遣の件

議長（森時徳） 次は、日程第13、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会

議長（森時徳） 以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成25年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 森 時 徳

議員 田 中 健 一

議員 木 原 繁 昭

## 意見書第1号

小人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、  
2014年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには、学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかですが、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。

社会状況等の変化により、一人ひとりの子供に対するきめ細かな対応が必要となっていますが、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加し、日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。また、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しており、これらの解決にむけて、計画的な定数改善も必要です。

また、鹿児島県においては複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したときに、教育の機会均等が保障されているとは言えません。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請ですが、教育予算について、GDPに占める教育の割合は、OECD加盟国（データのある31か国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用教職員の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望いたします。

### 記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等を保障するため、国の定数基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月27日

指宿市議会議長 森 時 徳

内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
文部科学大臣 殿  
財 務 大 臣 殿

## 議 員 派 遣 書

平成25年6月27日

次のとおり議員を派遣する。

目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成25年8月8日(1日間)
- (3) 派遣議員 議長ほか20人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。